

令和5年度 第1回横浜市精神保健福祉審議会

令和5年8月10日(木)

14時00分～16時00分(予定)

神奈川県中小企業共済会館 603・604 会議室

《次 第》

1 開会

2 挨拶

3 報告

- (1) 「よこはま保健医療プラン2024」について(資料1)
- (2) 第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて(資料2)
- (3) 第2期横浜市自殺対策計画について(資料3)
- (4) 依存症対策事業について(資料4)
- (5) 令和4年度横浜市精神障害者退院サポート事業実績報告について(資料5)
- (6) 令和4年度精神保健福祉対策事業について(資料6)

4 その他

【配付資料】

- ・資料1 「よこはま保健医療プラン2024」について
- ・資料2 第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて
- ・資料3 第2期横浜市自殺対策計画について
- ・資料4 依存症対策事業について
- ・資料5 令和4年度横浜市精神障害者退院サポート事業実績報告について
- ・資料6 令和4年度精神保健福祉対策事業について
- ・資料7 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料8 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

令和5年度第1回 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿（五十音順）

氏名	職名
浅見 剛	横浜市立大学医学部精神医学 准教授
天貝 徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
飯島 倫子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
池田 陽子	神奈川県精神保健福祉士協会 監事
石井 一彦	神奈川県精神科病院協会 大和病院 院長
石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授
伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間科学部心理学科教授
大友 勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
大貫 義幸	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 事務室長
金子 由紀子	横浜市精神障がい者就労支援事業会 統括施設長
川越 泰子	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
佐伯 隆史	神奈川県精神科病院協会 理事 医療法人誠心会 理事長
豊田 まゆ美	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 所長
長尾 孝治	中区生活支援センター 所長
西井 華子	神奈川県精神科病院協会 顧問 医療法人社団養心会 理事長
長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
樋口 美佳	神奈川県立平塚看護大学校 校長
三村 圭美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
宮川 玲子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
山口 哲顕	神奈川県精神科病院協会 会長 港北病院 院長

令和5年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏 名	所 属
事務局	佐藤 広毅	健康福祉局長
	修理 淳	医療局保健所長(担当理事兼務)(医療医務監兼務)
	君和田 健	障害福祉保健部長
	白川 教人	担当理事(こころの健康相談センター長)
	中村 剛志	障害施策推進課長
	今井 智子	障害自立支援課長
	宮川 力也	障害施設サービス課長
	高木 美岐	企画課長
	菊池 潤	医療援助課長
	岩松 美樹	健康推進課健康づくり担当課長
	吉原 祥子	高齢在宅支援課長
	中村 秀夫	精神保健福祉課長(こころの健康相談センター担当課長兼務)
	田辺 興司	障害施策推進課施策調整係長
	新海 隆生	障害施策推進課共生社会等推進担当係長
	坂下 新悟	障害施策推進課計画推進担当係長
	米山 のぞみ	障害施策推進課指定・システム担当係長
	佐々木 善行	障害施策推進課担当係長
	渡辺 弥美	障害施策推進課相談支援推進係長
	大野 和義	障害施策推進課担当係長
	梅津 亜矢子	障害施策推進課区分認定係長
	品田 和紀	障害施設サービス課施設管理係長
	畑下 陽介	障害施設サービス課整備推進担当係長
	坂井 良輔	障害施設サービス課地域施設支援係長
	佐藤 央一	障害施設サービス課共同生活援助担当係長
	野口 慶太郎	障害施設サービス課施設等運営支援係長
	長戸 泰弘	障害施設サービス課担当係長
	内山 博人	障害自立支援課就労支援係長
	正寿 弘	障害自立支援課福祉給付係長
	東 宏子	障害自立支援課移動支援係長
	藤森 祐次	障害自立支援課社会参加推進係長
	中西 勇人	障害自立支援課居宅サービス担当係長
	香月 正樹	精神保健福祉課精神保健福祉係長
	久保 裕樹	精神保健福祉課担当係長
	山内 航	精神保健福祉課救急医療係長
	坂田 瑞恵	こころの健康相談センター相談援助係長
	渡邊 雅哉	こころの健康相談センター担当係長
	佐々木 祐子	こころの健康相談センター依存症等対策担当係長
	津田 善之	企画課企画係長
	加藤 大済	医療援助課福祉医療係長
	矢島 陽子	健康推進課健康づくり担当係長
高野 利恵	高齢在宅支援課認知症等担当係長	
丸山 重夫	医療局医療政策課長	
山木 香菜恵	医療局医療政策課担当係長	

「よこはま保健医療プラン 2024」の策定について

本市では、保健医療分野における中期的な計画として「よこはま保健医療プラン 2018（平成30年度から令和5年度）」を策定し、各種施策を推進しています。

このたび、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とする次期プラン策定に向けて、素案の検討を進めています。

1 よこはま保健医療プランの概要

(1) 趣旨

急速な高齢化の進展など保健医療を取り巻く環境が大きく変化する中、本市の実情に適した課題の解決を図るため、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針として「よこはま保健医療プラン」を策定し、各種施策を推進します。

(2) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで（6年間）

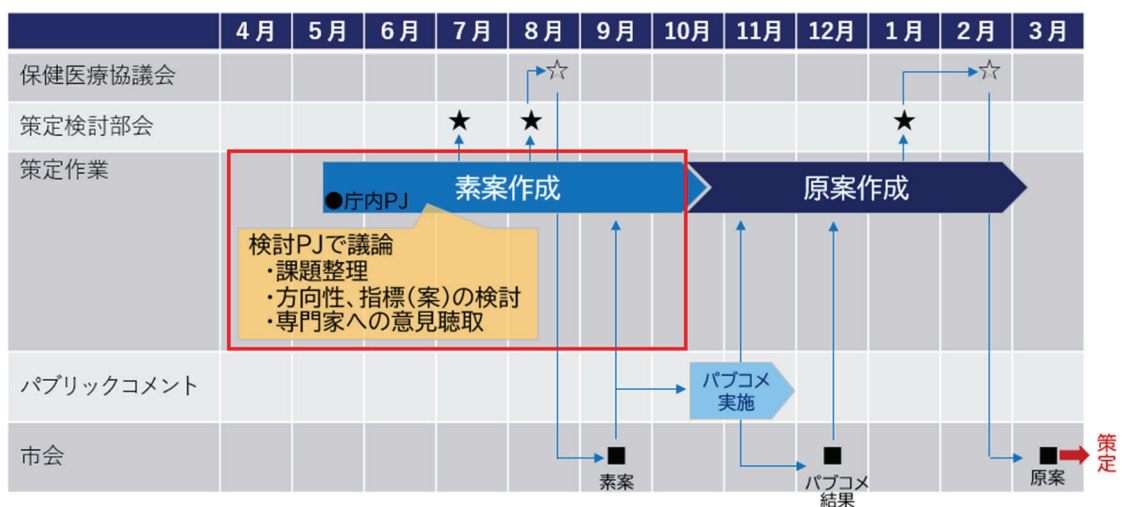
(3) 策定根拠

医療法に基づき、都道府県単位で策定される「医療計画」に準じて、本市独自に策定します。※国が示す「医療計画作成指針」等を踏まえて策定。

2 スケジュール

令和5年7月24日に第3回よこはま保健医療プラン策定検討部会を開催し、素案（たたき台）について、部会委員よりご意見をいただきました。8月14日に第4回よこはま保健医療プラン策定検討部会を開催し、引き続き、素案について検討を行います。

令和5年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆様から素案に対するご意見をいただく予定です。



令和5年7月24日開催
第3回よこはま保健医療プラン
策定検討部会 資料2（抜粋）

よこはま保健医療プラン2024 素案(たたき台)について

よこはま保健医療プラン2024 目次

I プランの基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨と位置付け
- 2 基本理念

抜粋箇所

II 横浜市の保健医療の現状

III 横浜市の保健医療の目指す姿 「2040年に向けた医療提供体制の構築」

- 1 2040年に向けた医療提供体制の構築
 < 地域医療構想の実現 >
- 2 患者中心の安全で質の高い医療を提供する体制の確保

IV 主要な疾病ごとの 切れ目のない保健医療連携体制の構築

- 1 がん
- 2 脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患
- 3 糖尿病
- 4 精神疾患

抜粋箇所

V 主要な事業ごとの 医療体制の充実・強化

- 1 救急医療
- 2 災害時における医療
- 3 周産期・小児医療
- 4 感染症医療

VI 主要な保健医療施策の推進

- 1 感染症対策
- 2 難病対策
- 3 アレルギー疾患対策
- 4 認知症疾患対策
- 5 医療的ケア児・者及び障害児・者における保健医療
- 6 歯科口腔保健・歯科医療
- 7 健康横浜21の推進（生活習慣病予防の推進）

VII 計画の進行管理等

< 資料編 >
関連データ

I 章 プランの基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と位置づけ

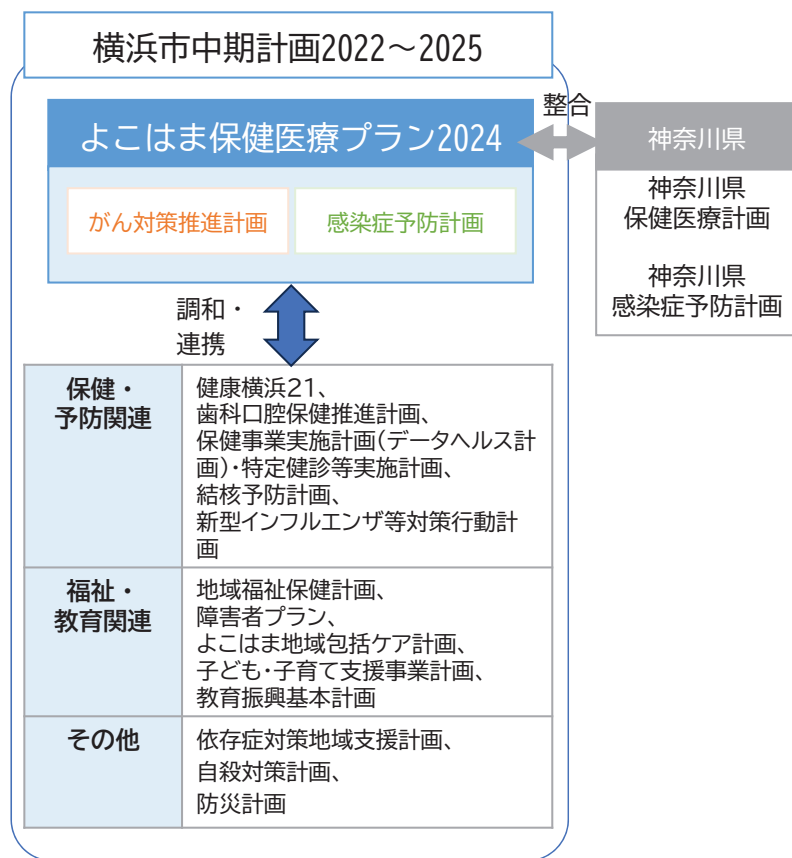
(1) 計画策定の趣旨

- 本市独自の行政計画として、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針として策定します。

(2) 計画の位置づけ

- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく「医療計画」に準じ、本市独自に策定したものです。
- 国が示す「医療計画作成指針」等を踏まえ、「神奈川県保健医療計画」と整合性を図りながら策定しました。
- 市の総合計画である「横浜市中期計画2022-2025」のほか、保健医療に関する他の分野別計画とも整合性を図り、一体的に推進していきます。
- 主要な疾病のうち、がんに関する部分については、「横浜市がん撲滅対策推進条例（平成26年10月施行）」に基づく「がん対策推進計画」として、また、主要な事業及び保健施策のうち、感染症に関する部分については、改正感染症法（令和6年4月1日施行）第10条第14項に基づく本市の「感染症予防計画」として位置付けます。

■ よこはま保健医療プランと他計画の関係



I 章 プランの基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と位置づけ

(3) 計画の期間

- 令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とします。
- 3年目の令和8（2026）年度に中間振り返りを行い、必要に応じて計画を見直します。

(4) 計画への市民意見の反映

- 「横浜市保健医療協議会」及びその専門部会である「よこはま保健医療プラン策定検討部会」の開催
- 横浜市民の医療に関する意識調査を実施
- 素案に対するパブリックコメントを実施

(5) 各主体の役割

市民	<ul style="list-style-type: none">・自らの健康管理に努める・病気の状態に合わせた適切な受診に努める など、医療提供体制への理解を深める
保健・医療等サービス提供者	<ul style="list-style-type: none">・職能に課せられた社会的責任を最大限に果たす・計画の推進に積極的に関与・協力する
行政	<ul style="list-style-type: none">・総合的な保健医療施策を展開・保健医療に関する情報発信や啓発・広報活動等を行い、地域医療を支える意識の醸成を図る・公平・公正な立場からコーディネート役としての機能を果たす

I 章 プランの基本的な考え方

2 基本理念

高齢化の進展による医療需要増加や、生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、最適な医療提供体制を構築するとともに、医療・介護の連携を着実に進め、市民が必要な医療を受けられ、本人・家族が健康で安心して生活することができる社会の実現を目指します。

あわせて、保健医療の質の向上や効率化を図る観点から、情報通信技術(ICT)の活用やデータ分析に基づく施策立案・効果検証など、デジタル時代にふさわしい保健医療政策に取り組みます。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた感染症対策を実行し、新興・再興感染症から市民の安全と健康を守ります。

※「デジタル時代にふさわしい医療政策」について、資料追加予定

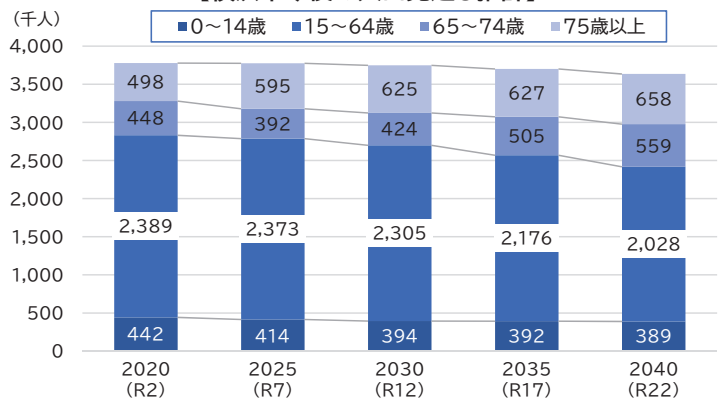
Ⅱ章 横浜市の保健医療の現状

横浜市今後の人口見通し推計

- 横浜市の総人口は2021年をピークに**減少傾向**
- 15～64歳の生産年齢人口は2020年から2040年にかけて**15.1%減少**する見込み
- 一方で、75歳以上の人口は2020年から2040年にかけて**32.1%増加**する見込み

▶生産年齢人口が減少する超高齢社会への対応が必要

【横浜市今後の人口見通し推計】



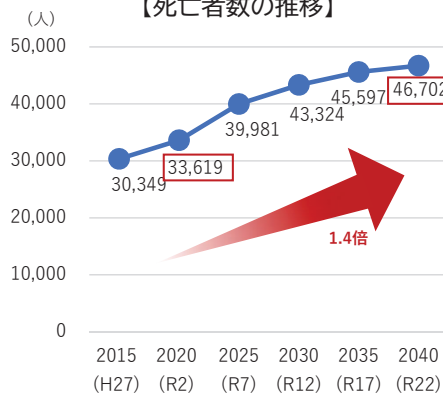
出典：横浜市今後の人口の見通し推計（令和3年度）

死因別の死亡状況

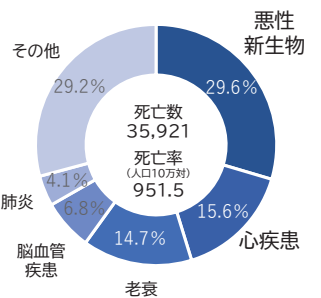
- 死亡者数は**増加傾向**、2040年は2020年の**約1.4倍**
- 悪性新生物（がん）、心疾患、老衰が死因の上位を占める

▶疾患ごとの動向に合わせた医療提供体制の構築が必要

【死亡者数の推移】



【2021年の死因別の死亡状況】



出典：令和2年まで 人口動態統計（厚生労働省）
令和7年以降、「横浜市将来人口推計」（H29年度）

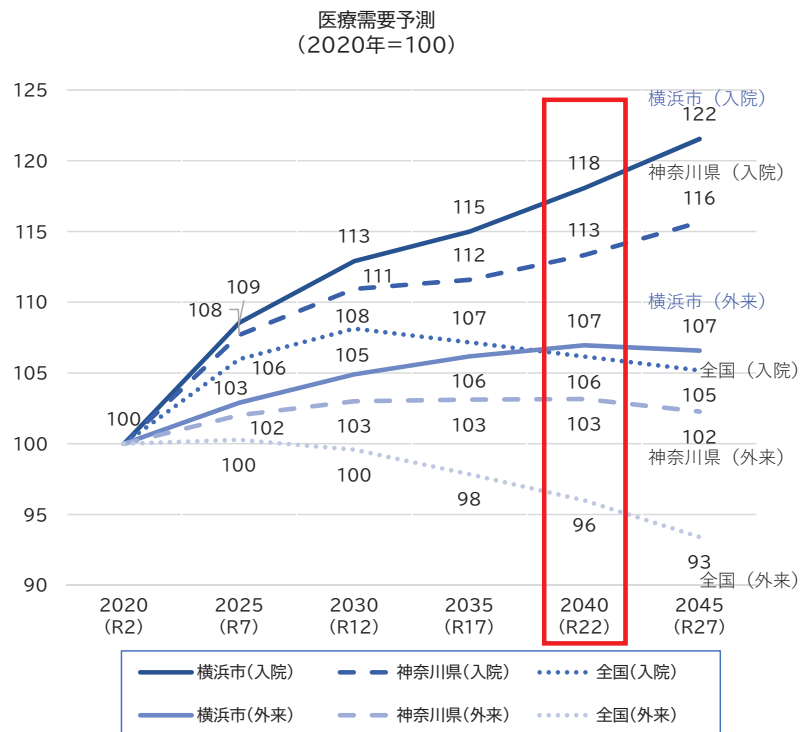
出典：令和3年 人口動態統計（厚生労働省）

II章 横浜市の保健医療の現状

医療需要予測

- 全国の入院に関する需要は2030年ごろをピークに減少する一方、横浜市の医療需要は2045年頃までは増加していく見込みであり、2020年対比で2040年は**18%増**となる予測である
- 全国の外来に関する需要は2025年頃をピークに需要は減少する一方、横浜市の需要は2040年ごろをピークに2045年頃までは維持していく見込みであり、2020年対比で2040年は**7%増**となる予測である

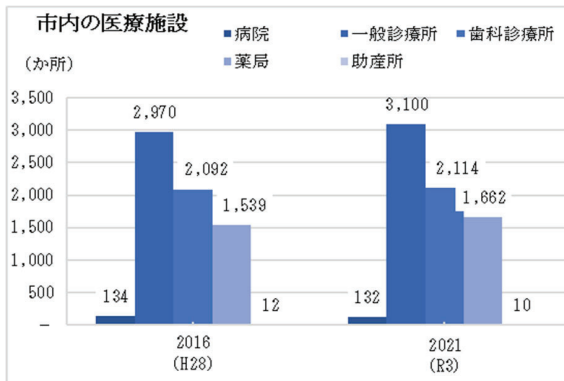
▶2040年において全国と比べて大幅に増加が見込まれる医療需要に対応できる医療提供体制の構築が必要



出典：患者調査（令和2年）「受療率（人口10万対）、入院-外来×性・年齢階級×都道府県別」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」
 横浜市「今後の人口見通し推計（令和3年度）」
 ※ 二次医療圏の患者数は、当該二次医療圏が属する都道府県の受療率が各医療圏に当てはまるものとして、将来の人口推計を用いて算出。

Ⅱ章 横浜市の保健医療の現状

医療施設の状況

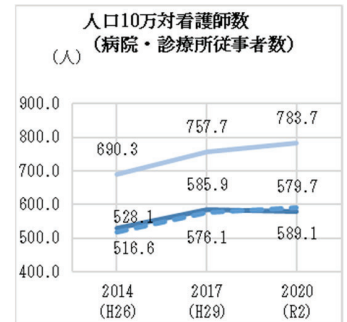
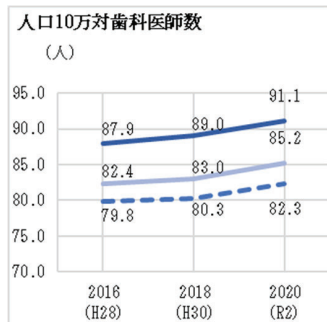


出典：病院・一般診療所・歯科診療所（各年10月1日現在）
平成28年・令和3年医療施設調査（厚生労働省）

薬局（各年3月31日現在）
平成28年神奈川県衛生統計年報（神奈川県）
神奈川県ホームページ 県勢要覧2022（令和4年度版）

助産所
平成28年神奈川県衛生統計年報（神奈川県）
横浜市医療局ホームページ 横浜区分娩取扱施設一覧

医療従事者の状況



出典：医師・歯科医師・薬剤師
平成28年・平成30年・令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査

出典：看護師
【病院】平成26年・平成29年病院報告・令和2年医療施設調査（厚生労働省）
【診療所】平成26年・平成29年・令和2年医療施設調査（厚生労働省）
注）各年10月1日時点の人口をもとに独自に算出して作成

Ⅱ章 横浜市の保健医療の現状

市立・市大・地域中核病院等を基幹とする医療提供体制

- 市立3病院（市民病院、脳卒中・神経脊椎センター、みなと赤十字病院）及び横浜国立大学2病院（横浜国立大学附属病院、横浜国立大学附属市民総合医療センター）に加え、市内6方面の基幹的な役割を担う地域中核病院の整備を進めるなど、市独自に医療提供体制を整備

① 市立3病院

市民病院

- 急性期を中心とした総合的な病院
- 「がん」「救急」「周産期」「感染症」「災害医療」等、地域から必要とされる医療及び高度急性期医療に積極的に取り組む

写真or基本情報

所在地：神奈川区三ツ沢西町1番1号

脳卒中・神経脊椎センター

- 「脳卒中」「神経疾患」「脊椎脊髄疾患」「リハビリテーション」の専門病院
- 中枢神経全般に対する高度急性期から回復期までの一貫した医療に取り組む

写真or基本情報

所在地：磯子区滝頭一丁目2番1号

みなと赤十字病院

- 日本赤十字社を指定管理者とし、市との協定に基づいた医療を提供する病院
- 救急、精神科救急・合併症医療、アレルギー疾患、災害時医療などに取り組む

写真or基本情報

所在地：中区新山下三丁目12番1号

Ⅱ章 横浜市の保健医療の現状

② 横浜市立大学2病院

- 市内唯一の大学医学部、県内唯一の公立大学医学部の附属病院として高度な医療を提供
- 教育機関として地域医療を支える人材を育成・輩出、地域医療機関への支援や高度・先進的な臨床研究の推進など、様々な役割を担う

横浜市立大学附属病院

- がんや難治性疾患を中心に高度で先進的な医療を提供する市内唯一の特定機能病院※1
- 次世代臨床研究センター（Y-NEXT※2）が中心となり、臨床研究を推進

写真or基本情報

所在地：金沢区福浦三丁目9番

横浜市立大学附属市民総合医療センター

- 高度救急医療をはじめとする三次救急医療の充実を図るとともに、疾患別センターを中心に、関連専門医がチームを組み、総合医療を提供

写真or基本情報

所在地：南区浦舟町四丁目57番

※1 特定機能病院 高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院

※2 Y-NEXT YCU Center for **N**ovel and **E**xploratory **C**linical **T**rialsの略称

Ⅱ章 横浜市の保健医療の現状

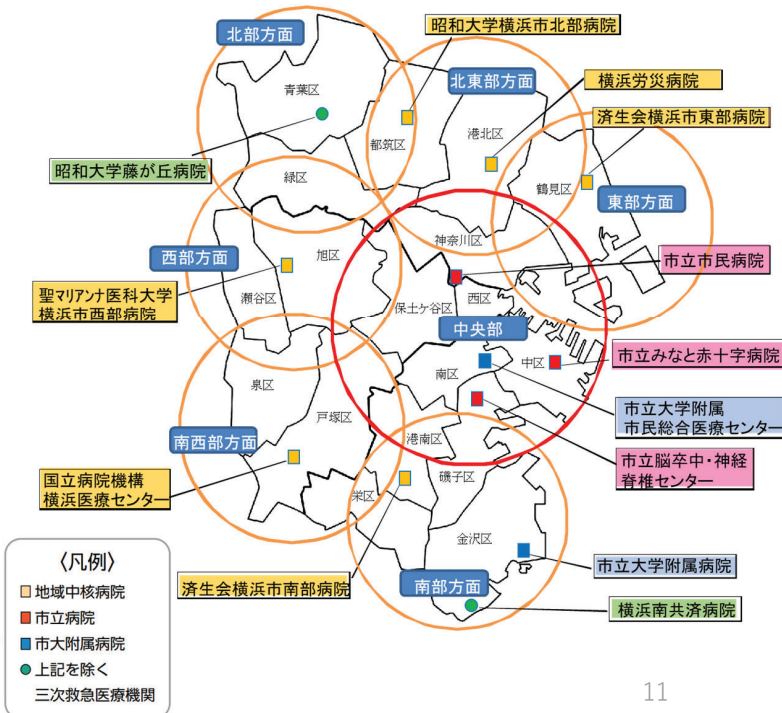
③ 地域中核病院

- ・ 市中央部を除いた郊外部の6方面に、高度な医療機能を持つ病院として民営を基本に地域中核病院を誘致・整備
- ・ 地域中核病院は、本市との協定に基づき、救急医療、高度医療等に加えて、地域の課題となる医療や、がん・小児・周産期など、幅広い医療を提供
- ・ 地域完結型医療の実践に向けた医療連携の中核としての役割を果たす

方面	名称	開設年月 (診療開始)
南部	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市南部病院	昭和58年6月
西部	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	昭和62年5月
北東部	独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院	平成3年6月
北部	昭和大学横浜市北部病院	平成13年4月
東部	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院	平成19年3月
南西部	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	平成22年4月

④ 地域中核病院とともに高度医療等を担う病院

- ・ 地域中核病院等の他、昭和大学藤が丘病院（青葉区）や国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院（金沢区）など、救命救急等の政策的医療や高度医療を担う病院も本市の医療提供体制を支える



IV-4 主要な疾病ごとの切れ目のない保健医療連携体制の構築 《精神疾患》

現状と課題

【精神疾患の全体認識】

- コロナ禍等による社会環境や人間関係の変化により、抑うつや不安が広がるなど、精神科医療を必要とする人が増えています。一方で、受診に抵抗を感じる人や、精神疾患を否認する人も多いため、医療につながりにくく、入院が必要な期間も長くなりがちです。地域で支える仕組みが少ないとの指摘もあります。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 医療機関と福祉関係者等との連携が十分とは言えず、連携に向けた取り組みが求められています。

【措置入院者の退院後支援】

- 措置入院となった方は、複雑多岐にわたる問題を抱えていることも多く、その人らしい生活を送るためには、地域での支援が必要で

【精神科救急】

- 患者像の多様化に合わせて、専門的治療につなげることや退院後の地域移行に向けた視点が重要視されています。

【自殺】

- 本市の自殺者数は、2019年以降は増加しており、特に女性の自殺者の増加が目立っています。自殺を考えている人のサインに早く気づき、見守り、つなぐ人が増えるよう、広報、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

【依存症】

- 依存症は本人に自覚が少ないことが多く、治療や支援につながりにくいことが課題であり、治療や支援が必要な人やその周囲の人たちが、依存症に関する正しい知識を得て、相談や支援を受けやすくする環境を整備することが必要です。

目標

- ☞ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができる。
—精神障害者が退院後に早期に再入院することなく、地域で生活ができている。
—症状が重篤化する前に、入院など医療機関に適切につながる、つなげることで入院の長期化を少なくし、早期の退院が実現している。

目標を実現するための取組

- ☞ メンタルヘルス普及啓発、専門職のスキルアップを図ること
でこころの健康を維持する人の増加を実現する。
- ☞ 医療機関や福祉・保健関係者の連携強化を推進し、精神障害
にも対応した地域包括ケアシステムの構築を実現する。
- ☞ 精神科救急体制を充実させ、良質かつ適切な医療を提供す
る。

第4期横浜市障害者プラン中間見直しについて

1 プラン見直しの趣旨

「第4期横浜市障害者プラン」は、令和3年度から8年度までの6年を計画期間としてい
 ます。このプランは、障害者基本法に基づき本市における障害者に関する基本的な施策の
 方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画である「障害者計画」と、
 円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量
 等を定める計画として、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基
 づく「障害児福祉計画」の三つの性質を持つ計画です。このうち、「障害福祉計画」及び
 「障害児福祉計画」については、計画期間が3年と定められているため、第4期障害者プラ
 ンの中間期での見直しを行います。障害者計画（基本法／6か年）の内容は継承し、
 障害（児）福祉計画（総合支援法・児福法／3か年）の見直しという位置づけとなります。
 （参考1）

【参考1】第4期障害者プランの概要

- 計画期間：令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）まで。
- 位置付け：「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定。

第4期横浜市障害者プラン					
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者計画（＝施策の方向性及び個別の事業等を定める計画）					
障害福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）			障害福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）		
障害児福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）			障害児福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）		

見直し

2 障害者プラン見直し部分

第1章 計画の概要

国の動向・年表 等時点修正

第2章 横浜市における障害福祉の現状

統計数字等更新

第3章 第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性

取組内容の項目ごとに見直しを実施(参考2)

第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

見直し部分なし

資料編

統計数字等更新

【参考2】第3章の構成

本プランでは、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるとまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害福祉に関する施策事業を5つの分野に分類し、施策を進めています。

分類	取組内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安全・安心	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

3 見直しの進め方

第4期障害者プランの見直しにあたっては、当事者の立場や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会である障害者施策検討部会を中心に協議・検討を進めていきます。加えて、現状把握やニーズ調査のため、令和4年12月から令和5年2月にかけて行った障害当事者や家族、支援者等へのグループインタビュー(参考3)や、令和5年9月から10月にかけて実施予定の市民意見募集、市民説明会などの意見も参考にします。また、国から示された基本指針(資料3-1・2)等の内容を踏まえ、必要に応じた内容の見直しも行います。

【参考3】グループインタビューの実施状況

令和4年12月から令和5年2月にかけて、障害当事者や家族、支援者等の現状やニーズを把握するためのグループインタビューを実施しました。

※ 実施団体：12団体 延べ参加者数：約250名

グループインタビューでの主な意見：抜粋版（詳細は資料5を参照）

様々な生活の場面を支えるもの

- ・地域の方に、障害のある方の暮らしの様子についての啓発は必要と思われる。（普及啓発）
- ・赤い障害者マークをカバンにつけている人をたまに見かけるようになったと思う。（普及啓発）
- ・周囲どこかかそもそも家族の障害特性の理解が正しく出来ていない。（普及啓発）
- ・地域の小学校に福祉教育が必要。（人材確保・育成）
- ・制度が複雑なので支援者が制度理解不足だし、相談する時間も少ない。（普及啓発）
- ・福祉関係者と教育関係者が連携して地域の福祉意識の向上を目指すべき。（権利擁護）
- ・誰が、どこが詳しいか、誰に聞いたら教えてもらえるのか？それがわからない。（相談支援）
- ・相談したものの専門用語が多くてわからない。（相談支援）

生活の場面1 住む・暮らす

- ・一人暮らしをしたい。（1-1 住まい）
- ・ごみの分別は難しい。（1-2 暮らし）
- ・移動情報センターのことを知らない。（1-3 移動支援）
- ・通学にもっと個別の移動支援サービスを増やしてほしい。（1-3 移動支援）
- ・移動の際に必要なガイドヘルパー等の資源がまだまだ足りないと感じる。（1-3 移動支援）
- ・未だにバリアフリー化していない所や、街中に段差がありすぎて1人で外出することは大変です。（1-4 まちづくり）
- ・文字での案内が多いので、知的・発達障害の方々ではわかりにくい場面が多いと感じます。（1-4 まちづくり）

生活の場面2 安全・安心

- ・病院（診断）の連携がうまくいっていないと思います。（2-1 健康・医療）
- ・障害者が高齢になった時に、高齢化による障害の変化を理解できる病院や、相談できる窓口がどこか分からない。（2-1 健康・医療）
- ・交通機関、道路などのインフラが混乱した時にどうするか考えて欲しい。（2-2 防災・減災）
- ・災害発生時、障害のある人と家族・支援者が安心して過ごせる避難場所が必須。（2-2 防災・減災）

生活の場面3 育む・学ぶ

- ・小学校の授業に親がずっと介助のために付いている必要があった。（3-1 療育）
- ・幼年期、小中学校時代の一般児童・生徒への共生の意識の高まりが必要。（3-2 教育）

生活の場面4 働く・楽しむ

- ・職場に障害が後から判明（年末調整などで）した時に不利益にならないか不安です。（4-1 就労）
- ・日中活動の事業所が足りない。2か所に通っているが、人によっては3か所通っている人もいます。（4-2 日中活動）
- ・知的障害のある方は特にコロナ禍で余暇が思うように過ごせずストレスが高い方も多く感じます。（4-3 スポーツ・文化・芸術）

4 見直しスケジュール

日程	内容	
6月28日	前期3年の振り返り 後期3年の方向性検討	第1回障害者施策推進協議会
7月24日		第1回障害者施策検討部会
8月中旬	「障害（児）福祉計画」に係るサー ビス見込み量等の見直し素案報告	第2回横浜市自立支援協議会
9月下旬 ～10月下旬		市民意見募集（パブリックコメント） 市民説明会（9月中旬に2回）・関係者団体説明
11月下旬		第2回障害者施策検討部会
12月	市民意見募集（パブリックコメント） 結果報告	第2回障害者施策推進協議会
令和6年2月		第4回横浜市自立支援協議会
3月	「第4期横浜市障害者プラン見直し 原案」報告	第3回障害者施策推進協議会

だい き よ こ は ま し し ょ う が い し ゃ

ち ゅ う か ん み な お

あ ん

第4期横浜市障害者プラン中間見直し（案）

※この冊子には、今回見直されたすべての取組・事業が掲載してあります。この中には、「現プランに掲載されているが、今回の見直しを経て後期3年間（令和6年度～8年度）のサービス見込み量等を設定したものと、「国の基本指針等を踏まえて新たに取り組む事業（今まで掲載されていなかった事業）」の2種類によって構成されています。

現プランの第3章（24頁～123頁）を基に作成しています。

【凡例】

<事業名欄>

Ⓐ：将来にわたるあんしん施策

Ⓑ：障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

Ⓒ：障害児福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

Ⓓ：国の基本指針等（令和5年5月19日告示）を踏まえ新たに実施する事業を指します。

<評価欄の説明>

○：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。

△：一定程度の効果は得られた。

×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

目次

さまざま	せいかつ	ばめん	ささ	様々な生活の場面を支えるもの	3
1	ふきゅうけいはつ			普及啓発	3
2	じんざいかくほ	いくせい		人材確保・育成	6
3	けんりようご			権利擁護	11
4	そうだんしえん			相談支援	17
せいかつ	ばめん	す	く	生活の場面1 住む・暮らす	21
1-1	す			住まい	21
1-2	く			暮らし	25
1-3	いどうしえん			移動支援	37
1-4				まちづくり	41
せいかつ	ばめん	あんぜん	あんしん	生活の場面2 安全・安心	43
2-1	けんこう	いりよう		健康・医療	43
2-2	ぼうさい	げんさい		防災・減災	51
せいかつ	ばめん	はぐく	まな	生活の場面3 育む・学ぶ	53
3-1	りょういく			療育	53
3-2	きょういく			教育	58
せいかつ	ばめん	はたら	たの	生活の場面4 働く・楽しむ	65
4-1	しゅうろう			就労	65
4-2	にっちゅうかつどう			日中活動	71
4-3		ぶんかげいじゆつ		スポーツ・文化芸術	74

さまざまな せいかつ ばめん ささ
様々な生活の場面を支えるもの

1 普及啓発

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

事業名	事業内容	中間期 (令和3~5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた「障害者週間」などの取組を実施・推進していきます。	推進	障害者週間における市庁舎アトリウムでのイベント実施などを通じて、共生社会の実現に向けた取組を行いました。	○	推進
各区の普及・啓発活動の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	推進	各区で障害理解を目的とした広報物の作成やフォーラム等を実施し、障害理解の普及・啓発を実施しました。	○	推進

(2) 障害に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
<p>当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による普及・啓発活動への支援</p>	<p>セイフティーネットプロジェクト横浜(S-net横浜)や障害福祉関連施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及・啓発を推進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>コミュニケーションボードの活用に関する研修会や、地域防災拠点での当事者による講演等を通じた障害理解に向けた普及・啓発活動を支援・協働しました。</p>	<p>○</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進</p>	<p>社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>社会参加推進センター等と協働し、啓発動画の作成や講座の実施など、普及・啓発の取組を継続的に実施しました。</p>	<p>○</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>疾病や障害に関する情報の発信</p>	<p>ホームページなどの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者・関係者の理解促進に努めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>毎年度、「障害福祉のあんない」を更新し、情報を発信しました。 令和4年度からは、ホームページや紙媒体に加え、アプリを活用した情報発信を開始しました。 ・冊子作成数 令和3年度：42,000部 令和4年度：38,000部 令和5年度：36,000部 ・アプリダウンロード数 7,501件（R5.7現在）</p>	<p>○</p>	<p>すいしん 推進</p>

(3) 学齡期への重点的な普及・啓発

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
学齡期 児童 及び 保護者 への 障害 理解啓発	学齡期児童 と 保護者 が、 障害児・者と交流したり、 障害について理解を深めたり する機会の確保に努めます。	推進	学齡期児童と保護者が、 障害児・者と交流し、 障害理解を深めるため に福祉教育等を実施し ました。	○	推進
副学籍によ る交流 教育及び 共同学習	特別支援学校に在籍する児童 生徒が、居住地の小・中学校 の児童生徒と一緒に学ぶ機会 の拡大を図るなど、共同学習 を進めます。	推進	毎年、100名を超える見 学児童が副学籍交流を 利用し、居住地の小・ 中学校での授業や 校外活動において一緒 に学ぶ機会を設けまし ました。	○	推進

2 人材確保・育成

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
障害福祉 人材の確保 あ	障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人や雇用の支援を行うことで社会福祉人材の確保につなげていきます。	すすん 推進	市内専門学校との連携により、障害福祉の魅力を発信するアニメーションを作成し、イベント等で放映しました。また、人材確保セミナーやお仕事フェアを実施し、障害福祉分野の人材不足解消に向けた取り組みを推進しました。	△	すすん 推進
障害特性に 応じた支援 のための 研修	発達障害や行動障害を有する方、医療的ケアが必要な方等に対し、専門的な支援を行うことのできる人材を育成するための研修を実施します。	すすん 推進	発達障害者への相談援助技術向上のための研修や、行動障害に係る支援力向上を図るための研修等を実施しました。また、医療的ケアに係る「支援者養成研修」及び「フォローアップ研修」を実施しました。	○	すすん 推進
相談支援 従事者の 人材育成	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	すすん 推進	令和4年度から障害者相談支援従事者初任者研修において、18区の基幹相談支援センター等での実習を開始するなど、市域と区域との連動性を高め、支援力向上につながる人材育成に取り組みました。	○	すすん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かい 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいふくし 障害福祉 施設職員等 への支援 あ	しょうがいしゃ きゅうおーえる こうじょう 障害者のQOLの向上を めざ 目指して、障害特性やライフ ステージに応じた障害の じゅうどか かんわ せいかつしゅうかんびょう 重度化の緩和、生活習慣病の よぼうとう ふきゅうけいはつ ほか 予防等の普及啓発を図るため、 しょうがいふくししせつ 障害福祉施設における衛生 かんり えいようかんり かん けんしゅう 管理、栄養管理に関する研修、 れんらくかいとう じっし 連絡会等を実施します。	すすん 推進	しょうがいふくししせつ しょくいん 障害福祉施設の職員 を対象とした食品 たいしょう しょくひん を対象とした食品 えいせいこうしゅうかい せつしょく 衛生講習会や摂食 えんげけんしゅう どうがはいん 嚥下研修（動画配信）を じっし 実施しました。	○	すすん 推進
しょうがいふくし 障害福祉 施設等で働 く看護師の 支援	しょうがいふくししせつとう ばたら 障害福祉施設等で働く かんごし ていちゃく む しょういん 看護師の定着に向けた支援を おこな じんざいかくほ 行うとともに、人材確保の ほうさく けんとう 方策について検討します。	すすん 推進	しょうがいふくししせつ ばたら 障害福祉施設で働く かんごし む しかいし 看護師向けに、歯科医師 による口腔機能管理を こうくうきのうかんり テーマとした講義動画 こうぎどうが の配信や多職種連携に はいしん たしよくしゅれんけい の配信や多職種連携に かん けんしゅう かくしせつ 関する研修、各施設へ の訪問による技術的な ほうもん ぎじゅつてき 指導を実施しました。	○	すすん 推進
しゅうろうしえん 就労支援セ ンター職員 の人材育成	たよう たいおう 多様なニーズに対応できるよ う、就労支援スキルを向上さ しゅうろうしえん こうじょう う、就労支援スキルを向上さ せるため、研修の実施など、 けんしゅう じっし 研修の実施など、 じんざいいくせい すす 人材育成を進めます。	すすん 推進	れいわ ねんど じんざいいくせい 令和3年度に人材育成 シート作成、並びに令 ざくせい なら れい 和4年度に個人情報 わ ねんど こじんじょうほう 保護研修、労働法 ほ ごけんしゅう ろうどうほう 保護研修、労働法 けんしゅう およ かく 研修、及び各センター かん しえんいん じんじ 間での支援員の人事 こうりゅう じっし しょくいん 交流を実施し、職員の しえん こうじょう 支援スキルの向上を ほか 図りました。	○	すすん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しゅうろうそくしん 就労促進を もくてき 目的とした じぎょうしょしょくいん 事業所職員 む けんしゅう 向け研修	しょうがいしゃこよう おこな 障害者雇用を行っている きぎょう しゅうぎょうたいけん けんしゅう 企業での「就業体験」の研修 つう じぎょうしょしょくいん しゅうろう を通じて、事業所職員の就労 しえん こうじょう しゅうろう む 支援スキルの向上、就労に向 いた意識付けにつなげます。	すいしん 推進	れいわ ねんど じぎょうしょ 令和3年度に事業所 しょくいん む はたら しょくば 職員向けに「働く職場 けんがくかい じっし じ の見学会」を実施し、事 ぎょうしょしょくいん いしきづ 業所職員の意識付け とく に取り組みました。 れいわ ねんど 令和4年度には、より こうかてき じっし む 効果的な実施に向けた かんけいきかん 関係機関へのヒアリン グを行い、令和5年度 におこな れいわ ねんど にヒアリングを踏まえ、 あら じぎょう じっし 新たな事業を実施しま した。	○	すいしん 推進
いりょうじゅうじしゃ 医療従事者 けんしゅうじぎょう 研修事業 あ	びょうき しょうがい しょうにおよ 病気や障害のある小児及び じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ しえん 重症心身障害児・者の支援に ひつよう ちしき ぎじゆつ こうじょう はか 必要な知識・技術の向上を図 り、しょうがいとくせい りかい いりょう 障害特性を理解した医療 じゅうじしゃ いくせい けんしゅう 従事者を育成するための研修 じっし を実施します。	すいしん 推進	いりょうきかん ふくししせつどう 医療機関や福祉施設等 きんむ かんごし たい に勤務する看護師を対 しょう しょうにほうもんかんご 象に「小児訪問看護・ じゅうしょう しん しん しょうがいじ しゃ 重症心身障害児者 かんごけんしゅうかい じっし 看護研修会」を実施し ました。	○	すいしん 推進
ガイドヘル パー等研修 じゅこうりょうじよせい 受講料助成 あ	ガイドヘルパー等の資格取得 のための研修受講料の一部 を助成し、人材確保を図りま す。	すいしん 推進	れいわ ねんど るいけい 【令和3・4年度累計】 そうじよせいにんずう にん 総助成人数：229人 そうじよせいかく えん 総助成額：4,516,000円 うちわけ ぜんしんせい 内訳：全身性ガイドヘル パー26件、知的ガイドヘ ルパー67件、同行援護 （一般課程）89件、行動 えんご けん 援護53件 れいわ ねんど み こ 【令和5年度（見込み）】 じよせいにんずう にん 助成人数：120人 そうじよせいかく えん 総助成額：2,400,000円	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ガイドヘル パースキル アップ研修 め	より質の高いサービスが提供 できるよう、移動支援事業の 従業者を対象に研修を 実施します。	すいしん 推進	いどうしえんじぎょうしょの 従 業者を対象にガイド ヘルパーの基礎知識・ 技術や障害特性に応じ た支援方法に関する研 修を行いました。 また、サービス提供 責任者を対象に、サー ビス提供責任者等の役 割とサービス提供の基 本視点、プロセス等に関 する研修を行いました。	○	すいしん 推進
しゃかいさんか 推進センタ ーによる だんたいかつどう 団体活動 しえんきのう 支援機能の じゅうじつ 充実	しょうがいしゃほんにん かつどう を ささ げ じんざい いくせい すす 人材の育成を進めるとともに、 おな しょうがい ひと 同じ障害がある人たちの こうりゆう 交流やコミュニケーションの きかい かくじゅう かくだんたいかつどう 機会を拡充し、各団体活動を そくしん どりくみ すいしん 促進する取組を推進します。	すいしん 推進	しょうがいしゃ じりつ しゃかい 障害者の自立や社会 さんかどう そくしん 参加等を促進するため にちじょうせいかつ おく の日常生活を送るうえ での必要な生活訓練な ど当事者による事業を じっし 実施しました。	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
しょうがいふくし 障害福祉サービス とう かか しきゅうけつてい 等に係る支給決定 ぎょうむけんしゅう さんか 業務研修の参加 にんずう 人数福齢	-	-	-	300人	300人	300人
けいかくてき じんざいようせい 計画的な人材養成の すいしん そうだんしえん 推進（相談支援 じゅうじしゃけんしゅう 従事者研修の しゅうりょうしゃ 修了者）福齢	-	-	-	280人	280人	280人
しょうがいしゃじりつしえん 障害者自立支援 しんさしはらいどう 審査支払等システム しんさけっか による審査結果の きょうゆう 共有福齢	-	-	-	ねん かい 年1回	ねん かい 年1回	ねん かい 年1回

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討	煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入の検討を進めます。	検討・実施	ロボット・AI・ICT等の関連機関・企業との意見交換を行い、ロボット等の導入に向けた課題整理や今後の施策の方向性を検討しました。また、機器導入に係る研修情報を障害関係団体に紹介しました。	○	推進

3 けんりようご
権利擁護

(1) ぎゃくたいぼうし とりくみ しんどう
虐待防止の取組の浸透

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゃ 障害者 ぎゃくたいぼうし 虐待防止 じぎょう 事業 (ふきゅう 普及・ けいはつ 啓発)	しみんむ 市民向けのリーフレット作成 さくせい 等により広報を行います。ま とう こうほう おこな た、虐待や不適切支援をなく ぎゃくたい ふてきせつしえん していくため、障害福祉サー しょうがいふくし ビスの事業者等を対象とし じぎょうしゃとう たいしょう た研修を実施します。 けんしゅう じっし	すいしん 推進	ホームページ等を活用 とう かつよう し、虐待防止に係る ぎゃくたいぼうし かか ふきゅう けいはつ おこな 普及・啓発を行いました た。また、障害福祉施設 しょうがいふくししせつ サービスの管理者及び かんりしゃおよ サービス管理責任者を かんりせきにんしゃ 対象とした研修を たいしょう けんしゅう 実施しました。 じっし	○	すいしん 推進

(2) 成年後見制度の利用促進

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
<p>横浜市市民 後見人 養成・活動 支援事業</p>	<p>地域における権利擁護を市民 参画で進めるため、よこはま 成年後見推進センターが全区 で市民後見人の養成を実施 し、区役所、市・区社会 福祉協議会、専門職団体等が 連携した活動支援の体制を 構築します。</p>	<p>推進</p>	<p>令和3年度から4年度 にかけて第5期、第6期 市民後見人養成講座を 実施しました。バンク 登録者は新たに計55名 増となりました。 令和5年度バンク 登録者数：101人</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>法人後見 支援事業</p>	<p>よこはま成年後見推進センタ ーが、これまでの法人後見 受任実績を踏まえて、市内の 社会福祉法人等への法人後見 実施に向けた支援を行いま す。</p>	<p>推進</p>	<p>定期的に法人後見 連絡会を開催し、情報 共有や連携強化を行 いました。また、各法人 後見団体職員の新任者 向けに研修動画を配信 しました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>成年後見 制度の普及 啓発</p>	<p>成年後見制度がより利用しや すいものとなるよう、関係機関 と調整して当事者及び家族、 支援団体等への説明会などを 実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>各区域における成年 後見制度の学習会及び 親あるうちの準備を考 える連続講座の開催を しました。また、市域及 び各区域で開催される サポートネットにおい て、支援者間の連携を 強化しました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
けんりようご 権利擁護 じぎょう 事業	けんり まも そうだん けいやく 権利を守るための相談や契約 もと きんせんかんり に基づく金銭管理サービスな どの日常生活の支援を、区あ んしんセンターが、契約に基づ いて実施します。	すいしん 推進	しみん しえんしゃ せいど 市民や支援者への制度 しゅうちおよ けいはつ の周知及び啓発により、 そうだんけんすう ねんねんぞうか 相談件数は年々増加し ています。 【相談件数】 れいわ ねんど けん 令和3年度：92,096件 れいわ ねんど けん 令和4年度：96,643件 れいわ ねんど けん 令和5年度：97,000件 【延契約者数】 のべけいやくしゃすう れいわ ねんど じん 令和3年度：1,362人 れいわ ねんど じん 令和4年度：1,383人 れいわ ねんど じん 令和5年度：1,414人	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
せいねんこうけんせいどくちょう 成年後見制度区長 もうした けんすう 申立て件数福	けん 30件 じっせき けん 実績29件	けん 30件 じっせき けん 実績18件	けん 30件	けん 30件	けん 30件	けん 30件
せいねんこうけんにんどうほうしゅう 成年後見人等報酬 じよせいけんすう 助成件数福	けん 210件 じっせき けん 実績237件	けん 240件 じっせき けん 実績284件	けん 270件	けん 300件	けん 330件	けん 360件

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
市民等への普及・啓発	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。	推進	差別解消のための啓発動画を市営バス・地下鉄車内や駅のデジタルサイネージ、市のホームページに掲出し、障害者差別に関する啓発活動を実施しました。	○	推進
相談体制等の周知	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を周知します。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための地域協議会を開催します。	推進	当事者による差別の相談や調整委員会等の紹介、周知・啓発等を行う障害者社会参加推進センターにおいて、障害者差別に関する相談体制を周知しました。 また、横浜市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、相談事業等を共有し、障害者差別の相談対応に関する検討を行いました。	○	推進
市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行うための指針として策定した市職員対応要領を周知し、差別的取扱いとならざる事例や、合理的な配慮の好事例等の浸透を図ります。	推進	全職員を対象としたeラーニングによる研修を実施しました。	○	推進

(4) 情報保障の取組

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
<p>情報発信時の合理的配慮の提供</p>	<p>行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等に対して、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>点字等と併せ、新たに音声認識機能を利用したICT機器による情報保障に取り組みました。また、障害者差別解消庁内推進会議等を通じて、情報保障の必要性を全職員に共有しました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>代筆・代読サービス</p>	<p>視覚等に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なときに支援者によるサービス提供を行います。</p>	<p>検討 ・ 実施</p>	<p>居宅内での代読・代筆支援について、令和3年10月から家事援助において代筆・代読のみでのサービス提供を可能としました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン新</p>	<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の理念及び障害当事者の意見を踏まえ、情報保障の考え方や手法等をまとめたガイドラインを活用したコミュニケーション環境の向上及び障害理解の普及啓発に取り組みます。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>推進</p>

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
しゅわつうやくしゃ はけん 手話通訳者の派遣 はけん にんずう (派遣人数) 福	11,000人 じっせき 実績 9,630人	11,000人 じっせき 実績 10,376人	11,000人	11,000人	11,000人	11,000人
ようやくひっきしゃ はけん 要約筆記者の派遣 はけん にんずう (派遣人数) 福	1,900人 じっせき 実績 934人	1,900人 じっせき 実績 1,024人	1,900人	1,900人	1,900人	1,900人
しゅわほうしんようせい 手話奉仕員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業 ようせい にんずう (養成人数) 福	172人 じっせき 実績102人	172人 じっせき 実績138人	172人	172人	172人	172人
しゅわつうやくしゃ ひっきしゃ 手話通訳者・筆記者 ようせいけんしゅうじぎょう 養成研修事業 ようせい にんずう (養成人数) 福	90人 じっせき 実績46人	90人 じっせき 実績60人	90人	90人	90人	90人
もうしゃむ つうやく 盲ろう者向け通訳・ かいじょいんようせいけんしゅう 介助員養成研修 じぎょう ようせい にんずう 事業 (養成人数) 福	30人 じっせき 実績17人	30人 じっせき 実績20人	30人	37人	37人	37人

4 相談支援

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
<p>障害者相談支援事業の周知及び普及啓発</p>	<p>区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心に地域生活支援拠点の機能を充足させながら、相談支援事業の周知、啓発を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>相談支援事業の周知、啓発を図るため、「相談支援事業開設説明会」「事業別集団指導」「障害福祉入門研修会」等の説明会を実施しました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>相談支援従事者の人材育成【再掲】</p>	<p>市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。</p>	<p>推進</p>	<p>令和4年度から障害者相談支援従事者初任者研修において、18区の基幹相談支援センター等での実習を開始するなど、市域と区域との連動性を高め、支援力向上につながる人材育成に取り組みました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>市自立支援協議会と区協議会との連携・連動</p>	<p>市自立支援協議会、ブロック連絡会、区自立支援協議会を連携・連動させ、地域づくりに効果的に取り組める体制を整備します。</p>	<p>推進</p>	<p>令和3年度からSNSを活用した情報共有に取り組みました。また、令和4年度は市協議会において研修動画を作成し、各区協議会への配信を実施しました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>当事者による相談の充実</p>	<p>社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談の周知を図り、当事者による相談支援を推進します。</p>	<p>推進</p>	<p>ピア相談センターでの取組の周知を推進し、当事者相談の活用につなげました。また、ピア相談員研修を実施し、ピア相談員のスキルアップを図りました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
きそん そうだん 既存の相談 まどぐち ちいき 窓口（地域ケ アプラザ等） による連携	ひごろ かか なか なにげ 日頃の関わりの中で、何気な かいわ ふく そうだん い会話に含まれている相談を みちか そうだんしゃ 身近な相談者としてとらえ、 ひつよう おう いちじおよ にじ 必要に応じて、一次及び二次 そうだんしえん きかん 相談支援機関につなげます。	すいしん 推進	ちいき どう 地域ケアプラザ等にお ける相談対応をきっか けとした事案を、必要に おう そうだんしえん きかん 応じて相談支援機関 に つなぎました。	○	すいしん 推進
なんびょうかんじゃどう 難病患者等 への必要な 情報提供	なんびょうかんじゃどう たい ひつよう 難病患者等に対して必要な じょうほうていきょう おこな どう 情報提供を行うこと等によ り、難病患者等の障害福祉サ ービス等の活用が促されるよ う検討します。	すいしん 推進	こうえんかい こうりゅうかい 講演会・交流会のオン ライン開催を導入する ことにより参加しやす い環境を構築し、情報 提供を行いました。	○	すいしん 推進
はったつしょうがいしゃ 発達障害者 支援センタ ー運営事業	はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センターと、 ちいき しえんきかん れんけい 地域の支援機関との連携の しく せいり そうだんしえんたいせい 仕組みを整理し、相談支援体制 の強化を図ります。	すいしん 推進	はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センタ ーの職員が各區に でむ ちいき そうだんしえん 出向き、地域の相談支援 きかん れんけい とりくみ 機関との連携の取組を く じっし 18区で実施しました。 また、相談支援機関の えんじよりよくこうじょう 援助力向上のための けんしゅう じっし 研修を実施しました。	○	すいしん 推進
こうじのうきのう 高次脳機能 障害に関わ る関係機関 の連携促進	こうじのうきのうしょうがいしえん 高次脳機能障害支援センター と地域の関係機関との連携を そくしん みぢか ちいき 促進し、身近な地域における こうじのうきのうしょうがい たい しえん 高次脳機能障害に対する支援 たいせい きょうか 体制を強化します。	すいしん 推進	ちゅうとしょうがいしゃちいきかつどう 中途障害者地域活動セ ンターでの専門相談や しえんしゃむ べんきょうかい 支援者向け勉強会の じっし くわ こうじのうきのう 実施に加え、高次脳機能 しょうがいしゃ おお りよう 障害者が多く利用する ちいききぎょうじよ れんらくかい 地域作業所との連絡会 あらた かいさい しな を新たに開催し、市内 の 高次脳機能障害者 しえん れんけい 支援における連携を きょうか 強化しました。	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
ちいき そろだんしえんたいせい 地域の相談支援体制 の強化 せんもんてき しどう じよげん 専門的な指導・助言 福	けん 400件 じっせき 実績 けん 401件	けん 440件 じっせき 実績 けん 1,483件	けん 480件	けん 840件	けん 840件	けん 840件
ちいき そろだんしえんじぎょう 地域の相談支援事業 しゃ じんざいいくせい じっし 者の人材育成の実施 福	かい 72回 じっせき かい 実績73回	かい 72回 じっせき かい 実績75回	かい 72回	かい 72回	かい 72回	かい 72回
ちいき そろだんきかん 地域の相談機関との れんけいきょうか とりくみ 連携強化の取組 福	かい 36回 じっせき かい 実績103回	かい 36回 じっせき かい 実績158回	かい 36回	かい 130回	かい 130回	かい 130回
しょうがい しゅべつ かくしゅ 障害の種類や各種 のニーズに対応でき る総合的・専門的な 相談支援福	けん 48,000件 じっせき 実績 けん 59,109件	けん 49,000件 じっせき 実績 けん 55,022件	けん 50,000件	けん 55,000件	けん 55,000件	けん 55,000件
けいかくそろだんしえんりようしゃ 計画相談支援利用者 数（年間）福	にん 16,322人 じっせき 実績 にん 14,235人	にん 18,805人 じっせき 実績 にん 15,086人	にん 21,453人	にん 19,000人	にん 21,000人	にん 23,000人
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援 ちいききょうぎかい 地域協議会の かいさいけんすう 開催件数福	けん 3件 じっせき けん 実績1件	けん 3件 じっせき けん 実績2件	けん 3件	けん 3件	けん 3件	けん 3件
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セ ンターによる相談件 数（学齢後期障害児 支援事業分を除く） 福	けん 3,500件 じっせき 実績 けん 1,528件	けん 3,500件 じっせき 実績 けん 1,688件	けん 3,500件	けん 3,500件	けん 3,500件	けん 3,500件
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セ ンター及び発達 障害者地域支援マ ネジャーの外部 機関や地域住民へ の研修、啓発（学齢 後期障害児支援 事業分を除く）福	けん 55件 じっせき けん 実績41件	けん 55件 じっせき けん 実績43件	けん 55件	けん 55件	けん 55件	けん 55件

<p>いりょうてき じ しゃどう 医療的ケア児・者等 たい かんれんぶんや に対する関連分野の しえん ちょうせい 支援を調整するコ ーディネーター はいち の配置規</p>	<p>にん 6人 じっせき にん 実績6人</p>	<p>にん 6人 じっせき にん 実績6人</p>	<p>にん 6人</p>	<p>にん 10人</p>	<p>にん 12人</p>	<p>にん 12人</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	------------------------------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------

せいかつ ばめん す く
生活の場面 | 住む・暮らす

1-1 す 住まい

(1) しょうがいじょうきょう あ す せんたくし じゅうじつ
障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
みんかんじゅうたく 民間住宅 にゆうきよ そくしん 入居の促進	しょうがいしゃ みんかんちんたいじゅうたく 障害者が民間賃貸住宅への にゆうきよ をしやすくする仕組みと して「じゅうたく 住宅セーフティネット せいど かつよう 制度」を活用していきます。 また、しょうがいしゃとう じゅうたくかくほ また、障害者等の住宅確保 ようはいりよしゃ きよじゅうしえん じゅうじつ 要配慮者の居住支援を充実 させるため、よこはましきよじゅう させるため、横浜市居住 しえんきよぎかい ふどうさん じぎょうしゃ 支援協会と不動産事業者や ふくししえんだんたい くきやく れんけい 福祉支援団体、区局の連携を きょうか せいど けんとう すす 強化する制度の検討を進めま す。	すいしん 推進	よこはましきよじゅうしえんきよぎかい 横浜市居住支援協会 さんかく ふどうさんじ に参画し、不動産事 ぎょうしゃ じょうほうきよゆう 業者との情報共有を おこな 行いました。 また、れいわ ねんど いこう また、令和4年度以降、 しょうがいりかい ふくしかんけいしゃ 障害理解と福祉関係者 とのれんけい すす 連携を進めるため のべんきよかい じっし の勉強会を実施してい ます。	○	すいしん 推進
サポートホ ーム事業 あ	はったつしょうがい にゆうきよしゃ たい 発達障害のある入居者に対 し、ちいきせいかつ む じゅんび し、地域生活に向けた準備のた め、せいかつめん 生活面のアセスメントと しえん じっし 支援を実施する「サポートホ ーム」の効果をけんしょう 検証するとともに しえんほうほう ちいき じぎょうしょう に、支援方法を地域の事業所等 かくだい へ拡大させていきます。	すいしん 推進	これまでのけんしょう しえん 検証と支援 ほうほう しいき じぎょうしょう 方法を、市域の事業所等 にかくだい とりくみ に拡大させる取組の いっかん じぎょうしょう 一環として、事業所向 けのけんしゅう じっし 研修を実施しまし た。	○	すいしん 推進
しょうがい じしせつ 障害児施設 の再整備 あ	ろうきゆうか すす 老朽化が進んでいる障害児 にゆうしよしせつ さいせいび すす 入所施設の再整備を進めま す。	けんとう 検討	うんえいほうじん ちょうせい 運営法人との調整を おこな 行いました。	○	けんとう 検討

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうふうがくえんさい 松風学園再 せいびじぎょう 整備事業	<p>にゆうきよしや きよじゅうかんきょうかいぜん 入居者の居住環境改善のため、個室化等を進めます。また、 こしつかとう すず どうえんしきち いちぶ かつよう 同園敷地の一部を活用して みんせつしんにゆうしよしせつ せいび 民設新入所施設を整備しま す。</p> <p>ちゅうかんき こしつかとう きよじゅう ・ 中間期：個室化等の居住 かんきょう せつび かいぜんおよ みんせつ 環境や設備の改善及び民設 しんにゆうしよしせつ こうじじっし 新入所施設の工事実施</p> <p>けいかくきかんちゅう こしつかとう ・ 計画期間中：個室化等の きよじゅうかんきょう せつび かいぜんおよ 居住環境や設備の改善及 みんせつしんにゆうしよしせつ こうじ び民設新入所施設の工事 じっしかんりよう 実施完了</p>	こうじ 工事 じっし 実施	<p>しんきよじゅうどうしんせつこうじおよ 新居住棟新設工事及び び-とうかいたいこうじ かんりよう B棟解体工事を完了し ました。れいわ ねんど 令和5年度か ら、にちちゅうかつどうしんせつ 日中活動棟新設に ちやくしゅ 着手しています。</p>	○	こうじ 工事 じっし 実施 かんりよう 完了
しょうがいふくし 障害福祉 しせつどう はたら 施設等で働 かんごし く看護師の しえん 支援 さいけい 【再掲】	<p>しょうがいふくししせつどう はたら 障害福祉施設等で働く かんごし ていちゃく む しえん 看護師の定着に向けた支援を おこな じんざいかくほ 行うとともに、人材確保の ほうさく けんどう 方策について検討します。</p>	すいしん 推進	<p>しょうがいふくししせつ はたら 障害福祉施設で働く かんごしむ しがいし 看護師向けに、歯科医師 によるこうくうきのうかんり による口腔機能管理を テーマとしたこうぎどうが の配信やたしよくしゅれんけい の多職種連携に かん けんしゅう かくしせつ 関する研修、各施設へ のほうもん ぎじゅつてき 訪問による技術的な しどう じっし 指導を実施しました。</p>	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助（グ ループホーム） りようしゃすう しんせつてい 利用者数（新設定 いんすう ねん 員数/年） 福	200人 じっせき 実績221人	200人 じっせき 実績263人	200人	200人	200人	200人
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助（グ ループホーム） りようしゃすう りようにんずう 利用者数（利用人数 /年） 福	5,000人 じっせき 実績 5,164人	5,200人 じっせき 実績 5,452人	5,400人	5,600人	5,800人	6,000人
うち、重度 障害者 新	-	-	-	1,288人	1,407人	1,538人
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援 りようにんずう つき （利用人数/月） 福	1,426人 じっせき 実績 1,385人	1,420人 じっせき 実績 1,364人	1,414人	1,330人	1,313人	1,295人
ふくしがたしやうがいじにゆうしよ 福祉型障害児入所 しえん 支援 りようじどうすう つき （利用児童数/月） 福	190人 じっせき 実績160人	190人 じっせき 実績158人	190人	190人	190人	190人
いりやうがたしやうがいじにゆうしよ 医療型障害児入所 しえん 支援 りようじどうすう つき （利用児童数/月） 福	90人 じっせき 実績77人	90人 じっせき 実績83人	90人	98人	98人	98人
しやうがいじにゆうしよしせつ 障害児入所施設に おける18歳以上の にゆうしよしやすう 入所者数 福	0人 じっせき 実績13人	0人 じっせき 実績7人	0人	0人	0人	0人
しゆくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練 りようにんずう つき （利用人数/月） 福	87人分 じっせき 実績 65人分	87人分 じっせき 実績 62人分	87人分	87人分	87人分	87人分
	2,364人日 じっせき 実績 1,709人日	2,364人日 じっせき 実績 1,647人日	2,364人日	2,364人日	2,364人日	2,364人日
りようやうかいご りようにん 療養介護（利用人 ずう つき 数/月） 福	279人 じっせき 実績283人	279人 じっせき 実績308人	284人	308人	308人	308人

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
身体障害者・高齢者の住宅改造および模様替え	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取り付けなどの住宅改造を実施します。	すすん推進	令和3～4年度実績： 住宅改造36件（障害者対応16件、高齢者対応20件）、模様替承認164件 令和5年度実績（見込み） 住宅改造20件（障害者対応10件・高齢者対応10件）、模様替承認80件	○	すすん推進
高齢化・重度化対応のグループホームの検討・拡充	現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行います。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。	すすん推進	関係団体等とのヒアリングを重ね、グループホーム設備の充実策と当事者の状態に応じた対策の両面を検討しました。また、障害特性によって高齢化・重度化の心身状況に違いがあることを明らかにしました。	○	すすん推進
高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業	グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。	じっし実施	令和3年度、4年度で3ホームから申請があり、浴室の改修、手摺やスロープの設置を行いました。	△	じっし実施

1-2 暮らし

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
障害者地域 活動ホーム 事業	在宅の障害児・者とその家族の 地域生活を支援する拠点施設 として、横浜市が独自に設置し ているものです。主なサービス として、生活介護や地域活動 支援センター事業デイサービ ス型等の日中活動のほか、シ ョートステイや一時ケア等の 生活支援事業を実施していま す。施設規模等により、社会 福祉法人型地活ホームと機能 強化型地活ホームの2種類に 分類されています。	推進	活動ホーム連絡会等の 場において、現場の課題 を共有し、役割や位置 付けの明確化及び、機能 の充実化に向けて、施設 としての運営のあり方 について意見交換を行 いました。 併せて、コロナ禍におけ る緊急対応等について も、情報共有・検討を 行いました。	○	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）		もくひょう 目標	
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り		ひょうか 評価
せいしんしょうがいしゃ 生活支援センター事業	<p>とうごうしつちようしやう 統合失調症をはじめとした せいしんしょうがいしゃ しゃかいふっき じりつ 精神障害者の社会復帰、自立 およびしゃかいさんか しえん 及び社会参加を支援するため かくく しよせつち 各区に1か所設置している せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつしえん 精神障害者の地域生活支援に おけるほんし きよてんしせつ おける本市の拠点施設です。 せいしんほけんふくしし はいち 精神保健福祉士を配置し、 にちじようせいかつ かん そうだん 日常生活に関する相談や じよげん じようほうていきやう 助言、情報提供のほか、 せんもんい そうだん せいかつ い じ 専門医による相談や生活維持 のためのサービス（しょくじ のうよく せんたくとう どう ていきやう 入浴、洗濯等）を提供して います。区や基幹相談支援セン ターとともに、ほんし ちいき ターとともに、本市の「地域 せいかつしえんきよてん せいしんしょうがい 生活支援拠点」や「精神障害に たいおう ちいきほうかつ も対応した地域包括ケアシス テム」の中核に位置付けられ ています。</p>	すいしん 推進	<p>みんせつがた うんえい 民設型センターの運営 モニタリングの仕組み をどうにゆう しょうがいしゃ を導入し、障害者が ちいき いちいん あんしん 地域の一員として安心 して自分らしい暮らし ができるよう区と きょうりよく じぎょうか おこな 協力し、事業化を行 いました。ピアサポート すいしん お べんきやうかい 推進に向けて、勉強会 やがいぶこうし しょう や外部講師を招へいし けんどうかい じっし いしき た検討会を実施し、意識 じやうせい ほか 醸成を図りました。 また、そうだんきのう じゆうじつ また、相談機能の充実 をもくてき じつむしや を目的とした実務者 かいぎ れいわ ねんど 会議を令和3年度から かいさい かくせいかつしえん 開催し、各生活支援セン ター職員が抱える現 場の課題をきょうゆう 場の課題を共有し、 かいけつ お と く 解決に向けて取り組む グループワークをれいわ グループワークを令和 ねんど ねん かい れいわ 3年度は年4回、令和4 ねんど ねん かいじっし 年度は年4回実施しま した。れいわ ねんど ねん した。令和5年度も年4 かいじっしよてい 回実施予定です。</p>	○	すいしん 推進
たきのうがた 多機能型 拠点の せいび うんえい 整備・運営 め	<p>つね いりやうてき ひつよう 常に医療的ケアを必要とする じゆうしょうしんしんしょうがいじ しゃなど 重症心身障害児・者等とその かぞく ちいきせいかつ しえん 家族の地域生活を支援するた め、そうだんしえん たんきにゆうしよ せいかつ め、相談支援、短期入所、生活 かいご しんりやう ほうもんかんご きよたく 介護、診療、訪問看護や居宅 かいご いったいてき ていきやう 介護などを一体的に提供する たきのうがたきよてん せいび しな 多機能型拠点の整備を市内6 ほうめん すず 方面に進めます。</p>	しな 市内 ほう 4方 めん 面整 びかん 備完 りやう 了	<p>しな い かんめ 市内4館目である ほくとうぶ ほうめん たきのうがた 北東部 方面 多機能型 きよてん かしょう きほんせつけい 拠点（仮称）の基本設計 から じっしせつけい から実施設計までを かんりやう れいわ ねんどまつ 完了し、令和5年度末 にこうじ かんりやう よてい に工事を完了する予定 です。</p>	○	しな 市内6 ほうめん 方面 せいび かんりやう 完了

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
こうどうしょうがい 行動障害の ある方の ちいきいこう 地域移行や ちいきせいかつ 地域生活を ささ しく 支える仕組 みづくり	こうどうしょうがい かた ひつよう 行動障害のある方に必要とさ れる支援体制について、特に ちいきいこう ちいきせいかつ ささ 地域移行や地域生活を支える きのう けんとう すず 機能の検討を進めます。	けんとう 検討	ちいきいこう ちいきせいかつ 地域移行や地域生活を ささ きのう かん 支える機能に関し、 ちやうない 市内プロジェクトでの けんとう すず 検討を進めました。	○	すいしん 推進
ちいきしえん 地域支援マ ネジャーに よる障害 福祉サービ ス事業所等 への支援	はったつしょうがいしやしえん 発達障害者支援センターに ちいきしえん 「地域支援マネジャー」を配置 し、障害福祉サービス事業所 どう たい こうどうしょうがい はったつ 等に対し、行動障害・発達 しょうがい かかわ 障害に係るコンサルテーシ ョンを実施します。	すいしん 推進	ちいきしえん 「地域支援マネジャー」 による、しょうがいふくし 障害福祉サー ビス事業所等に対する、 じぎょうしょうどう たい 行動障害・発達障害に こうどうしょうがい はったつしょうがい 係るコンサルテーショ ンを実施しました。	○	すいしん 推進
ちいきせいかつし 地域生活支 援拠点機能 の充実	しょうがい かた こうれいか 障害のある方の高齢化・ じゅうどか おや あと そな 重度化、親なき後に備えるとと もに、ちいきいこう すず 地域移行を進めるため、 きかんそうだんしえん せいかつ 基幹相談支援センター・生活 しえん くやくしよ きかん 支援センター・区役所の3機関 いったい うんえい ちいき 一体の運営により、地域のあら ゆる社会資源を有機的につな ぐネットワーク型の拠点機能 をせいび ちいき きよじゅうしえん を整備し、地域での居住支援 きのう じゅうじつ はか 機能の充実を図ります。	すいしん 推進	し じりつ しえん きやうぎかい ちいき 市自立支援協議会地域 せいかつ しえん きよてん けんとう ぶかい 生活支援拠点検討部会 において、くいき とりくみおよ 区域の取組及 び課題、市域の取組 じやうきやう きやうゆう きよじゅう 状況を共有し、居住 しえんきのう じゅうじつ む 支援機能の充実に向け けんとう た検討を行いました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
せいしんしょうがい 精神障害に たいおう も対応した ちいきほうかつ 地域包括ケ アシステム こうちく の構築	せいしんしょうがい ほう せいかつ 精神障害のある方の生活のし づらさを地域で支えていくた め、いりょう ほけん ふくし れんけい 医療・保健・福祉の連携の もと かくくふくしほけん 下、各区福祉保健センター、 せいかつしえん きかんそうだん 生活支援センター、基幹相談 しえん かく きやうぎ 支援センターを核とした「協議 の場」において関係者・関係 機関がきやうつう にんしき なか かい 機関が共通の認識の中で課題 かいけつ む とりくみ けんとう 解決に向けた取組の検討と じっし 実施をしていきます。また、 ちいき かいだい たい とくせい 地域ごとの課題に対して特性 をふ まえたたいおうが 踏まえた対応ができるよう、 このしゃかいしげん じゆうぶん これまでの社会資源を十分に かつよう 活用しながら、ネットワーク きのう みなお あら 機能の見直しや新たなつなが りをこうちく 構築していきます。 ※このとりくみ せいしん 取組のため、精神 しょうがいしゃ しょうがいふくし 障害者の障害福祉サービス りようじやうきやう はあく きばん の利用状況を把握し、基盤 せいび かぶそくとう はあく 整備の過不足等について把握 するため、い か じこう 以下の事項につい て、かつどうしひょう せってい 活動指標として設定しま す。	すいしん 推進	くふくしほけん 区福祉保健センター、 せいかつしえん きかん 生活支援センター、基幹 そうだんしえん かく 相談支援センターを核 とした「きやうぎ ば 協議の場」を せっち 設置しました。また、 とりくみ すいしん もくてき 取組の推進を目的とし けんしゅうかい かいさい た研修会を開催しまし た。 しいき ちいき 市域において、地域 いこう ちいきていやくぶかい 移行・地域定着部会を かいさい たが ささ あ 開催し、お互いに支え合 えるしく むらじまについて けんとう 検討しました。	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和 3 ねん 年度	れいわ 令和 4 ねん 年度	れいわ 令和 5 ねん 年度	れいわ 令和 6 ねん 年度	れいわ 令和 7 ねん 年度	れいわ 令和 8 ねん 年度
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助の りようしゃすう せいしん 利用者数（精神 しょうがい 障害）福	959人 じっせき 実績 1,018人	997人 じっせき 実績 1,061人	1,035人	1,073人	1,111人	1,149人
ちいきいこうしえん りよう 地域移行支援の利用 しゃすう せいしんしょうがい 者数（精神障害） 福	108人／年 じっせき 実績 63人／年	120人／年 じっせき 実績 89人／年	132人／年	132人／年	132人／年	132人／年
ちいきていちゃくしえん りよう 地域定着支援利用 しゃすう せいしんしょうがい 者数（精神障害） 福	480人／年 じっせき 実績 405人／年	576人／年 じっせき 実績 394人／年	672人／年	672人／年	672人／年	672人／年
じりつせいかつえんじよ りよう 自立生活援助利用 しゃすう せいしんしょうがい 者数（精神障害）福	60人／年 じっせき 実績 51人／年	75人／年 じっせき 実績 46人／年	90人／年	90人／年	90人／年	90人／年
じりつくんれん せいかつ 自立訓練（生活 くんれん りようしゃすう 訓練）利用者数 せいしんしょうがい （精神障害）福新	-	-	-	232人	243人	253人
じりつせいかつ 自立生活アシスタン りようしゃすう せいしん ト利用者数（精神 しょうがい 障害）	323人／年 じっせき 実績 376人／年	323人／年 じっせき 実績 355人／年	323人／年	370人／年	385人／年	400人／年
せいしんしょうがいかいしゃたいいん 精神障害者退院サ じぎょうりようしゃ ポート事業利用者	180人／年 じっせき 実績 180人／年	180人／年 じっせき 実績 189人／年	180人／年	190人／年	200人／年	210人／年

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふりかえり 振り返り	ひょうか 評価	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者 かぞくしえん の家族支援 じぎょう 事業 あ	せいしんしょうがいしゃ かぞく 精神障害者とその家族が てきせつ かんけい たも きんきゅう 適切な関係を保つため、緊急 たいざいばしょ じゅんび 滞在場所を準備するととも に、家族がせいしんしつかん について、家族が精神疾患について りかい ふか きかい ていきょう 理解を深める機会を提供し ます。	すいしん 推進	せいしんしょうがいしゃ かぞく 精神障害者とその家族 てきせつ かんけい たも が適切な関係を保てるよ う きんきゅうたいざいばしょ じゅんび う緊急滞在場所を準備 しました。またがくしゅうかい を じっし かぞく せいしんしつかん 実施し、家族が精神疾患 についてのりかい ふか 理解を深める きかい ていきょう 機会を提供しました。	○	すいしん 推進
いりょうてき 医療的ケア じ しゃどう 児・者等の しえん 支援のため かんけい かん の関係機関 の協議の場 の開催あ	いりょうてき じ しゃどう ちいき 医療的ケア児・者等への地域 における更なる支援の充実 さら しえん じゅうじつ に向けて、保健・医療・障害 む ほけん いりょう しょうがい 福祉・保育・教育等の関係 ふくし ほいく きょういくどう かんけい 機関がれんけい ほか 連携を図るため、 よこはまし いりょうてき じ しゃどう 横浜市医療的ケア児・者等 しえんけんとういんかい 支援検討委員会において、 かだい きょうゆう いけんこうかん たいおうさく 課題共有、意見交換、対応策 とう けんとう おこな 等の検討を行います。	すいしん 推進	よこはまし いりょうてき じ しゃ 横浜市医療的ケア児・者 とう しえん しゃようせいけんしゅう 等支援者養成研修を じっし れいわ ねんど 実施し、令和3年度は42 にん れいわ ねんど 人、令和4年度は48人の しえんしゃ ようせい 支援者を養成しました。 れいわ ねんど 令和5年度は62人が じゅうこう 受講しています。	○	すいしん 推進
いりょうてき 医療的ケア じ しゃどう 児・者等 しえんしゃようせい 支援者養成 あ	うけいれたいせい じゅうじつ ほか 受入体制の充実を図るため、 しよぞく しせつ じぎょうしやう 所属する施設・事業所等にお いて、いりょうてき じ しゃどう 医療的ケア児・者等の うけい せっきよくてき おこな 受入れを積極的に行えるよ う、しえん ひつよう ちしき きじゅつ う、支援に必要な知識・技術の ふきゅうけいはつ おこな しえんしゃ 普及啓発を行う支援者を ようせい 養成します。	すいしん 推進	よこはまし いりょうてき じ しゃ 横浜市医療的ケア児・者 とう しえん しゃようせいけんしゅう 等支援者養成研修を じっし れいわ ねんど 実施し、令和3年度は42 にん れいわ ねんど 人、令和4年度は48人の しえんしゃ ようせい 支援者を養成しました。 れいわ ねんど 令和5年度は62人が じゅうこう 受講しています。	○	すいしん 推進
メディカル ショートス テイ事業 あ	いりょうてき ひつよう じゅうしやう 医療的ケアが必要な重症 しんしんしょうがいじ しゃどう ざいたく 心身障害児・者等を、在宅で かいご かぞく ふたんけいげん 介護する家族の負担軽減と ざいたくせいかつ あんてい もくてき 在宅生活の安定を目的とし て、いちじてき ざいたくせいかつ こんなん て、一時的に在宅生活が困難 ばあい びやういん となった場合などに、病院で うけいれ じっし の受け入れを実施します。	すいしん 推進	きょうりよくいりょうきかん いりょう 協力医療機関の医療ス タッフとのごうどうかいぎ 合同会議を じっし しんがた 実施したほか、新型コロナ ウイルス感染症の のうこうせつしよくしゃ うけいれ 濃厚接触者の受入にも じんそく たいおう 迅速に対応しました。	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点の せいび 整備 福	ぜんくじっし 全区実施 じっせき 実績 ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施 じっせき 実績 ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施
ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点が ゆうきゆうのうじゅうじつ 有する機能の充実 におけたけんしやうおよ に向けた検証及び けんどうじっしかいすう 検討の実施回数 福	かい 1回 じっせき かい 実績 2回	かい 1回 じっせき かい 実績 2回	かい 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回
せいしんしやうかい 精神障害にも対応 したちいきほうかつ 地域包括ケアシ ステム・保健、医療及 びふくしかんけいしや 福祉関係者による きやうぎば かいさいかいすう 協議の場の開催回数 福	かい 3回 (しいき 市域) ていき 定期 (くいき 区域) じっせき 実績 2回 (しいき 市域) ていき 定期 (くいき 区域)	かい 3回 (しいき 市域) ていき 定期 (くいき 区域) じっせき 実績 3回 (しいき 市域) ていき 定期 (くいき 区域)	かい 3回 (しいき 市域) ていき 定期 (くいき 区域)	かい 2回 (しいき 市域) ていき 定期 (くいき 区域)	かい 2回 (しいき 市域) ていき 定期 (くいき 区域)	かい 2回 (しいき 市域) ていき 定期 (くいき 区域)
ほけん いりようおよ ・保健、医療及び ふくしかんけいしや 福祉関係者による もくひやうせつていおよ ひやうか 目標設定及び評価 じっしかいすう の実施回数 福	かい 1回 じっせき かい 実績 1回	かい 1回 じっせき かい 実績 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回
ほけん いりようおよ ・保健、医療及び ふくしかんけいしや 福祉関係者による きやうぎば 協議の場への さんかしゃすう 参加者数福新	-	-	-	700人	700人	700人
せいしんしやうかいしや ・精神障害者の せいしんびやうしやう 精神病床から退院 ごねんいなきい 後1年以内の地域に おけるへいきんせいかつに おける平均生活日数 福新	-	-	-	かながわけん ちょうせい かんりやう のち 神奈川県と調整が完了した後、 ちいき じつじやうとう もと せつてい 地域の実情等を基に設定します。		

せいしんびょうしょう ・精神病床における ねん い じょうにゆういんかん 1年以上入院患者 数 ^福	-	-	-	かながわけん ちょうせい かんりょう のち 神奈川県と調整が完了した後、 ちいき じつじょうとう もと せってい 地域の実情等を基に設定します。		
せいしんびょうしょう ・精神病床における たいいんかんじゃ たいいんご 退院患者の退院後 の行き先 ^福	-	-	-	かながわけん ちょうせい かんりょう のち 神奈川県と調整が完了した後、 ちいき じつじょうとう もと せってい 地域の実情等を基に設定します。		
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セ ンター及び発達 しょうがいしゃちいきしえん 障害者地域支援マ ネジャーの関係 きかん じよげんけんすう 機関への助言件数 がくれいこうきししょうがいじ (学齢後期障害児 しえんじぎょうぶんのぞ 支援事業分を除く) ^福	1,000 ^{けん} 実績 945件	1,000 ^{けん} 実績 1,149件	1,000 ^{けん} 件	1,100 ^{けん} 件	1,100 ^{けん} 件	1,100 ^{けん} 件
きやたくかいご 居宅介護 (／年) ^福	127,601 じかんぶん 時間分 実績 135,648 じかんぶん 時間分	129,642 じかんぶん 時間分 実績 136,113 じかんぶん 時間分	131,716 じかんぶん 時間分	141,612 じかんぶん 時間分	144,444 じかんぶん 時間分	147,333 じかんぶん 時間分
	8,070 ^{にん} 実績 7,781 ^{にん}	8,417 ^{にん} 実績 8,048 ^{にん}	8,778 ^{にん} 人	8,521 ^{にん} 人	8,768 ^{にん} 人	9,023 ^{にん} 人
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 (／年) ^福	89,044 じかんぶん 時間分 実績 110,593 じかんぶん 時間分	99,640 じかんぶん 時間分 実績 121,680 じかんぶん 時間分	111,497 じかんぶん 時間分	160,642 じかんぶん 時間分	184,577 じかんぶん 時間分	212,079 じかんぶん 時間分
	544 ^{にん} 実績578 ^{にん}	613 ^{にん} 実績665 ^{にん}	691 ^{にん} 人	858 ^{にん} 人	974 ^{にん} 人	1,107 ^{にん} 人

どうこうえんご 同行援護（／年）福	16,360 <small>じかんぶん</small> 時間分 実績 14,030 <small>じかんぶん</small> 時間分	17,112 <small>じかんぶん</small> 時間分 実績 15,020 <small>じかんぶん</small> 時間分	17,899 <small>じかんぶん</small> 時間分	15,626 <small>じかんぶん</small> 時間分	15,939 <small>じかんぶん</small> 時間分	16,258 <small>じかんぶん</small> 時間分
	856人 <small>じっせき</small> 実績745人	894人 <small>じっせき</small> 実績793人	934人	851人	881人	913人
こうどうえんご 行動援護（／年） 福	13,544 <small>じかんぶん</small> 時間分 実績 10,932 <small>じかんぶん</small> 時間分	15,792 <small>じかんぶん</small> 時間分 実績 13,249 <small>じかんぶん</small> 時間分	18,413 <small>じかんぶん</small> 時間分	18,447 <small>じかんぶん</small> 時間分	21,767 <small>じかんぶん</small> 時間分	25,686 <small>じかんぶん</small> 時間分
	855人 <small>じっせき</small> 実績586人	1,072人 <small>じっせき</small> 実績681人	1,344人	976人	1,170人	1,401人
たんきにゆうしょ 短期入所（福祉型） （／月）福	1,100人分 <small>じっせき</small> 実績 705人分	1,120人分 <small>じっせき</small> 実績 764人分	1,140人分	1,160人分	1,180人分	1,200人分
	5,500人日 <small>じっせき</small> 実績 4,404人日	5,600人日 <small>じっせき</small> 実績 4,788人日	5,700人日	5,800人日	5,900人日	6,000人日
たんきにゆうしょ 短期入所（医療型） （／月）福	400人分 <small>じっせき</small> 実績 341人分	410人分 <small>じっせき</small> 実績 358人分	420人分	430人分	440人分	450人分
	2,000人日 <small>じっせき</small> 実績 1,658人日	2,050人日 <small>じっせき</small> 実績 1,570人日	2,100人日	2,150人日	2,200人日	2,250人日
たんきにゆうしょ 短期入所 （重度障害者） （／月）福新	-	-	-	117人分	124人分	132人分
にっちゅういちじしえん 日中一時支援（／ 月）福	240人分 <small>じっせき</small> 実績 292人分	240人分 <small>じっせき</small> 実績 316人分	240人分	470人分	470人分	470人分
	800回 <small>じっせき</small> 実績600回	800回 <small>じっせき</small> 実績567回	800回	800回	800回	800回

<small>にちじょうせいかつようぐきゅうふ</small> 日常生活用具給付・ <small>たいよ</small> 貸与 (／年) 福	86,000 <small>けん</small> 件 <small>じっせき</small> 実績 93,905 <small>けん</small> 件	86,000 <small>けん</small> 件 <small>じっせき</small> 実績 90,520 <small>けん</small> 件	86,000 <small>けん</small> 件	89,000 <small>けん</small> 件	89,000 <small>けん</small> 件	89,000 <small>けん</small> 件
<small>ちいきいこうしえん</small> 地域移行支援 (／年) 福	120 <small>にんぶん</small> 人分 <small>じっせき</small> 実績 69 <small>にんぶん</small> 人分	132 <small>にんぶん</small> 人分 <small>じっせき</small> 実績 89 <small>にんぶん</small> 人分	144 <small>にんぶん</small> 人分	144 <small>にんぶん</small> 人分	144 <small>にんぶん</small> 人分	144 <small>にんぶん</small> 人分
<small>ちいきていちゃくしえん</small> 地域定着支援 (／ <small>ねん</small> 年) 福	600 <small>にんぶん</small> 人分 <small>じっせき</small> 実績 459 <small>にんぶん</small> 人分	720 <small>にんぶん</small> 人分 <small>じっせき</small> 実績 461 <small>にんぶん</small> 人分	840 <small>にんぶん</small> 人分	840 <small>にんぶん</small> 人分	840 <small>にんぶん</small> 人分	840 <small>にんぶん</small> 人分
<small>せいしんしょうがいしゃたいいん</small> 精神障害者退院サ <small>じぎょう</small> ポート事業 (／年)	180 <small>にん</small> 人 <small>じっせき</small> 実績180 <small>にん</small> 人	180 <small>にん</small> 人 <small>じっせき</small> 実績189 <small>にん</small> 人	180 <small>にん</small> 人	190 <small>にん</small> 人	200 <small>にん</small> 人	210 <small>にん</small> 人

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
障害者自立生活アシスタント ㊦	地域で単身等で生活する障害者に対して、自立生活アシスタントが、その障害特性を踏まえて、具体的な生活場面での社会適応力を高める助言を中心とした支援を行います。国の実施事業との関係を整理しながら推進していきます。	推進	自立生活アシスタントの支援力向上のため、令和3年度は、ガイドラインを改訂し、令和4年度は、個別支援計画に係るプロジェクトでワーキングを実施しました。	○	推進
後見的支援制度 ㊦	障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした将来の不安や悩みを一緒に考え、親なきあとも安心して暮らすことができる地域での見守り体制を構築します。	推進	制度趣旨の周知を目的に広報誌を年1回以上発行しました。 あんしんキーパーの開拓を目的に、制度登録した本人や地域住民らが集まる場としての「つどう会」を開催しました。	○	推進
消費者教育事業 ㊦	障害者、家族及び支援者が、商品・サービスの利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶことにより、安心した日常生活を送れるよう、意識啓発を図ります。	推進	事業の継続性や学校等の負担も踏まえ、事業継続できる形での意識啓発手法を検討しました。	△	推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和 3 ねんど 年度	れいわ 令和 4 ねんど 年度	れいわ 令和 5 ねんど 年度	れいわ 令和 6 ねんど 年度	れいわ 令和 7 ねんど 年度	れいわ 令和 8 ねんど 年度
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助 福	にんぶん 80人分 じっせき 実績 にんぶん 70人分	にんぶん 100人分 じっせき 実績 にんぶん 82人分	にんぶん 120人分	にん 120人	にん 120人	にん 120人
じりつせいかつ 自立生活 アシスタント あ	にんぶん 690人分 じっせき 実績 にんぶん 766人分	にんぶん 690人分 じっせき 実績 にんぶん 774人分	にんぶん 690人分	にん 800人	にん 820人	にん 840人

1-3 いどうしえん 移動支援

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かい 振り返り	ひょうか 評価	
いどうじょうほう 移動情報セ ンター運営 とうじぎょう 等事業の すいしん 推進 ㊦	いどうしえん かん じょうほう 移動支援に関する情報を しゅうやく ひとり 集約し、一人ひとりにあった てきせつ じょうほう ていきよう 適切な情報を提供すること や、いどうしえん ささき じんざい 移動支援を支える人材の はくくつ いくせい おこな いどうじょうほう 発掘・育成を行う移動情報 センターをぜんく せっち 全区に設置し、 しな いちいき いどうしえん 市内のどの地域でも移動支援 のしく こうかてき りよう の仕組みを効果的に利用でき るようにします。	そう だん 相 談 けん すう 件 数 3,300 けん 件	そうだんけんすう 【相談件数】 れいわ ねんど けん 令和3年度：2,223件 れいわ ねんど けん 令和4年度：2,172件 れいわ ねんど けん 令和5年度：2,188件	△	そうだんけん 相談件 すう 数 3,600 けん 件
ガイドヘル パー等研修 じゅこうりょうじよせい 受講料助成 【再掲】 ㊦	とう しかくしゅとく ガイドヘルパー等の資格取得 のための けんしゅうじゅこうりょう いちぶ 研修受講料の一部 を じよせい じんざい かくほ ほか 助成し、人材確保を図りま す。	すいしん 推進	れいわ ねんど りんけい 【令和3・4年度累計】 そうじよせいにんずう じん 総助成人数：229人 そうじよせいかく えん 総助成額：4,516,000円 うちわけ ぜんしんせい 内訳：全身性ガイドヘ ルパー26件、知的ガイ ドヘルパー67件、同行 えんご いっぱんかてい けん 援護（一般課程）89件、 こうどうえんご けん 行動援護53件 【令和5年度（見込 み）】 じよせいにんずう じん 助成人数：120人 そうじよせいかく 総助成額：2,400,000 えん 円	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえり 振り返り	ひょうか 評価	
ガイドヘル パースキル アップ研修 【再掲】 あ	より質の高いサービスが提供 できるよう、移動支援事業の 従業者を対象に研修を 実施します。	すいしん 推進	いどうしえんじぎょうしよ じゆう 移動支援事業所の従 業者を対象にガイド ヘルパーの基礎知識・ 技術や障害特性に応 じた支援方法に関する 研修を行いました。 また、サービス提供 責任者を対象に、サー ビス提供責任者等の 役割とサービス提供 の基本視点、プロセス 等に関する研修を行 いました。	○	すいしん 推進
なんびょうかんじゃ 難病患者 がいしゅつしえん 外出支援サ ービス事業	いっばん こうつうきかん りよう 一般の交通機関を利用した がいしゅつ こんなん ともな くるま 外出に困難を伴う、車いす どう りよう なんびょうかんじゃ ふくし 等を利用する難病患者に福祉 しゃりよう そうげい 車両による送迎サービスを 提供します。	すいしん 推進	しんかた かんせんしやう 新型コロナウイルスの えいきやう がいしゅつじしゆく 影響による外出自粛 や、こうれいしゃしさくおよ や、高齢者施策及び しょうがいしゃしさくどう がいしゅつ 障害者施策等の外出 しえん かつやう 支援サービスの活用に より、本事業の利用 どうろくしゃすう げんしやう 登録者数は減少して います。 りようどうろくしゃすう 利用登録者数 れいわ ねんど にん 令和3年度：50人 れいわ ねんど にん 令和4年度：37人 れいわ ねんど にん 令和5年度：5人 (見込み)	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ざいたくじゅうしょう 在宅重症 かんじゃがいしゅつ 患者外出 しえんじぎょう 支援事業	くるま いどう こんなん 車いすによる移動が困難でス トレッチャー対応車を使用せ ざるを得ない難病患者が、 つういんとう さい しょうてい かんじゃとう 通院等の際、所定の患者等 はんそうようじどうしゃ りよう ばあい 搬送用自動車を利用した場合 に、その移送費の一部を助成し ます。	すいしん 推進	しんがた 新型コロナウイルス かんせんしょうまんえんじ 感染症蔓延時 ても じゅうよう りようしゃすう 需要があり、利用者数、 かいすう ぞうか 回数ともに増加しまし た。 のべりようにんずう かいすう 【延利用人数（回数）】 れいわ ねんど にん 令和3年度：174人（443 かい 回） れいわ ねんど にん 令和4年度：206人（491 かい 回） れいわ ねんど にん 令和5年度：200人（520 かい 回）（見込み）	○	すいしん 推進
ふくしゅうしょう 福祉有償 いどう 移動サービ ス事業	いどう かいじょ ひつよう しんたい 移動に介助が必要な身体 しょうがいしゃとう たいしょう とうろく 障害者等を対象に、登録され えぬびーおーほうじんとう じかよう たNPO法人等による、自家用 じどうしゃ りよう いどう 自動車を利用した移動サービ スを促進します。	すいしん 推進	ふくしゅうしょううんそう おこな 福祉有償運送を行う えぬびーおーほうじんとう とうろく NPO法人等の登録や ふくしゅうしょううんそう てきせい 福祉有償運送の適正 な実施等について協議 する運営協議会を年 3回開催しました。	○	すいしん 推進
じゅうどしょうがいしゃ 重度障害者 とう いどう 等への移動 しえんじぎょう 支援事業の かくじゅう 拡充	こうきょうこうつうきかん がいしゅつ 公共交通機関での外出が こんなん じゅうどしょうがいしゃとう たい 困難な重度障害者等に対し いどう しえんじぎょう かくじゅう ほか て、移動支援事業の拡充を 図ります。	すいしん 推進	れいわ ねん がつ じゅうど 令和3年10月から重度 しょうがいしゃふくし 障害者福祉タクシー りようけん たいしょうしゃ 利用券の対象者を かくだい 拡大するとともに、 しょうがいしゃ じどうしゃ ねんりょうけん 障害者自動車燃料券 せいど しんせつ 制度を新設しました。	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和 3 ねんど 年度	れいわ 令和 4 ねんど 年度	れいわ 令和 5 ねんど 年度	れいわ 令和 6 ねんど 年度	れいわ 令和 7 ねんど 年度	れいわ 令和 8 ねんど 年度
いどうしえんじぎょう 移動支援事業 いどうかいご (移動介護・ つうがくつうしょしえん 通学通所支援) 福	781,554 じかんぶん 時間分 じっせき 実績	797,185 じかんぶん 時間分 じっせき 実績	813,128 じかんぶん 時間分	663,719 じかんぶん 時間分	685,622 じかんぶん 時間分	708,248 じかんぶん 時間分
	580,689 じかんぶん 時間分 6,479人分 にんぶん 実績	620,937 じかんぶん 時間分 6,673人分 にんぶん 実績	6,873人分 にんぶん	5,963人分 にんぶん	6,213人分 にんぶん	6,474人分 にんぶん
	5,187人分 にんぶん	5,583人分 にんぶん				

1-4 まちづくり

事業名	事業内容	中間期 (令和3~5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
福祉のまちづくり推進事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	すす	子ども向けリーフレット改訂版の検討や、職員等を対象とした研修の開催などにより、福祉のまちづくりを推進しました。 福祉のまちづくり条例に基づく事前協議や設計相談等に適切に対応しました。	○	すす
公共交通機関のバリアフリー化	誰もが移動しやすい環境整備の一環として、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの導入促進を図ります。	すす	駅舎エレベーター設置の具体的な計画がある2駅について、事業者から具体的な工事時期等の情報収集を行いました。 国の目標値を下回るノンステップバスの導入率となっているバス事業者に対して補助を実施しました。 ノンステップバス導入率 81.8% (見込み)	○	ノンステップバス導入率 89%以上 (見込み)
バリアフリーの推進 ・バリアフリー基本構想の検討・作成	バリアフリー法に基づき、駅周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー整備を推進するため、区ごとにバリアフリー基本構想を作成します。 ・策定済み地区の見直しや、未策定地区の新規作成等	すす	磯子区、中区、羽沢横浜国大駅周辺地区、踊場駅周辺地区でバリアフリー基本構想を策定しました。 また、令和5年度には港北区、緑区でバリアフリー基本構想を策定します。	○	すす

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
・バリアフ リー 歩 行 くわん せいび 空間の整備	えきしゅうへん か 駅周辺のバリアフリー すいしん 推進するため、バリアフリー きほんこうそう もと どうろ 基本構想に基づき、道路のバ リアフリー化を、引き続き、 すす 進めます。	推進	とおかいちばえきしゅうへん ちく 十日市場駅周辺地区 とう えれべーた せっち 等にてE Vの設置や ほどうせいび ほどうこうばい 歩道整備、歩道勾配 かいしゅうとう じっし れいわ 改修等を実施(令和3 ねんど れいわ ねんど 年度～令和4年度)しま した。	○	すいしん 推進
よこはましこうきょう 横浜市公共 サインガイ ドラインの うんようすいしん 運用推進	こうてききかん せっち ほ 公的機関により設置される歩 こうしゃようあんない ゆうどう 行者用案内・誘導サインの きかく ひょうじないようとう どういつ はか 規格や表示内容等の統一を うんよう るためのガイドラインの運用 すいしん を推進します。 また、こうきょう けいさいきじゆん また、公共サインの掲載基準 とう ひつよう おう みなお 等について必要に応じて見直 けんとう ほ こうしゃ わ しを検討し、より歩行者に分 せいび すず かりやすいサイン整備を進め ていきます。	すいしん 推進	うんよう ガイドラインの運用を てきせつ おこな 適切に行いました。	△	すいしん 推進
エレベータ せっちじぎょう 一設置事業	せいび エレベーターの整備など、 がっこうせつ か 学校施設のバリアフリー化を すす しやうがいじ まな 進め、障害児が学びやすい かんきょう せいび 環境を整備します。	すいしん 推進	がっこうすう 【学校数】 れいわ ねんど こう 令和3年度：11校 れいわ ねんど こう 令和4年度：9校 れいわ ねんど こう 令和5年度：24校	○	すいしん 推進

2-1 けんこう いりよう 健康・医療

(1) しょうがいしゃ けんこう すいしん 障害者の健康づくりの推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゃ 障害者への スポーツを 通じた 健康・体力 作り支援	しょうがいとくせい りかい しょうがいしゃ 障害特性を理解した障害者 スポーツ文化センターのスタ ッフ等が、障害者が体力づ くりや余暇活動を身近な場所 で行えるよう、地域の人材 育成も含めた環境整備を進め ます。	すいしん 推進	よこはまし きょうかい 横浜市スポーツ協会 との連携を深め、スポ ーツセンターに しょうがいしゃ 障害者スポーツ しどういん はいち 指導員を配置するな ど、障害のある人が 身近な場所でスポーツ に取り組める かんきょうづく すいしん 環境作りを推進しま した。	○	すいしん 推進
しょうがいふくし 障害福祉 施設職員等 への支援 【再掲】 あ	しょうがいしゃ きゅーおーえる こうじょう 障害者のQOLの向上を めざ しょうがいとくせい 目指して、障害特性やライフ ステージに応じた障害の じゅうどか かんわ せいかつしゅうかんびょう 重度化の緩和、生活習慣病の よぼうとう ふきゅうけいはつ ほか 予防等の普及啓発を図るため、 しょうがいふくししせつ えいせい 障害福祉施設における衛生 かんり えいようかんり かん けんしゅう 管理、栄養管理に関する研修、 れんらくかいとう じっし 連絡会等を実施します。	すいしん 推進	しょうがいふくししせつ しょくいん 障害福祉施設の職員 を対象とした食品 たいしょう しょくひん 衛生講習会や摂食 えいせいこうしゅうかい せつしょく 嚙下研修（動画配信） えんげけんしゅう どうがはいしん を実施しました。	○	すいしん 推進

(2) 医療環境の充実

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
難病患者 一時入院 事業	医療依存度の高い難病患者 が介助者の事情により、在宅 で介助を受けることが困難に なった場合、一時的に入院 できるようにします。	推進	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により延利用日数、延利用者人数ともに減少しました。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、延利用日数、延利用者人数ともに増加しました。 【延利用日数】 令和3年度：362日 令和4年度：460日 令和5年度：504日 (見込み) 【延利用者人数】 令和3年度：47人 令和4年度：61人 令和5年度：68人(見込み)	○	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
し か ほけん 歯科保健 いりょうすいしん 医療推進 じぎょう しんしん 事業(心身 しょうがいじ しゃ 障害児・者 し か しんりょう 歯科診療)	つうじょう し か しんりょう たいおう 通常の歯科診療では対応が こんなん しんしんしょうがいじ しゃ たい 困難な心身障害児・者に対す し か ちりょう かくほ ひ つづ る歯科治療の確保を引き続き ほか 図ります。	すいしん 推進	し か ほけん いりょう 歯科保健医療センタ ーにおける心身障害 児・者歯科診療件数 (人) れいわ ねんど 令和3年度：9,677 れいわ ねんど 令和4年度：9,388 れいわ ねんど 令和5年度：9,500 (見込み)	○	すいしん 推進
メディカル ショートス ティ事業 【再掲】 ㊦	いりょうてき ひつよう じゅうしょう 医療的ケアが必要な重症 しんしんしょうがいじ しゃとう ざいたく 心身障害児・者等を、在宅で かいご かぞく ふたんけいげん 介護する家族の負担軽減と ざいたくせいかつ あんてい もくてき 在宅生活の安定を目的とし いちじてき ざいたくせいかつ こんなん て、一時的に在宅生活が困難 ばあい びょういん となった場合などに、病院で うけいれ じっし の受け入れを実施します。	すいしん 推進	きょうりよくいりょうきかん いりょう 協力医療機関の医療 スタッフとの合同会議 を実施したほか、新型 コロナウイルス かんせんしょう のうこうせっしょくしゃ 感染症の濃厚接触者 の受入にも迅速に対応 しました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
なんびょうかんじゃ 難病患者 ざいたくりょうよう 在宅療養 けいかくさくてい 計画策定・ ひょうかじぎょう 評価事業	ざいたくなんびょうかんじゃ たい 在宅難病患者に対し、 ほけん いりよう ふくし かく 保健・医療・福祉の各サービ スを適切に提供するため に、関係者が合同でサービス 内容を検討します。	すいしん 推進	れいわ ねんど しんがた 令和3年度は新型コロナ 感染症の影響によ り、対面による計画の さくてい ひょうかじぎょう じっし 策定・評価事業の実施 が困難な状況でした が、令和4年度は難病 患者の在宅療養生活 を支えるケアマネジャ ーの人材育成を目的 に、在宅療養計画の さくてい ひょうか じれいけんとう 策定・評価の事例検討 を実施しました。	○	すいしん 推進
いりようきかん 医療機関 れんけいじぎょう 連携事業 あ	しょうがいじ しゃ みちか ちいき 障害児・者が身近な地域で 適切な医療が受けられる 環境づくりを推進するた め、障害特性等を理解し 適切な医療を提供できる 医療機関を増やします。	すいしん 推進	ちてき しょうがいしゃ せんもん がいらい 知的障害者専門外来 を5病院で開設しま した。	○	すいしん 推進
じゅうどしんけい 重度神経 なんびょうかんじゃ 難病患者 ざいたくしえん 在宅支援シ ステムの こうちく 構築	はつびょう そうねん きゅうそく しんこう 発病から数年で急速に進行 する神経難病患者に対す る在宅支援システムを、専門 医療機関・在宅リハビリテ ーション等の保健・医療関係者 と障害福祉サービス事業等 との連携により、構築しま す。 えーええすかんじゃ くわ きん ・ALS患者に加え、筋ジス トロフィー症患者のライフ ステージに合わせた生活 障害支援を目的に、在宅リ ハビリテーションを活用する なが こうちく 流れを構築します。	こうちく 構築	しんけいなんびょうかんじゃ たい 神経難病患者に対す る在宅支援システムの こうちく む ざいたく 構築に向けて、在宅リ ハビリテーション事業 を活用しました。 【令和3、4年度事業 実績】 えーええすかんじゃの ALS患者延べ301 名、筋ジストロフィー しょうかんじゃの 症患者延べ116名	○	じっし 実施

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	もくひょう 目標	
ざいたく りょうようじ 在宅療養児 の地域生活 を支えるネ ットワーク 連絡会	しょうがいじ しゃ いりよう にゆういん 障害児・者の医療（入院・ ざいたく かか いりようかんけいしゃ 在宅）に関わる医療関係者を ちゆうしん ふくし きょういくかんけいしゃ 中心に、福祉・教育関係者 をたいしやう ざいたくしえん を対象として、在宅支援に ひつよう じょうほうこうかん じんてきこうりゆう 必要な情報交換や人的交流 をつう しょうがいりかい そくしん を通じて、障害理解を促進 します。	すいしん 推進	まいねんど かいれんらくかい かい 毎年度1回連絡会を開 さい しえんしゃ りかいそく 催し、支援者の理解促 しん はか 進を図りました。 れいわ ねんど うえぶ 令和3年度(Web) さん かしゃ めい 参加者281名 れいわ ねんど うえぶ 令和4年度(Web) さん かしゃ めい 参加者213名 れいわ ねんど うえぶ 令和5年度(Web) がごころじっしよてい 2月頃実施予定	○	すいしん 推進
じゅうしやうしんしん 重症心身 障害児・者 の在宅生活 を支えるた めの支援 体制の充実	じゅうしやうしんしんしょうがいじ しゃ ざいたく 重症心身障害児・者の在宅 せいかつ さぎ いりようたいせい 生活を支えるための医療体制 をはじめとするけんとう おこな けんとう けんとう を、支援体制の充実を図り しえんたいせい じゅうじつ はか ます。	けんとう 検討	しょうほうもんかんご じゅうしやう 小児訪問看護・重症 しん しんしやう がい じしゃ かんご 心身障害児者看護 けんしゅうかい じっし 研修会を実施しまし た。	○	すいしん 推進
じゅうどしやうがいしゃ 重度障害者 等入院時コ ミュケー ション支援 事業 ㊦	にゆういんざきいりようきかん い し 入院先医療機関の医師・ かんごしどう い し そつう 看護師等との意思疎通が じゅうぶん はか しょうがいじ しゃ 十分に図れない障害児・者 をたいしやう にゆういんざき を対象に、入院先にコミュ ニケーション支援員を派遣し しえんいん はけん ます。	すいしん 推進	はけんけんすう 【派遣件数】 れいわ ねんど けん 令和3年度：2件 れいわ ねんど けん 令和4年度：2件 れいわ ねんど けん み こ 令和5年度：31件（見込 み） そうはけんじかん 【総派遣時間】 れいわ ねんど じかん 令和3年度：23時間 れいわ ねんど じかん 令和4年度：300時間 れいわ ねんど じかん 令和5年度：300時間 み こ （見込み）	△	すいしん 推進
けんこう 健康ノート	しょうがいじ しゃ じぶん す ちいき 障害児・者が自分の住む地域 いりようきかん じゅしん さい の医療機関で受診する際に かつよう けんこう 活用できる「健康ノート」に について、にゆうしゆ 入手しやすくなる ようけんとう かつよう よう検討し、より活用できる ようにしやます。	すいしん 推進	まどぐち はいか ほんし 窓口での配架や本市ウ ェブサイトへの掲載を おこな だれ かつよう 行い、誰でも活用 でき 出来るようにしまし た。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
いりようじゅうじしゃ 医療従事者 けんしゅうじぎょう 研修事業 【再掲】 あ	びょうき しょうがい しょうにおよ 病気や障害のある小児及び じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ しえん 重症心身障害児・者の支援 ひつよう ちしき ぎじゆつ こうじょう に必要な知識・技術の向上を はか しょうがいとくせい りかい 回り、障害特性を理解した いりようじゅうじしゃ いくせい 医療従事者を育成するための けんしゅう じっし 研修を実施します。	すいしん 推進	いりようきかん ふくししせつどう 医療機関や福祉施設等 に勤務する看護師を たいしょう しょうにほうもん 対象に「小児訪問 かんご じゅうしょうしんしん 看護・重症心身 しょうがいじしゃかんごけんしゅうかい 障害児者看護研修会」 じっし を実施しました。	○	すいしん 推進
しょうがいふくし 障害福祉 しせつどう はたら 施設等で働 かんごし く看護師の しえん 支援 【再掲】	しょうがいふくししせつどう はたら 障害福祉施設等で働く かんごし ていちゃく む しえん 看護師の定着に向けた支援 おこな じんざいかくほ を行うとともに、人材確保の ほうさく けんとう 方策について検討します。	すいしん 推進	しょうがいふくししせつ はたら 障害福祉施設で働く かんごし む し 看護師向けに、歯科 いし こうくうきのう 医師による口腔機能 かんり 管理をテーマとした こうぎどうが はいしん 講義動画の配信や たしよくしゆれんけい かん けん 多職種連携に関する研 しゅう かくしせつ ほうもん 修、各施設への訪問に よる ぎじゆつてき しどう よる技術的な指導を じっし 実施しました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
せいしんか 精神科 きゅうきゅういりょう 救急医療 たいさくじぎょう 対策事業	せいしんしっかん きゅうげきはっしょう せいしん 精神疾患の急激発症や精神 しょうじょう あっか さっきゅう 症状の悪化などで、早急 てきせつ せいしんかいいりょう ひつよう に適切な精神科医療を必要と ばあい せいしんほけんふくしほう する場合に、精神保健福祉法 もと しんざつ びょういん しょうかい に基づく診察や病院の紹介 おこな ひつよう を行うとともに、必要な いりょうせつ かくほ どう 医療施設を確保すること等に ひ つづ きゅうきゅうかんじゃ より、引き続き救急患者の えんかつ いりょうおよ ほ ご はか 円滑な医療及び保護を図りま す。	しんがた 新型コロナウイルスの かんせんかくだい せいしんか 感染拡大による精神科 きゅうきゅう 救急のベッドがひっ ばく なか びょういん 迫する中、病院から いりょうげんば げんじょう ひつよう 医療現場の現状、必要 しえん ふあんどう き な支援や不安等の聞き と つと 取りに努めました。ま れいわ ねんど およ た、令和3年度及び4 ねんど しんがた 年度は、新型コロナウ かんせん うたが イルスの感染が疑わ きゅうきゅうかんじゃ うけい れる救急患者を受入 せいしんかびょういん たい れた精神科病院に対 ほじょ けいぞく たい する補助を継続し、体 せい いじ つと 制の維持に努めまし た。 【3次救急通報等 けんすう 件数】 れいわ ねんど けん 令和3年度：888件 れいわ ねんど けん 令和4年度：759件 れいわ ねんど けん み 令和5年度：894件（見 こ 込み） 【3次救急移送先 びょういん しないびょういん 病院の市内病院の わりあい 割合】 れいわ ねんど ばーせんと 令和3年度：84.7 % れいわ ねんど ばーせんと 令和4年度：87.1 % れいわ ねんど ばーせんと 令和5年度：93.6 % みこ （見込み）	○	もくひょう 目標 ばーせんと 90 % （3次 きゅうきゅう 救急 いそうさき 移送先 びょういん 病院の しない 市内 びょういん 病院の わりあい 割合） ばーせんと 80 % （ソフ ト きゅうきゅう 救急 いそうさき 移送先 びょういん 病院の しない 市内 びょういん 病院の わりあい 割合）	

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
せいしんしっかん 精神疾患を がっぺい 合併する しんたいきゅうきゅう 身体救急 かんじゃ きゅう 患者の救 きゅういりようたいせい 急医療体制 せいびじぎょう 整備事業	せいしんしっかん がっぺい しんたい 精神疾患を合併する身体 きゅうきゅうかんじゃ てきせつ いりようきかん 救急患者を適切な医療機関 えんかつ はんそう へ円滑に搬送できるよう、 きゅうきゅういりようたいせい こうちく 救急医療体制を構築しま す。	すいしん 推進	せいしんしっかん とくてい 精神疾患のうち、特定 しょうじょう ゆう しんたい 症状を有する身体 きゅうきゅうかんじゃ たいおう 救急患者に対応する いりようきかん りんぱん 医療機関による輪番 たいせい へいじつひるま 体制を平日昼間だけで なく、やかんきゅうじつ く 夜間休日も組み い 入れることで、せいしん 精神 しっかん がっぺい しんたい 疾患を合併する身体 きゅうきゅうかんじゃ うけいれたいせい 救急患者の受入体制 かくほ を確保しました。	△	すいしん 推進

2-2 防災・減災

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
災害時 要援護者 支援事業	災害時に自力避難が困難な 要援護者の安否確認や避難 支援等の活動が円滑に行わ れるよう、災害時要援護者 名簿や避難支援に必要な 情報を地域に提供し、日頃 からの地域における自主的な 支え合いの取組を支援しま す。	すいしん 推進	災害時要援護者支援の 取組を実施している 自治会・町内会の割合 令和3年度：95.6 % 令和4年度：95.9 %	○	すいしん 推進
障害者・ 支援者によ る災害時等 の障害理解 促進	セイフティーネットプロジェ クト横浜（S-net横浜）や 関係機関等と連携し、各区で 実施される地域防災拠点訓練 等で障害者理解を促進しま す。	すいしん 推進	セイフティーネットプ ロジェクト横浜等の 障害理解に係る普 及・啓発活動を通 じ、障害理解の推進 に取り組みました。	○	すいしん 推進
災害時等の 自助力向上 に向けたツ ールの作成 及び普及・ 啓発	風水害を含めた災害時に備 え、自助力の向上のための ツールの検討・作成と、本市 ウェブサイト等を活用した 普及・啓発を行っていきま す。	すいしん 推進	避難行動計画「マイ・タ イムライン」を「障害 福祉のあんない」に 掲載できるように 関係課と調整し、令和 5年度から掲載しまし ました。	○	すいしん 推進
災害時にお ける自助・ 共助の 情報共有 の推進	横浜市障害者施策推進協 議会や各団体の会議体にて、 災害時における自助・共助 について情報共有を行 います。	じっし 実施	令和4年度から、本市 における減災・防災の 取組状況を横浜市 障害者施策推進協 議会及び障害者施策 検討部会に報告し、い ただいた御意見を 関係課と共有しまし ました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゅべつ 障害種別 おうきゅうびちく 応急備蓄 ぶっしれんけい 物資連携 じぎょう 事業	しょうがいとくせい おう おうきゅうびちく 障害特性に応じた応急備蓄 ぶっし ひ つづ ほかん 物資について、引き続き保管 できるよう、普及・啓発を じっし 実施します。	じっし 実施	く ちいきかつどう 18区の地域活動ホー ムに設置している せっち 備蓄用ロッカーを利用 びちくよう りよう し、災害時に備えた さいがいじ そな ストーマ用装具の保管 がでできるよう、普及・ ふきゅう 啓発を継続しました。	○	じっし 実施
しょうがいふくし 障害福祉サ ービス じぎょうしょう 事業所等に おけるサー ビス提供等 ていきょうとう 継続支援	しょうがいふくし じぎょうしょう 障害福祉サービス事業所等 たい へいじょうじ に対して、平常時から、 かんせんしょう りゅうこう そな 感染症の流行に備え、 えいせいぶつびんどう びちく じぎょうけいぞく 衛生物品等の備蓄、事業継続 けいかく さくてい ひつよう じゅんび 計画の策定など必要な準備に ふきゅうけいはつ おこな ついて、普及啓発を行いま す。また、緊急時にはサー びんきゅうじ ビス提供等の継続に向けた ていきょうとう けいぞく む 支援を行います。 しえん おこな	けんとう 検討・ すいしん 推進	ぎょうむけいぞくけいかくさくてい む 業務継続計画策定に向 けた研修を令和3年 けんしゅう れいわ ねん 度及び令和4年度に どおよ れいわ ねんど 開催しました。 かいさい また、抗原検査キット こうげんけんさ の配付を全事業所に はいふ ぜんじぎょうしよ 配付するとともに、サ ービス継続のためのか はいふ かり増し経費の助成を ま けいひ じよせい 行いました。 おこな	○	すいしん 推進

せいかつ ばめん はぐく まな
生活の場面3 育む・学ぶ

3-1 療育

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ちいきりょういく 地域療育セ ンター運営 事業	しょうがい 障害がある、またはその疑 いのある児童に、専門性の高 い評価や支援計画に基づき、 しゅうだんりょういく ほいくしよ ようちえん 集団療育や保育所、幼稚園 および学校への巡回訪問、 およ がっこう じゅんかいほうもん 及び学校への巡回訪問、 ほごしゃ しえんとう おこな 保護者支援等を行います。 また、くふくしほけん 区福祉保健センターの りょういくそうだん はけん 療育相談へのスタッフ派遣 とう おこな 等を行います。	すいしん 推進	ほいくしよとう じゅんかい 【保育所等への巡回 訪問実施回数】 れいわ ねんど かい 令和3年度：1,576回 れいわ ねんど かい 令和4年度：2,092回 れいわ ねんど かい 令和5年度：1,980回	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
ほいくしよ どう ほうもん しえん 保育所等訪問支援 の じゅきゅうしゃすう つき (受給者数/月、延 べ利用日数/年) ㊦	600人 実績 988人	650人 実績 1,132人	700人	1,200人	1,300人	1,400人
	4,800人日 実績 6,887人日	5,200人日 実績 9,869人日	5,600 人日	12,500 人日	15,800 人日	20,000 人日
じどうはつたつしえん ちいき 児童発達支援(地域 療育センター の じっしぶん ふく 実施分を含む) (事業所数/年、 じゅきゅうしゃすう つき 受給者数/月、延べ りょうにつすう ねん 利用日数/年) ㊦	190か所 実績 209か所	200か所 実績 232か所	210か所	250か所	270か所	290か所
	3,800人 実績 4,270人	4,000人 実績 4,639人	4,000人	4,800人	5,000人	5,200人
	297,000 人日 実績 350,856 人日	314,900 人日 実績 319,684 人日	327,500 人日	382,400 人日	391,100 人日	400,000 人日

じどうはったつしえん 児童発達支援の おも ち、主に重症心身 しょうがいじ しょうしえん 障害児を支援する じぎょうしょ ちいきりょういく 事業所(地域療育セ ンター実施分を含 む) (事業所数/年、 じゅきゅうしゃすう つき 受給者数/月、延べ りょうにっすう ねん 利用日数/年) ㊦	5か所 じっせき しょう 実績7か所	6か所 じっせき しょう 実績9か所	7か所	10か所	10か所	11か所
	25人 にん じっせき にん 実績30人	30人 にん じっせき にん 実績33人	35人 にん	35人 にん	37人 にん	39人 にん
	1,500人日 にんにち じっせき 実績 3,079人日 にんにち	1,800人日 にんにち じっせき 実績 4,507人日 にんにち	2,100 にんにち 人日	6,000 にんにち 人日	8,000 にんにち 人日	10,000 にんにち 人日
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援 ちいきりょういく (地域療育センタ ー実施分を含む) じっしぶん ふく (事業所数/年、 じぎょうしゃすう ねん 受給者数/月、延べ じゅきゅうしゃすう つき 利用日数/年) ㊦	9か所 じっせき しょう 実績9か所	9か所 じっせき しょう 実績9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
	185人 にん じっせき にん 実績168人	185人 にん じっせき にん 実績162人	185人 にん	185人 にん	185人 にん	185人 にん
	18,000人 にん 日 じっせき 実績 13,749人 にん 日	18,000人 にん 日 じっせき 実績 11,489人 にん 日	18,000 にんにち 人日	18,000 にんにち 人日	18,000 にんにち 人日	18,000 にんにち 人日
きょたくほうもんがたじどうはったつ 居宅訪問型児童発達 しえん じぎょうしゃすう ねん 支援(事業所数/年、 じゅきゅうしゃすう つき 受給者数/月、延べ りょうにっすう ねん 利用日数/年) ㊦	1か所 じっせき しょう 実績1か所	1か所 じっせき しょう 実績2か所	1か所	2か所	3か所	3か所
	30人 にん じっせき 実績 16人 にん	30人 にん じっせき 実績 21人 にん	30人 にん	30人 にん	30人 にん	30人 にん
	60人日 にんにち じっせき 実績 737人日 にんにち	60人日 にんにち じっせき 実績 1,149人日 にんにち	60人日 にんにち	1,700人日 にんにち	2,500人日 にんにち	3,500人日 にんにち

(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	中間期 (令和3~5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
地域訓練会 運営費助成 事業	障害児の保護者等が自主的に 組織し、地域で機能回復訓練 や保育を行う、地域訓練会の 運営費を助成します。	推進	【助成対象団体数】 令和3年度：46団体 令和4年度：45団体 令和5年度：46団体 (見込み)	○	推進
ペアレント トレーニング 実施者の 養成	子ども本人への支援と合わせ て重要である保護者への支援 として、主に障害児通所支援 事業所等において、職員に対 しペアレントトレーニング 実施者養成研修を行います。	推進	研修を行った事業 所数 令和3年度：4か所 令和4年度：6か所 令和5年度：30か所 (見込み)	○	推進

指標名	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
障害児相談 (事業所数/年、 受給者数(学齢)/ 月、受給者数 (未就学)/年)	135か所 実績 108か所	147か所 実績 115か所	160か所	170か所	180か所	190か所
	学齢 6,600人	学齢 7,275人	学齢 8,025人	学齢 8,675人	学齢 9,365人	学齢 10,110人
	実績 2,690人	実績 980人				
	未就学 2,850人 実績 836人	未就学 3,000人 実績 2,599人	未就学 3,150人	未就学 3,275人	未就学 3,400人	未就学 3,535人
ペアレントトレーニ ング実施者養成 研修 〆 (事業所数/年)	15か所 実績4か所	30か所 実績6か所	30か所	30か所	30か所	30か所

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	中間期 (令和3~5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
学齢後期 障害児支援 事業	学齢後期 (中学生・高校生年代)の発達障害児等が安定した成人期を迎えられるよう、児童や家族等からの相談に専門的な指導、助言を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因する問題の解決に向けた支援を行います。	4か所	4か所目の事業所開設をはじめとする体制強化に向けて、学識経験者等を交えた検討会議等を開催しました。	○	4か所

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
子ども・子育て支援等 (保育所、放課後児童健全育成事業所等)における障害児の受入れ体制の整備	推進	推進	推進	推進	推進	推進
放課後等デイサービス事業 (事業所数/年、受給者数/月、延べ利用日数/年)	410か所 実績 418か所	460か所 実績 470か所	510か所	570か所	630か所	700か所
	8,800人 実績 8,833人	9,700人 実績 8,961人	10,700人	11,400人	12,600人	14,000人
	1,128,000人日 実績 1,128,471人日	1,274,700人日 実績 1,258,671人日	1,440,500人日	1,568,700人日	1,740,200人日	1,931,600人日

ほうかごとう 放課後等デイサービ ス事業のうち、主に 重症心身障害児を 支援する事業所 (事業所数/年、 受給者数/月、延べ 利用日数/年) 福	22か所 実績 20か所	23か所 実績 24か所	24か所	25か所	26か所	27か所
	396人 実績341人	414人 実績371人	432人	460人	490人	520人
	31,680 人日 実績 25,049 人日	33,120 人日 実績 27,756 人日	34,560 人日	37,630 人日	40,970 人日	44,610 人日
ほうかごとう 放課後等デイサービ ス事業のうち、主に 重症心身障害児を 支援する事業所のあ る区の割合 福 (/ 年)	100 % 実績 72 %	100 % 実績 78 %	100 %	100 %	100 %	100 %
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セ ンターによる相談 件数(学齢後期 障害児支援事業分) (延べ相談件数/年) 福	6,000件 実績 7,190件	6,000件 実績 6,102件	7,200件	8,000件	8,500件	9,000件
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セ ンター及び発達 障害者地域支援マ ネジャーの外部機関 や地域住民への 研修、啓発(学齢 後期障害児支援 事業分)(件数/年) 福	25件 実績13件	25件 実績9件	30件	30件	35件	35件

3-2 教育

(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
<p>横浜型センター的機能の充実</p>	<p>地域療育センターや特別支援学校、通級指導教室等の担当者が、小・中学校や児童生徒、保護者からの相談に対応するなど、特別な支援が必要な児童生徒を支援します。</p>	<p>推進</p>	<p>センター的機能のパンフレットをまとめ、市立学校に周知・啓発を図りました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>就学説明会</p>	<p>特別支援教育を希望する幼児の就学に関する説明会を開催します。</p>	<p>推進</p>	<p>令和4年度は就学説明の動画及び資料をホームページに掲載したうえで、集合型による説明会を2回実施しました。令和5年度はホームページに動画及び資料を掲載したほか、集合型の説明会を1回実施しました。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止）</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>就学・教育相談の体制強化</p>	<p>一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、迅速で適正な就学・教育相談を行うために関係機関が相互に連携しながら、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>【就学・教育相談件数】 令和3年度：5,026件 令和4年度：5,004件 令和5年度：5,000件 (見込み)</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ほごしゃきょうしつ かいざいじぎょう 開催事業	よこはましりつしょう ちゅうがっこう とくべつ 横浜市立小・中学校、特別 しえんがっこう ほごしゃ たいしょう 支援学校の保護者を対象とし しょうがい たい ただ ちしき た障害に対する正しい知識の けいはつ すず 啓発を進めます。	すいしん 推進	ほごしゃきょうしつかいざい 【保護者教室開催 かいすう さんかになんずう 回数（参加人数）】 れいわ ねんど かい やく 令和3年度：1回（約 にんさんか 280人参加） れいわ ねんど かい やく 令和4年度：6回（約 にんさんか 1,200人参加） れいわ ねんど かい 令和5年度：7回 にん （1,400人）（見込み）	○	すいしん 推進
しりつようちえん とうとくべつしえん 等特別支援 きょういくひほじよ 教育費補助 じぎょう 事業	しりつようちえんどう ざいえん 私立幼稚園等に在園している しょうがいじ たい きょういく 障害児に対する教育が、 しょうがい しゅるい ていど おう 障害の種類・程度などに応じ てきせつ おこな て適切に行われるよう、その けいひ いちぶ せっちしゃ ほじよ 経費の一部を設置者に補助 し、しょうがいじ きょういく やくだ し、障害児の教育に役立てま す。	すいしん 推進	しがくじよせいえん げんしょう 私学助成園は減少し ているため補助対象 にんずう げんしょう 人数も減少していま すが、1えんあたりのたい しょうえんじすう ぞうか 象園児数は増加して います。 れいわ ねんど にん ・令和3年度：578人 せんえん 115,600千円 れいわ ねんど にん ・令和4年度：574人 せんえん 114,800千円 れいわ ねんど にん ・令和5年度：432人 せんえん みこ 86,400千円（見込み）	○	すいしん 推進

(2) 教育環境・教育活動の充実

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
あいしーてー ICTを かつよう 活用した きょういっかんきょう 教育環境の じゅうじつ 充実	ここの じどうせいと しょうがい 個々の児童生徒の障害の じょうきょう じゅうぶん ふ 状況を十分に踏まえ、 がくしゅうじょう せいかつじょう さまざま 学習上、生活上の様々な こんなん たい あいしーてー かつよう 困難に対し、ICTを活用 した指導や支援を充実させ るとともに、緊急時におけ るオンラインでの学習保障 や動画コンテンツ配信などに ついて、検討、実施します。	じっし 実施	いちりつとくべつ しえんがっこう 市立特別支援学校 I 3校に、ICT支援 員を派遣し、学習 支援等に取り組みま した。 【ICT支援員の 派遣回数】 令和3年度：48回 令和4年度：62回 令和5年度：62回 (見込み)	○	すいしん 推進
しょうがいとくせい 障害特性に おう きょういっ 応じた教育 の じゅうじつ 充実	こべつ しえんがつきゅう くわ いっぱん 個別支援学級に加えて、一般 がつきゅう とくべつ しえん 学級においても、特別な支援 を要する児童生徒が増加し、 支援のニーズが多様化してい る状況を踏まえ、ケースス タディを重視した研修を 充実させます。全ての教員 が障害の状態や特性に応じ た指導・支援が行えるよう 専門性の向上を図ります。 また、小・中学校の教員 が特別支援学校教諭免許状 を取得するための受講料 助成事業を新たに実施しま す。	じっし 実施	けいけんねんすう べつ 経験年数やテーマ別 に応じた研修を行 いました。特別支援 学校教諭免許状取得 のための受講料助成 は、申請者全てに交付 しました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
とくべつしえんきょういく 特別支援教育 コーディネーターの機能 強化とスキル アップ	とくべつしえんきょういく 特別支援教育 コーディネーター養成研修を受講して活動している特別支援教育 コーディネーター（教員）を 対象に、更なるスキルアップ を目指して、事例研究などを 中心とした研修を進めると ともに、関係機関との連携を 強化し、専門的な資質を高め ます。	すいしん 推進	とくべつしえんきょういく 【特別支援教育コー ディネーター養成 研修修了者数】 れいわ ねんど 令和3年度：282人 れいわ ねんど 令和4年度：309人 れいわ ねんど 令和5年度：330人 (見込み) 【スキルアップ研修 実施回数】 れいわ ねんど 令和3年度：10回 れいわ ねんど 令和4年度：12回 れいわ ねんど 令和5年度：12回 (見込み) 【ブラッシュアップ 研修実施回数】 れいわ ねんど 令和3年度：2回 れいわ ねんど 令和4年度：5回 れいわ ねんど 令和5年度：8回 (見込み) 【リラーニング研修 実施回数】 れいわ ねんど 令和4年度：8回 れいわ ねんど 令和5年度：7回 (見込み) じょうき くわ 上記に加え、チーフコ ーディネーター会議 等において研修・ じょうほうきょうゆう じれいけんとう 情報共有・事例検討 をおこな を行いました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
とくべつしえん 特別支援 きょういくしえんいん 教育支援員 じぎょう 事業	しょう ちゅう ぎ ぶ きょういっくがっこう 小・中・義務教育学校で しょうがい がくしゅうめん せいかつめん 障害により学習面、生活面 あんぜんめん はいりよう ひつよう や安全面への配慮等が必要な じどうせいと とくべつしえんきょういく 児童生徒に特別支援教育 しえんいん はいち こうないしえん 支援員を配置し、校内支援 たいせい じゅうじつ はか 体制の充実を図ります。	はいち 配置	しょう ちゅうがっこう 小・中学校におい て、しょうがいとう て、障害等により がくしゅうめん せいかつめん 学習面や生活面、 あんぜんめん しえん 安全面への支援が ひつよう じどうせいと たい 必要な児童生徒に対 し、とくべつしえんきょういく 特別支援教育 しえんいん はいち 支援員を配置しまし た。	○	すいしん 推進
ちょうかくしょうがいじ 聴覚障害児 しえんじぎょう 支援事業	しょう ちゅう ぎ ぶ きょういっくがっこう 小・中・義務教育学校に ざいせき ちょうかくしょうがい 在籍する聴覚障害のある じどうせいと 児童生徒にノートテイクによ る じょうほう ほしょう じっし 情報の保障を実施します。	じっし 実施	れいわ ねんど しょう 令和4年度は小・ ちゅうがっこう ちょうかくしょうがい 中学校で聴覚障害 があり、じゅぎょうとう 授業等の ばめん しえん ひつよう 場面での支援が必要 な児童生徒に対しボ ランティアを725回 はけん 派遣しました。	○	じっし 実施
じゅんかいたしどう 巡回型指導 の じっし 実施による つうきゅうしどう 通級指導の じゅうじつ 充実	じどうせいと ざいせきこう じゅんかい 児童生徒の在籍校を巡回し て じどう おこな きょうどうがた 指導を行う「協働型 じゅんかいたしどう じっし 巡回型指導」を実施します。 つうきゅうしどう たんどうきょういん 通級指導の担当教員が ざいせきこう ほうもん じどうせいと 在籍校を訪問し、児童生徒の しどう じゅぎょうさんかん おこな 指導や授業参観を行うとと もに、がっきゅうたんにとう にちじょうてき 学級担任等と日常的 に じょうほう きょうゆう 情報を共有するなど、 きょうどう がっこうせいかつ しえん 協働して学校生活を支援し ます。	じっし 実施	じょうしよしょうがい えーでいえいち 情緒障害・ADH D につうきゅうしどうきょうしつ 通級指導教室を せっち しょうがっこうぜんこう 設置する小学校全校 (12校)で、きょうどうがた 協働型 じゅんかいしどう かいし 巡回指導を開始しま した。	○	じっし 実施

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
いりょうてき 医療的ケア たいせい じゅうじつ 体制の充実	しょう ちゅう ぎ おきょういくがっこう 小・中・義務教育学校や とくべつしえんがっこう 特別支援学校における医療的 ケアの実施体制を充実させ ます。 とくべつしえんがっこう 特別支援学校においては、 じんこうこきゅうきとうこうど いりょうてき 人工呼吸器等高度な医療的ケ アにも対応できるよう、体制 の強化を図ります。	せいび 整備	しょうちゅうがっこうどう 小中学校等では、 かんごし 看護師によるケアを ひつよう じどうせいと 必要とする児童生徒 すべてに対して看護師 を派遣しました。 とくべつしえんがっこう し 特別支援学校では、肢 体不自由特別支援学 校6校に看護師を 配置し、医療的ケアを 伴う児童生徒が 安心・安全に教育を 受けられる環境を整 備しました。	○	すいしん 推進
とくべつしえんがっこう 特別支援学校 の充実	ざいせいじどうせいと しょうがい 在籍児童生徒の障害の たようか じゅうどか ちようふくか ふ 多様化・重度化・重複化を踏 まえ、きょういくかてい じゅうじつ 教育課程の充実、 しせつせつび かいしゅう ふくし 施設設備の改修や、福祉 しゃりよう かつよう つうがくしえん 車両の活用など通学支援の あら ほうさく けんとう しこう 新たな方策の検討・試行など きょういくかんきょう じゅうじつ とく 教育環境の充実に取り組 みます。	すいしん 推進	したいふ じゅうとくべつしえん 肢体不自由特別支援 がっこう こう はいち 学校6校に配置する かんごし 看護師について、5年 度から福祉車両への じょうしゃ きょうむ 乗車も業務とする こようわく しんせつ 雇用枠を新設し、 きそんわく 既存枠と合わせて40 名体制に拡充しまし た。つうがくしえん まいねんど 通学支援も毎年度 6コース程度増車し ました。	○	すいしん 推進
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 りようしゃ だいがく 利用者の大学 しゅうがくしえん 修学支援 じぎょう 事業	じゅうどほうもんかいご りよう じゅうど 重度訪問介護を利用する重度 しょうがいしゃ だいがく しゅうがく 障害者が大学で修学するた めの支援を実施します。	すいしん 推進	りようしゃすう 【利用者数】 れいわ ねんど にん 令和3年度：3人 れいわ ねんど にん 令和4年度：4人 れいわ ねんど にん み 令和5年度：4人（見 込み）	○	すいしん 推進

(3) 教育から就労への支援

事業名	事業内容	中間期 (令和3~5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
<p>特別支援 学校就労 支援事業</p>	<p>障害者就労支援センター等 関係機関と連携しながら、 生徒の就労を支援します。 また、実習先開拓や職場 定着支援のため、高等特別 支援学校（若葉台特別支援 学校知的障害教育部門を含 む）に就労支援指導員を配置 します。</p>	<p>推進</p>	<p>高等特別支援学校 （日野中央、二つ橋、 若葉台）の3校に1人ず つ就労支援指導員を 配置し、各校における 実習先開拓や職場 定着支援に寄与しま した。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>特別支援 学校進路 担当間の 連携強化</p>	<p>市立特別支援学校の進路 担当者が障害種別を超えて 定期的に情報交換や事例 研究を行い、幅広い進路 選択に対応できるよう連携を 強化します。</p>	<p>推進</p>	<p>市立特別支援学校の 進路担当者の情報 交換や事例研究を年 間3回程度実施し、幅 広い進路選択に対応で きるようにしました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>

せいかつ ばめん はたら たの
生活の場面 4 働く・楽しむ

4-1 就労

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

事業名	事業内容	中間期 (令和3~5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	障害者の就労を支える関係機関(特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等)との連携・協力体制を構築します。就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑にすすめます。	推進	就労支援センター及び就労移行支援事業所による研修会(令和3年度、5年度)と連絡会(令和4年度)を隔年で実施し、地域の関係機関による連携体制の構築を支援しました。	○	推進
就労支援センター職員の人材育成【再掲】	多様なニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成をすすめます。	推進	令和3年度に人材育成シートの作成、並びに令和4年度に個人情報保護研修、労働法研修、及び各センター間での支援員の人事交流を実施し、職員の支援スキルの向上を図りました。	○	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しゅうろうそくしん 就労促進を もくてき 目的とした じぎょうしよしよくいん 事業所職員 む けんしゅう 向け研修 さいけい 【再掲】	しょうがいしゃこよう おこな 障害者雇用を行っている きぎょう しゅうぎょうたいけん けんしゅう 企業での「就業体験」の研修 つう じぎょうしよしよくいん しゅうろう を通じて、事業所職員の就労 しえん こうじょう しゅうろう む 支援スキルの向上、就労に向 いた意識付けにつなげます。	すいしん 推進	れいわ ねんど じぎょうしよ 令和3年度に事業所 しよくいん む はたら 職員向けに「働く しよくば けんがくかい じっし 職場の見学会」を実施 し、事業所職員の意 しきづ とく く 識付けに取り組みま した。 れいわ ねんど 令和4年度には、より こうかてき じっし む 効果的な実施に向け かんけいきかん た関係機関へのヒア リングを行い、令和 ねんど 5年度にヒアリング を踏まえ、新たな事業 を实施了しました。	○	すいしん 推進
こようしさく 雇用施策と ふくししさく 福祉施策の れんけい 連携による じゅうどしやうがいしゃ 重度障害者 とう しゅうろう 等への就労 しえん 支援 じゅうど （重度 しょうがいしゃとう 障害者等 しゅうろうしえん 就労支援 とくべつじぎょう 特別事業）	ほうてい たいしやうがい 法定サービスでの対象外とな っているじゅうどしやうがいしゃ けいざい 重度障害者の経済 かつどうじかんちゅう しえん こようしさく 活動時間中の支援を雇用施策 と福祉施策が連携して行う せいと けんとう じっし 制度を検討し、実施します。	けんとう 検討 ・ じっし 実施	せいどこうちく む けん 制度構築に向けた検 とう かざ れいわ ねんど 討を重ね、令和5年度 から「横浜市じゅうど よこはましじゅうど 障害者等就労支援 しやうがいしゃとう しゅうろう しえん とくべつじぎょう じっし 特別事業」を実施しま す。	○	じっし 実施

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
ふくしせつ から いっぱん 福祉施設 から 一般 しゅうろう いこうしゃすう 就労 への 移行者数 福	にん 460人 じっせき にん 実績675人	にん 498人 じっせき にん 実績764人	にん 536人	にん 801人	にん 843人	にん 885人
しゅうろういこうしえんじぎょう 就労移行支援事業 りようしゃすう の利用者数 福	にんぶん 1,476人分 じっせき 実績 にんぶん 1,508人分	にんぶん 1,547人分 じっせき 実績 にんぶん 1,561人分	にんぶん 1,617人分	にんぶん 1,688人分	にんぶん 1,759人分	にんぶん 1,830人分
しゅうろういこうしえん 就労移行支援の りようしゃ しゅうろう 利用者のうち 就労 いこうりつ わりいじょう 移行率が3割以上の じぎょうしょ わりあい 事業所の割合 福	ばーせんと 34.2 % じっせき 実績 ばーせんと 39 %	ばーせんと 42.1 % じっせき 実績 ばーせんと 45 %	ばーせんと 50.0 %	ばーせんと 54 %	ばーせんと 58 %	ばーせんと 62 %
しゅうろういこうしえんじぎょう 就労移行支援事業 りようしゅうりようしゃ し 利用終了者に占め いっばんしゅうろう いこう る一般就労へ移行 もの わりあい した者の割合が5割 いじょう じぎょうしょ 以上の事業所の わりあい 割合福新	-	-	-	ばーせんと 50 %	ばーせんと 50 %	ばーせんと 50 %
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援 りようしゃすう 利用者数 福	にん 1,070人 じっせき にん 実績672人	にん 1,190人 じっせき にん 実績939人	にん 1,397人	にん 1,728人	にん 2,028人	にん 2,272人

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	中間期 (令和3~5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
共同受注センター等による受注促進	企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。	推進	【共同受注センターによる受注成立件数・金額】 令和3年度：341件、 59,408,368円 令和4年度：327件、 54,826,300円	○	推進
事業所の受注スキルの向上	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	推進	学校プール清掃等、各事業所で取り組みやすい、また今後も需要が見込まれる内容をモデルケースとして検討し、事業所を対象とした研修を実施しました。	○	推進
優先調達の推進	横浜市役所からの事業所への優先的な発注を更に推進します。また、庁内LANなどを活用し、区局等の発注事例を広く周知し、新たな発注につなげます。	推進	【優先調達実績】 令和3年度：4億749万3,249円 令和4年度：4億3,109万6,188円	○	推進

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 (令和3~5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
障害者 就労に関する 市民啓発	シンポジウムの開催等を通 じ、様々な分野で働く 障害者や障害者雇用を進め ている企業の「生の声」を伝 え、障害者就労に対する 理解・関心を高めます。	すいしん 推進	【シンポジウム参加 者数】 令和3年度：開催見 送り 令和4年度：会場77 名、YouTube再生 回数：336回 【パネル展開催】 令和3年度：1回 令和4年度：2回 令和5年度：2回（見 込み）	○	すいしん 推進
障害者雇用 に関する 企業啓発	障害者雇用を検討している 企業に向けて、雇用に関する セミナー等を実施し、合理的 配慮の必要性など企業内での 障害理解の促進を図ります。	すいしん 推進	【出前講座回数】 令和3年度：3回 （9社） 令和4年度：9回（30 社） 令和5年度：経営者団 体等に情報提供を 行い、複数回開催見 込み	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ふれあいシ ョップ等を かつよう 活用した しょうがいしゃ 障害者 しゅうろう かん 就労に関する りかいそくしん 理解促進	あら かいぎよう じえいあーるかんないえき 新たに開業する JR 関内駅 きたぐちこうかした しゅうろうけいはつしせつおよ 北口高架下の就労啓発施設及 び市庁舎内のふれあいショッ プをはじめ、既存のふれあい ショップ等の運営を通じて、 しゅうろう かん りかい そくしん ほか 就労に関する理解の促進を図 ります。	すいしん 推進	れいわ ねんど しんがた 令和3年度：新型コ ロナウイルス感染症 の状況に留意しな がら一部店舗のヒア リングを実施しまし た。 れいわ ねんど かくてんぼ 令和4年度：各店舗へ のヒアリングを行 いました。 れいわ ねんど じえいあーる 令和5年度：JR かんないえききたぐちこうかした 関内駅北口高架下 のしゅうろうけいはつしせつおよ 就労啓発施設及びふ れあいショップ等と れんけい ほか 連携を図りながら、 しゅうろうけいはつ かん はっ 就労啓発に関する発 しんきょうか と く 信強化に取り組みま す。	○	すいしん 推進

4-2 日中活動

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
せいにかつかいご 生活介護（／月）福	にんぶん 7,732人分 じっせき 実績 にんぶん 8,362人分	にんぶん 7,982人分 じっせき 実績 にんぶん 8,526人分	にんぶん 8,232人分	にんぶん 8,482人分	にんぶん 8,732人分	にんぶん 8,982人分
	にんにち 128,853 人日 じっせき 実績 にんにち 139,854 人日	にんにち 133,022 人日 じっせき 実績 にんにち 140,753 人日	にんにち 137,192 人日	にんにち 141,361 人日	にんにち 145,531 人日	にんにち 149,700 人日
せいにかつかいご 生活介護 じゅうどしょうがいしゃ (重度障害者)(／月) 福新	-	-	-	にんぶん 3,749人分	にんぶん 3,887人分	にんぶん 4,025人分
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練) （／月）福	にんぶん 42人分 じっせき 実績 にんぶん 30人分	にんぶん 42人分 じっせき 実績 にんぶん 30人分	にんぶん 42人分	にんぶん 42人分	にんぶん 42人分	にんぶん 42人分
	にんにち 826人日 じっせき 実績 にんにち 428人日	にんにち 826人日 じっせき 実績 にんにち 456人日	にんにち 826人日	にんにち 826人日	にんにち 826人日	にんにち 826人日
じりつくんれん せいにかつかいご 自立訓練(生活訓練) （／月）福	にんぶん 359人分 じっせき 実績 にんぶん 405人分	にんぶん 376人分 じっせき 実績 にんぶん 488人分	にんぶん 393人分	にんぶん 410人分	にんぶん 427人分	にんぶん 444人分
	にんにち 5,812人日 じっせき 実績 にんにち 6,666人日	にんにち 6,088人日 じっせき 実績 にんにち 8,011人日	にんにち 6,363人日	にんにち 6,638人日	にんにち 6,913人日	にんにち 7,189人日

しゅうろう いこう しえん じぎょう 就労移行支援事業 【再掲】 (／月) 福	にんぶん 1,476人分 じっせき 実績 にんぶん 1,508人分	にんぶん 1,547人分 じっせき 実績 にんぶん 1,561人分	にんぶん 1,617人分	にんぶん 1,688人分	にんぶん 1,759人分	にんぶん 1,830人分
	25,099 にんにち 人日 じっせき 実績 26,726 にんにち 人日	26,303 にんにち 人日 じっせき 実績 27,339 にんにち 人日	27,507 にんにち 人日	28,711 にんにち 人日	29,915 にんにち 人日	31,119 にんにち 人日
しゅうろう けいぞく しえん じぎょう 就労継続支援事業 (A型) (／月) 福	にんぶん 880人分 じっせき 実績 にんぶん 719人分	にんぶん 919人分 じっせき 実績 にんぶん 654人分	にんぶん 958人分	にんぶん 997人分	にんぶん 1,035人分	にんぶん 1,074人分
	17,203 にんにち 人日 じっせき 実績 13,674 にんにち 人日	17,962 にんにち 人日 じっせき 実績 12,156 にんにち 人日	18,721 にんにち 人日	19,480 にんにち 人日	20,239 にんにち 人日	20,999 にんにち 人日
しゅうろう けいぞく しえん じぎょう 就労継続支援事業 (B型) (／月) 福	にんぶん 4,605人分 じっせき 実績 にんぶん 4,691人分	にんぶん 4,857人分 じっせき 実績 にんぶん 5,145人分	にんぶん 5,109人分	にんぶん 5,361人分	にんぶん 5,613人分	にんぶん 5,866人分
	79,012 にんにち 人日 じっせき 実績 77,897 にんにち 人日	83,339 にんにち 人日 じっせき 実績 83,354 にんにち 人日	87,666 にんにち 人日	91,993 にんにち 人日	96,320 にんにち 人日	100,647 にんにち 人日
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援福新	—	—	—	くに じぎょうしょうさい しめ のち ちいき 国が事業詳細を示した後、地域の じつじょうとう もと せってい 実情等を基に設定します。		
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センタ 一作業所型 福	130か所 じっせき 実績 138か所	130か所 じっせき 実績 137か所	130か所	145か所	146か所	147か所

	2,600人 (／年) 実績 2,894人 (／年)	2,600人 (／年) 実績 2,868人 (／年)	2,600人 (／年)	2,600人 (／年)	2,600人 (／年)	2,600人 (／年)
ちゅうと しょうがいしゃ ちいき 中途 障害者 地域 かつどう 活動センター 福	18か所 (／年) 実績 18か所	18か所 (／年) 実績 18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	517人 (／年) 実績479人 (／年)	517人 (／年) 実績455人 (／年)	517人 (／年)	517人 (／年)	517人 (／年)	517人 (／年)

4-3 スポーツ・文化芸術

(1) スポーツ活動の推進

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
<p>障害者スポーツの啓発と理解の促進</p>	<p>東京2020パラリンピックにより高まる関心を障害者スポーツの普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターや横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げる取組を行うとともに、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>東京2020パラリンピックにより高まった障害者スポーツへの関心を普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターで、障害者スポーツの体験会や教室等を実施しました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>
<p>身近な地域における障害者スポーツの推進</p>	<p>引き続き、障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>中途障害者地域活動センター、横浜市スポーツ協会等と連携し、障害のある人の身近な地域での障害者スポーツの取組を行いました。また、障害者スポーツの周知活動、スポーツボランティア養成講座や初級障害者スポーツ指導員研修会等の実施を通して、支援者・指導者の人材育成を進めました。</p>	<p>○</p>	<p>推進</p>

ぶん かげいじゅつかつどう すいしん
 (2) 文化芸術活動の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期 (令和3~5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゃ 障害者の ぶん かげいじゅつ 文化芸術 かつどう しえん 活動の支援	かいさい アートイベントの開催や、 かつどう さぎ じんざい いくせい 活動を支える人材の育成、 さまざま だんたいとう れんけい ぶんか 様々な団体等と連携した文化 げいじゅつかつどう ば そうしゅつ と 芸術活動の場の創出に取り く 組みます。	すいしん 推進	しょうがいしゃ ぶんか 障害者スポーツ文化 センターによる芸術 さい てんらんかいとう かいさい 祭や展覧会等の開催 を 通じて、 活動 を さぎ じんざい いくせい 支える人材の育成や ぶん かげいじゅつかつどう ば 文化芸術活動の場の そうしゅつ と く 創出に取り組みまし た。 「ヨコハマ・パラトリ エンナーレ」のレガシ ーを地域に定着させ るため、学校等でのプ ログラムの じっせん 実践や ふくししせつ たいしゅう 福祉施設を対象とし た たいけん 体験プログラムの じっし しえん 実施などの支援を おこな 行いました。	○	すいしん 推進
しょうがいしゃ 障害者の ぶん かげいじゅつ 文化芸術 かんしょう しえん 鑑賞の支援	さまざま だんたいとう れんけい しょうがい 様々な団体等と連携し、障害 とくせい おう かんしょう きかい の特性に応じた鑑賞の機会の じゅうじつ えんかつ しせつりよう 充実、円滑な施設利用のため かんきょうせいび かつどう さぎ の環境整備、活動を支える じんざい いくせいとう と く 人材の育成等に取り組みま す。	すいしん 推進	よこはまのうがくどう 横浜能楽堂において、 「バリアフリー能」およ び関連企画の実施に あたり、関連団体等に じぜん おこな 事前ヒアリングを行 ったほか、合理的配慮 どう かか しせつないけんしゅう 等に係る施設内研修 を じっし 実施しました。	○	すいしん 推進
ぶん かげいじゅつ 文化芸術に よる ちいき 地域 きょうせい しゃかい 共生社会 じつげん お 実現に向け た とりくみ 取組の すいしん 推進	かんけいきかん れんけい ふか 関係機関との連携を深め、 ぶん かげいじゅつ たいけん こうえん てんじどう 文化芸術体験や公演・展示等 かんしょう ぶん かげいじゅつかつどう とお 鑑賞の文化芸術活動を通し しょうがい て、障害のあるなしにかかわ らず誰もが互いに対等な立場 で かわりあ すす で関わり合うことを進める かつどう そくしん 活動を促進します。	すいしん 推進	しみん 市民ギャラリーあざ の み野で「フェローアー トギャラリー」を実施 したことに加え、 ほんじぎょう たい 本事業について他 しせつ れんけい 施設と連携しました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
かしょう (仮称) どくしょ 読書バリア フリー法に もと 基づく よこはましけいかく 横浜市計画 さくてい の策定、 すいしん 推進	どくしょ 読書バリアフリー法に基 づ ちほうこうきょうだんたい けいかく く、地方公共団体の計画とし さくてい けいかく もと とりくみ て策定し、計画に基づく取組 すいしん を推進します。	さくてい 策定 ・ すいしん 推進	しゃかいきょういっくいん かいぎ 社会教育委員会議に おいて、しかくしょうがいしゃ 視覚障害者 どう どくしょかんきょう せいび 等の読書環境の整備 のすいしん かん ほうりつ 推進に関する法律 (どくしょ 読書バリアフリー ほう もと とりくみ 法) に基づく取組の ほうこうせい きょうぎ 方向性を協議いた だき、れいわ ねん がつ 令和4年2月に ていげん う 提言を受けました。 また、ていげん ふ 提言を踏まえ、 ぜんしてき どくしょかつどう 全市的な読書活動の ふきゅうけいはつ 普及啓発イ ンベン ト (れいわ ねん がつかいさい 令和4年3月開 催) において、しかく 視覚 しょうがいしゃどう りよう 障害者等が利用し や すいしよせきどう しょうかい すい書籍等を紹 介す るこうざ てんじ 講座やブース展 示 どう おこな しみん 等を行い、市民 の どくしょ 読書バリアフリー の りかいそくしん ほか 理解促進を図り まし た。	△	すいしん 推進

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）

【令和 5 年子ども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号による改正後の全文】

我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきた。

これまで、平成十八年度の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の施行により、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画（市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付け、またその後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号。以下「障害者総合支援法等一部改正法」という。）の施行により、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画（市町村障害児福祉計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害児福祉計画（同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを構築した上で、この指針により障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の作成又は変更に当たって即すべき事項について定めてきた。

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和八年度末の目標を設定するとともに、令和六年度から令和八年度までの第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道

府県の地域生活支援事業（障害者総合支援法第七十七条に規定する市町村の地域生活支援事業及び障害者総合支援法第七十八条に規定する都道府県の地域生活支援事業をいう。以下同じ。）（以下「障害福祉サービス等」という。）並びに障害児通所支援（児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（同法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）及び障害児相談支援（同法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）（以下「障害児通所支援等」という。）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周

知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。また、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム（障害者総合支援法第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠

点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和三年四月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）による改正後の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

(一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

- (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (三) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・

定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

7 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのため環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護（障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）、同行援護（同条第四

項に規定する同行援護をいう。以下同じ。)、行動援護(同条第五項に規定する行動援護をいう。以下同じ。))及び重度障害者等包括支援(同条第九項に規定する重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス(療養介護(障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。))、生活介護(同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。))、短期入所、自立訓練(同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。))、就労移行支援(同条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。))、就労継続支援(同条第十四項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。))、就労定着支援(同条第十五項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。))及び地域活動支援センター(同条第二十七項に規定する地域活動支援センターをいう。))で提供されるサービスをいう。以下同じ。))を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助(障害者総合支援法第五条第十六項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。))、地域移行支援(同条第二十項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。))及び地域定着支援(同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。))、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。))との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等も含め、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより地域移行が図られる精神障害者についての必要なサービス量を見込む等、適切に管内の支援に係

るニーズの把握に努める必要がある。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の３に掲げる体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図る。なお、障害者支援施設（障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）を地域生活支援拠点等とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要がある。また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労定着支援事業（就労定着支援を行う事業をいう。以下同じ。）等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障害を有する障害者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者を把握することが重要であ

る。

高次脳機能障害を有する障害者については、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要である。

6 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ばちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 相談支援体制の充実・強化

障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。また、相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要である。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画（障害者総合支援法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要である。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。）等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなけれ

ばならない。このため、都道府県及び市町村は、その前提として、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所（障害者総合支援法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。これらの取組を効果的に進めるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号。以下「令和四年障害者総合支援法等改正法」という。）により、令和六年四月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化された。併せて、都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施を行うこととされたところである。

上記を踏まえ、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）を設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図る必要がある。また、市町村は、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。都道府県においては、都道府県相談支援体制整備事業の活用等を通じて、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、広域的な観点からその設置及び機能の充実・強化に向けた支援に取り組むことが必要である。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、障害者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。この検討に当たっては、一の4(一)に掲げる事業を実施する場合には、相談支援体制整備

の経緯を踏まえつつ、双方の取組の有機的な連携を図ることに留意する等、相談支援体制の再構築を検討することが必要である。

なお、基幹相談支援センターを委託により運営する場合や、一の4(一)に掲げる事業を委託により実施する場合であっても、市町村は委託先と十分に連携して主体的に相談支援体制の整備に向けて取り組む必要がある。

精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要である。また、市町村が体制整備に取り組む際には都道府県による協力や支援が求められるため、都道府県と市町村は日頃から相談支援業務に関して連携することが必要である。

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障害者支援施設等（障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項の児童福祉施設をいう。）又は療養介護を行う病院（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院をいう。）をいう。以下同じ。）に入所又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している障害者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要がある。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。

3 発達障害者等に対する支援

(一) 発達障害者等への相談支援体制等の充実

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。以下同じ。）の複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの発達障害者等に対する支援については、別表第一の七の各項に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

（二）発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

4 協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

令和四年障害者総合支援法等改正法により、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害

者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和六年四月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなった。

上記を踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。さらに、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）との連携に努めることが求められる。また、都道府県と市町村が設置する協議会が相互に連携し、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等も必要である。さらに、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあつては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

さらに、都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第十九条の二に規定する発達障害者支援地域協議会をいう。）を設置し、活用することも重要である。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合等、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第三条第二号において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されていることに加え、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

1 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。

児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）については、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。

- (一) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- (二) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- (三) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- (四) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である。

地域における支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画するこどもの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていくことが重要である。

また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要がある。その際、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うこと等、施設が地域に開かれたものとする必要がある。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。

これらの障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に連携しながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。とりわけ、障害児入所支援については、入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び指定都市は支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を進めていく必要があるほか、管内の移行状況を把握し、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しのもと、障害福祉計画・障害児福祉計画へ反映させていく必要がある。併せて障害児入所施設の今後の施設のあり方に関する方針を把握し、地域資源の中で障害児入所施設としての受け皿が十分であるか「協議の場」等において議論を行う必要がある。

加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があるとともに、安全の確保を図るための取組を進める必要がある。

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。併せて、市町村に設置されるこども家庭センターと連携した支援体制を構築していくことも必要である。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

放課後等デイサービス（児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要である。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、都道府県、又は必要に応じて指定都市においては、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である。

3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下「保育所等」という。）に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められている。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援（児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要である。

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営される必要がある。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

加えて、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）を踏ま

え、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築する必要がある。医療的ケア児支援センターには医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行うこととする。

市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。

このため、コーディネーターについては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

(二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障害を有する障害児のニーズ把握に当たっては、管内の特別支援学校や障害福祉サービス事業者等とも連携して特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の

把握を行うことが重要である。また、障害児入所施設において特に支援が必要な者の把握を行い、都道府県（指定都市を含む。）が中心となって円滑な成人サービスへの移行支援を行うことが重要である。

高次脳機能障害を有する障害児については、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

（三）虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

5 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障害児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められているところ、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることが重要である。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和八年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和四年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入

所者」という。)のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和八年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。このため、すべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を含めて把握し、適切に意思決定支援を行いつつ確認すること(この点について市町村は協議の場において共有すること)、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮する。また、相談支援専門員、サービス管理責任者が把握している入所者の地域生活の希望や心身の状況等も参考にしつつ見込むことも重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和四年度末時点の施設入所者数の六パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和八年度末の施設入所者数を令和四年度末時点の施設入所者数から五パーセント以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(十八歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。

加えて、障害者支援施設においては、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や、地域生活支援拠点等及び地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組むことと併せて、施設入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、支援の質の向上を図る観点から障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求められる。さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保するとともに地域で生活する障害者等に対する支援を行う等、地域に開かれていることが望ましい。

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、別表第一の八の各項に掲げる活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。こうした取組により、精神障害者の精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神障害者（精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。二の1において同じ。）の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上の一年以上長期入院患者数、六十五歳未満の一年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率、入院後一年時点の退院率）に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）との関係に留意すること。

1 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する令和八年度における目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を三百二十五・三日以上とすることを基本とする。

2 精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上、六十五歳未満）

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和八年度末の精神病床における六十五歳以上の一年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和八年度末の精神病床における六十五歳未満の一年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3 精神病床における早期退院率（入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点）

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率及び入院後一年時点の退院率に関する令和八年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後三か月時点の退院率については六十八・九パーセント以上とし、入院後六か月時点の退院率については八十四・五パーセント以上とし、入院後一年時点の退院率については九十一・〇パーセント以上とすることを基本とする。

三 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和八年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和八年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定

に当たっては、令和三年度の一般就労への移行実績の一・二八倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型事業（就労継続支援B型（同条第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和八年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和三年度の一般就労への移行実績の一・三一倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和三年度の一般就労への移行実績の概ね一・二九倍以上、就労継続支援B型事業については概ね一・二八倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和三年度の実績の一・四一倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が七割以上の事業所を全体の二割五分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の産業・労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の各項に掲げる事項を令和八年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るためには、就労選択支援事業（就労選択支援を行う事業をいう。以下同じ。）について、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある者が利用できるよう、都道府県等においては、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で取組を進めることのほか、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう取り組むことが必要である。この際、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援の提供体制の動向や障害者雇用に係る求人状況といった、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、連携した取組を推進することが望ましい。

また、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。この際、大学（四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。）在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、関係機関等と連携して取り組むことのほか、就労移行支援について、標準利用期間（二年間）を超えて支給決定を行う場合や複数回利用希望があった場合に、個々の対象者の状況を勘案して判断されるよう適切に取り組むことが望ましい。併せて、重度障害者については、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下「特別事業」という。）が令和二年十月から開始したことも踏まえつつ、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握した上で、特別事業の的確な実施

について検討を行い、必要な支援体制を整えることが必要である。

さらに、直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めることが望ましい。

なお、今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和八年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しなが

ら、令和八年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和四年二月）に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。

その際、令和八年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和八年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和八年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議

の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和八年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

六 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和八年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。また、都道府県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び

児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和八年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一の基本的理念を踏まえるとともに、第二に定める成果目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) 障害者等の参加

障害福祉計画等の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズの把握に努めるほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画等の作成に当たっては、協議会を活用するとともに、障害者等をはじめ、地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児支援について保健、医療、介護、児童福祉、教育、文化芸術、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組むものとなる必要がある。

2 計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 作成委員会等の開催

障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第七項並びに児童福祉法第三十三条の二十第九項及び第三十三条の二十二第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第八項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第七項においては、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かななければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画等の作成に当たっては、介護保険担当部局、子育て支援や母子保健等の児童福祉担当部局、労働担当部局、保健医療担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局、デジタル担当部局、情報通信担当部局、文化行政担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

(三) 市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、障害福祉サービス等（都道府県の地域生活支援事業に係る部分を除く。）並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の実施に関して、また、都道府県は、障害児入所支援の実施に関して、一義的な責任を負っている。これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援を提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画等の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが

必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。また、令和四年障害者総合支援法等改正法において、指定障害福祉サービス事業者等の指定等について、関係市町村長が都道府県知事に対し障害福祉計画又は障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができること等とする仕組みが創設されたことに伴い、地域の事業者と連携、協力して障害者等の支援体制の構築を推進するためには、障害者等のニーズを的確に把握し、市町村障害福祉計画等に位置付けることが重要である。

障害者等のサービスの利用実態やニーズの把握を踏まえた、障害福祉計画等の策定に当たっては、障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用、各地方公共団体において実施しているE B P MやP D C Aに関する取組等、実効的な計画の策定を行うよう努めることが必要である。また、指標に係る目標との乖離が生じた場合には、利用実態等を踏まえながら、検証することが望ましい。

加えて、障害者等が可能な限りその身近な地域において必要な支援を受けられる環境を整備する観点から、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障害者等のニーズについても把握することが望ましい。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

5 区域の設定

都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画（以下「都道府県障害福祉計画等」という。）においては、指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、指定地域相談支援（障害者総合支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）、指定計画相談支援（障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）、指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（障害者総合支援法第八十九条第二項第二号及び児童福祉法第三十三条の二十二第二項第二号に規定する都道府県が定める区域をいう。別表第二の三（一）の項⑤及び別表第四を除き、以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は、他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として当該区域を定めることが必要である。

6 住民の意見の反映

障害福祉計画等を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

7 他の計画との関係

障害福祉計画等は、障害者計画（障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、医療計画、介護保険事業計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。）、子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずる。

そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ましい。

これに加え、活動指標については、より高い頻度で障害種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項及び同表の四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及

び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項及び同表の五の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、当該成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第一を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援B型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

さらに、指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定にあたっては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等（児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）へ入

所した後から、退所後の支援を見据え、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービス及び指定通所支援については、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一カ所確保できるよう努める必要がある。また、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努める必要がある。さらに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。なお、小規模町村等において、訪問系サービスや指定通所支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すことや、共生型サービスの指定制度を周知することなどの工夫が必要である。加えて、障害者等が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になったとき等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。

(三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿を検討することが求められる。検討に当たっては、協議会等を十分に活用することが必要である。

また、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠

点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える体制を整備する必要がある。当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

四 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている市町村においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実にを行うために都道府県との協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が三の二の四によりサービスの種類及び量の見通し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画等に反映することが必要である。

3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

4 関係機関との連携に関する事項

- (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事

項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八の項に掲げる事項及び同表の九の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げる事項、同表の十の項に掲げる事項及び同表の十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、また特に精神障害に関しては、医療計画における基準病床数算定式で算定された病床数等と整合性がとれるようにするとともに、退院先の市町村において必要なサービスが確保されるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援B型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

なお、都道府県においては、市町村ごとの障害福祉計画における福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標値を踏まえ、特に障害者支援施設の改築・改修に当たっては、管内市町村における施設の空き定員や真に施設入所支援が必要な者の状況も考慮し、地域のニーズに応じた小規模化を含む定員の見直しに向けて調整することが望ましい。

また、障害者総合支援法及び整備法による改正後の児童福祉法施行以前に、障害福祉サービス又は障害児通所支援が未実施であった市町村におけるサービスの確保や、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援又は指定障害児相談支援等の確保に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

ただし、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。

(三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向けた市町村支援等

地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は二の二の(三)における検証及び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村における地域生活支援拠点等の整備（複数市町村における共同整備を含む。）を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

四 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児通所支援の地域支援体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実にを行うために都道府県と市町村が協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、令和八年度において障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の種類及び量の見通しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援を実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。）を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並びに整備計画の作成に当たっては、別表第三に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画等に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する

指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、別表第一を参考としつつ、設定することが適当である。なお、それらの必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

また、指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

このため、都道府県は市町村と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、指定障害児入所施設等に入所が必要な障害児のニーズを把握し、地域の実情を踏まえて設定するとともに、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等支援の事業者は、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要である。

(一) サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

障害者総合支援法及び児童福祉法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定通所支援、指定障害児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、都道府県は、これらの者に対して、サービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修等を十分に実施することが必要である。また、サービスの直接の担い

手である居宅介護従事者の養成等についても、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等を十分に実施することが必要である。

行動障害を有する障害者等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を修得可能となる専門的な研修を実施することが必要である。

さらに、利用者と同一目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターについて、ピアサポートの質を確保する観点から、都道府県において障害者ピアサポート研修を実施することが必要である。

また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害支援拠点等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者等の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

都道府県は、それぞれの研修をサービス種別ごとに計画的に実施し、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとすることが重要である。さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましい。

また、医療的ケアを必要とする障害者等に対する支援体制の充実を図るため、喀痰（かくたん）吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

さらに、都道府県は、教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組や、都道府県

福祉人材センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県福祉人材センターをいう。）と連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等支援に係る人材の確保を支援することが望ましい。

(二) 指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

また、サービスの質の確保・向上に取り組むに当たっては、例えば、障害者支援施設及び共同生活援助については事業運営の透明性の確保の観点重視する等、サービスごとの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう、必要な周知等に取り組むことが必要である。

また、障害者総合支援法等一部改正法により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。

5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

(二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

(三) 各事業の見込量の確保のための方策

四 その他実施に必要な事項

6 関係機関との連携に関する事項

(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

(二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、保育、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

四 その他

1 計画の作成の時期

第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画は、令和六年度から令和八年度までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めるものである。

2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行う。

3 計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画等を作成するときは、二の二の（一）に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画等を定めた際には、遅滞なく、公表するとともにこれを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画等を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

4 その他

(一) 各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、共同策定が可能である。

(二) サービスの見込量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能である。

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置等の措置を講じなければならない。

都道府県及び市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室作成）に沿って、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司

法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。また、学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある。

なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。特に、初動対応の方針決定や虐待の認定を判断する場面に管理職が参加し、組織的な判断及び対応を行うべきことに留意する必要がある。

また、次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要である。

1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業員への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底する等、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要である。特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第五条第二十三項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。

2 一時保護に必要な居室の確保

市町村においては、虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県においては、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこととする。

3 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるとともに、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等の対応が求められており、設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底することが必要である。

4 権利擁護の取組

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。また、これらの取組を行うに当たっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）を踏まえ、各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい。

5 精神障害者に対する虐待の防止

精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、令和四年障害者総合支援法等改正法により、令和六年四月から、業務従事者等への研修や患者への相談体制の整備等が管理者に義務付けられたことや、業務従事者による虐待を発見した者に通報が義務付けられたこと等を踏まえ、都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる。

二 意思決定支援の促進

都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るように努める必要がある。

三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

第一の一の七における障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進する。

- (一) 文化芸術活動に関する相談支援
- (二) 文化芸術活動を支援する人材の育成
- (三) 関係者のネットワークづくり
- (四) 文化芸術活動に参加する機会の創出
- (五) 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- (六) その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

第一の一の七における障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要である。

- (一) 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- (二) ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- (三) 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）

四 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

五 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしている。

都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」（平成二十七年十一月厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行うことが必要である。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要である。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。

別表第一

一 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
-----	-----

障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和八年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和八年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和八年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和八年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
同行援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
行動援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p>さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。</p>
自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
就労選択支援	<p>障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
就労移行支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>

就労継続支援 A 型	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 A 型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 A 型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 B 型	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 B 型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 B 型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援 B 型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
就労定着支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
療養介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有す

	る障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。
--	------------------------------------------------------

四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

自立生活援助	現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。
施設入所支援	令和四年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和八年度末において、令和四年度末時点の施設入所者数の五パーセント以上を削減することとし、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度

	までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

五 相談支援

計画相談支援（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する計画相談支援をいう。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。
地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するため必要となる配置人数の見込みを設定する。
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

七 発達障害者等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数を見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数を見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数を見込みを設定する。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

八 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神病床における退院患者の退院後の行き先	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。

九 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
---------------	---------------------------

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自

	治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
--	--------------------------------

別表第二

事 項	内 容
一 市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 (二) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p> <p>障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p>
三 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	<p>① 別表第一を参考として、⑤の令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p>

<p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備の方策を定めること。</p> <p>④ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p> <p>⑤ 当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式により算定した、当該都道府県の区域（地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。）における令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して、当該市町村の区域における令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 別表第一を参考として、令和八年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p>
<p>四 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p>

	<p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各年度の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>五 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p>
<p>六 市町村障害福祉計画等の期間</p>	<p>市町村障害福祉計画等の期間を定めること。</p>
<p>七 市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>

別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的な理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
<p>三 提供体制の確保に係る目標</p> <p>(一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</p> <p>(二) 障害児通所支援等の提供体制</p>	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行</p> <p>② 障害者に対する職業訓練の受講</p> <p>③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導</p> <p>④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導</p> <p>⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援</p> <p>障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域</p>

の確保に係る目標	の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。
<p>四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>④ 別表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 市町村障害児福祉計画を基礎として、令和八年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>

<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等によりの確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
<p>六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数</p>	<p>令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>

八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項	都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。 都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。
十 都道府県障害福祉計画等の期間	道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第四

項	式
---	---

一	$\Sigma (A_1) \times (1 - X_1) + \Sigma (A_2) \times (1 - X_2)$
二	$\Sigma (B_1) \times (1 - X_1) + \Sigma (B_2) \times (1 - X_2)$
三	$(C) - ((\text{別表第四の一に掲げる式により算定した患者数}) + (\text{別表第四の二に掲げる式により算定した患者数}))$

備考

この表における式において、 A_1 、 A_2 、 B_1 、 B_2 、 C 、 X_1 、 X_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

A_1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

A_2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

B_1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

B_2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

C 令和二年における精神病床における入院期間が一年以上である入院患者数

X_1 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者（認知症である者を除く。）について、各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者を除く。以下「 a 」という。）と、令和二年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者を除く。）が少ない県の水準（以下「 b 」という。）を比較し、 a が b を下回っている場合は○、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の二割未満の場合は差分の半分、差が二割以上の場合は○・一をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において○を下回らない範囲で標準より○・〇二より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

X₂ 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者（認知症である者に限る。）について、各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者に限る。以下「c」という。）と、令和二年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者に限る。）が少ない県の水準（以下「d」という。）を比較し、cがdを下回っている場合は〇、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の二割未満の場合は差分の半分、差が二割以上の場合は〇・一をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において〇を下回らない範囲で標準より〇・〇二より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

しょうがいふくし どうおよ しょうがいじつうしよしえんとう えんかつ じっし かくほ
「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保
きほんてき ししん かいせい がいよう
するための基本的な指針」改正の概要について

きほんししん
1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての**基本的な方針**です。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年に告示されました。(計画期間は令和6年4月～令和9年3月。)

きほんししんみなお おも じこう
2. 基本指針見直しの主な事項

にゅうしやう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく しえん
① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充(共同生活援助)
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備

せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

ちいきせいかつしえん じゅうじつ
③ 地域生活支援の充実

- ・ 強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズの把握

ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうとう
④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定

しょうがいじしえん ていきやうたいせい せいびどう
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の

充実

- ・ パARENTトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の

新設

⑫障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑬その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：
325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う

こと

- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る

協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

4. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※
- 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※

※個々のサービスとしての指標は初めて

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数

- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】

（都道府県）

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 **【新設】**

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 **【新設】**
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

【新設】

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

(都道府県)

○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み **【新設】**

○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み **【新設】**

(1) 障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）令和4年度3月末時点での所持者数の合計は、約18万1千人（横浜市全体人口比で4.81パーセント）となっています。

平成29年度は、約16万3千人でしたので、現在までに、約1万8千人増加したということになります（増加率約10.9パーセント）。表1からも年々取得者数が伸びていることがわかります。

また、表2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年は約2パーセント程度で推移しており、人口増加率よりも大きいことから、障害者手帳を所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も高齢化の進展等ともあいまって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

（各年度の3月末時点、ただし、横浜市人口のみ翌4月1日時点。以下同様）（人）

	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
横浜市人口	3,731,706	3,741,317	3,753,771	3,775,319	3,768,363	3,768,664
身体障害者	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869
知的障害者	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283
精神障害者	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975
手帳所持者全体	163,348	167,238	171,245	173,862	177,455	181,127
横浜市人口における 障害者手帳所持者数 の割合	4.38 %	4.47 %	4.56 %	4.61 %	4.71 %	4.81 %

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者の増加数の比較

（人）

	29～30年度	30～31年度	31～令和2年度	2～3年度	3～4年度
横浜市人口増加数	9,611	12,454	21,548	-6,956	301
（増加率）	0.26 %	0.33 %	0.57 %	-0.18 %	0.01 %
手帳所持者の増加数	3,890	4,007	2,617	3,593	3,672
（増加率）	2.38 %	2.4 %	1.53 %	2.07 %	2.07 %

(2) 身体障害

身体障害者手帳の所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。肢体不自由は徐々に減少していますが、それ以外は横ばいあるいは少しずつ増加しています。

年齢ごとに見ると、「18歳未満」は微減、「18歳から65歳未満」は横ばいです。65歳以上の人数は令和2年度以降減少しているものの、手帳所持者の約70パーセントを占めています。

表3 身体障害者手帳 障害種別推移 各年度3月末時点（人）

	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	6,349	6,397	6,438	6,443	6,483	6,543
聴覚・平衡機能障害	8,706	8,842	8,919	9,032	9,131	9,190
音声・言語・ そしゃく機能障害	995	1,021	1,031	1,054	1,056	1,053
肢体不自由	49,700	48,893	48,233	47,193	46,064	44,742
内部障害	33,611	34,362	35,111	35,733	36,095	36,341
計	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869

表4 身体障害者手帳 年齢別推移 各年度3月末時点（人）

	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	2,377	2,360	2,353	2,305	2,262	2,218
18歳～65歳未満	27,638	27,542	27,555	27,656	27,701	27,689
65歳以上	69,346	69,613	69,824	69,494	68,866	67,962
計	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869
全体における 65歳以上の割合	69.8 %	70.0 %	70.0 %	69.9 %	69.7 %	69.4 %

(3) 知的障害

愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、5年間で25パーセント以上、7千人近く増えています。中でも、B2の手帳を所持している人の増加数が、4千6百人以上となっており、全体の増加数の約68パーセントと多くを占めています。

全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表5 愛の手帳 障害程度別推移

各年度3月末時点（人）

	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	5,209	5,340	5,498	5,609	5,773	5,864
A2	5,140	5,222	5,300	5,395	5,490	5,614
B1	6,296	6,556	6,724	6,915	7,162	7,342
B2	12,764	13,704	14,759	15,634	16,434	17,463
計	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283

表6 愛の手帳所持者数 年齢別推移

各年度3月末時点（人）

	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	11,237 38.2%	11,809 38.3%	12,348 38.3%	12,739 38.0%	13,210 37.9%	13,805 38.0%
18歳～65歳未満	17,261 58.7%	18,033 58.5%	18,915 58.6%	19,778 58.9%	20,587 59.1%	21,366 58.9%
65歳以上	911 3.1%	980 3.2%	1,018 3.2%	1,036 3.1%	1,062 3.0%	1,112 3.1%
計	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283

(4) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、5年間で1万人以上増えていて、その増加率は約39パーセントです。特に増加しているのは2級で、全体の増加数の約62パーセントとなっています。

年齢ごとに見ると、手帳所持者数は全ての年齢層で増えていますが、増加率としては、特に20歳未満は2倍近くに増えていきます。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象とするものです。一方で、医療の観点で捉えた場合、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和元年度で約6万3千人となっています。通院を継続しながら生活を保っている人がいることを踏まえつつ、手帳所持者数だけでは全体像を捉えきれないことを認識しておく必要があります。

表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移 各年度3月末時点（人）

	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	3,457	3,673	3,809	4,033	4,278	4,424
2級	19,313	20,731	22,264	23,177	25,113	26,963
3級	11,808	12,497	13,159	13,644	14,376	15,588
計	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975

表8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移 各年度3月末時点（人）

	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
20歳未満	1,021 3.0%	1,150 3.1%	1,341 3.4%	1,511 3.7%	1,705 3.9%	1,998 4.3%
20歳～65歳未満	28,523 82.5%	30,428 82.5%	32,246 82.2%	33,494 82%	35,908 82%	38,505 82%
65歳以上	5,034 14.6%	5,323 14.4%	5,645 14.4%	5,849 14.3%	6,154 14.1%	6,472 13.8%
計	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975

(5) 発達障害

発達障害独自の障害者手帳は無く、知的障害を伴う場合は愛の手帳、知的障害を伴わない場合は精神保健福祉手帳の交付又はその両方の交付を受けていることがあります。一方で、医師の診断のみを受け、障害者手帳を取得していない人もいますことから、障害者手帳所持者数のみで、発達障害児・者の人数を把握することは困難です。

とはいえ、発達障害に関する相談件数や診断件数の推移から推測すると、明らかに増加傾向にあると考えられます。また、発達障害の診断を受けた人だけでなく、本人や家族も発達障害に気付かないまま過ごしている人も少なからずいます。特に、知的障害が軽度である場合や、あるいは知的障害を伴わない場合には、生活に関する困りごとを抱えていても障害福祉分野の相談窓口などにつながっていないことも多いのが現状です。こうした人たちをどう把握し、適切な支援につなげていくかが課題のひとつです。

(6) 強度行動障害

対象者数を正確に把握できる統計はありません。行動上著しい困難があるとされる、障害支援区分認定調査の行動関連項目が10点以上の方は、令和元年8月時点で約3千4百人いますが、そのほかに障害福祉サービスを利用していない人もいますため、実際には更に多いと考えられます。

強度行動障害の多くは、障害特性を理解し適切な支援を行うことで、減少し、安定した生活を送ることができるとされています。そのためには、専門的な人材育成や支援体制が必要ですが、施策を検討するために必要な対象者の全体像を把握すること自体が難しいことも課題となっています。

(7) 医療的ケア

医療的ケア児・者（日常的に医療的ケアを必要とする人）は、障害者手帳を持っていない人もいますため、統計上、人数が把握できていないのが現状です。

国の調査によれば、平成30年度には日本全国で約1万9千人と推計されています。これは、平成17年度と比較すると、10年程度で約2倍に増えているという計算になります。横浜市では、約1千2百人程度が対象児・者だと推計しています。正確な人数は把握できていませんが、医療技術の進歩などにより、増加傾向にあるのは間違いないと考えています。

(8) 難病患者

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、難病等を加えました。対象となる難病は、366疾病です（令和3年11月時点）。

このことにより、症状がわかりやすいなどの理由で身体障害者手帳を取得することができず制度の谷間にあった人が、障害福祉サービスを利用できるようになっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は徐々に増えており、障害福祉サービスの推進に当たっては、今後も、難病等患者数も考慮しながら進めていく必要があります。

表9 横浜市特定医療費（指定難病）受給者証所持者数推移 各年度3月末時点（人）

	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
横浜市特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	22,573	23,748	24,145	26,579	26,905	27,984

さん こう
【参 考】

しょうがいしゃ ちゅうかんふり かえ む
障害者プラン中間振り返りに向けた

しょうがいしゃ かんけいだんたい どう おも ごいけん
障害者関係団体等へのグループインタビューでいただいた主な御意見

ぜんご ていしゆつ いけん げんぶん けいさい
※インタビュー前後に提出されたご意見も原文のまま掲載しています。

◇プラン取組項目	
◇様々な生活の場面を支えるもの 普及・啓発	
No.	ご 意 見
1	赤い障害者マークをカバンにつけている人をたまに見かけられるようになったと思う。それによって、マークの存在を知っている人も自然に増えると思う。新聞にそれについての話が出ていた。
2	ヘルプマークの普及。精神の手帳の割引の場所が増えた。
3	合理的な配慮の言葉が広まっている。うつ病などのメンタルヘルスに対する職場の理解が広がった。
4	周囲どころかそもそも家族の障害特性の理解（正しく）が出来ていない。
5	外で私が自分で止められなく大声で叫んでしまって、警察の方に補導されてしまった時、その警察官の方が非常に丁寧に私の受け答えに接してくれました。
6	理解してくれる仲間・家族がいることで仲間内（通所先・デイケア・家族）での理解が深まり、同じことを聞いても前より優しくされた。地域社会の中での理解の広まりを感じる。
7	「周囲の理解が足りない」と今も思うことが多いです。
8	ヘルプマークの周知が進み、気を遣ってくれる人が増えた。制度が複雑なので支援者が制度理解不足だし、相談する時間も少ない。
9	「自分の意思が伝わらない」。絵カード、写真等で伝えることがある。
10	周囲の理解が進んだとは思えません。
11	ヘルプマークが周知されるようになり、良かったと思います。
12	「コミュニケーションボード」をコンビニ等に設置するというお話があったように思うのですが、見たことはありません。

◇様々な生活の場面を支えるもの 普及・啓発	
No.	ご 意 見
13	精神障害者に対する周囲の理解は今でも進んでいないと思います。グループホームに対する地域住民の反対運動がその典型的な例だと思います。本人を奇異な目で見る住民の視線を感じるようです。
14	大体「バリアフリー」の考え方も行き渡ってきているので、外出は以前よりしやすくなった。ただバリアフリートイレの設置数が少ない地域への外出は二の足を踏む。障害者駐車場、バリアフリートイレ、エレベーターの設置などで街のユニバーサルデザイン化はすすんでいると感じている。ただしその施設を利用したい困りごとを抱える人たち（妊婦さん、ベビーカー、内部障害者等々）も増えているので絶対数はまだ足りないと思う。また健常者の不適切な利用など啓発が必要な場面が多々あると思う。横浜市もパーキングパーミットの導入を検討してほしい。
15	バンダナをもっと周知してほしい。
16	ペースメーカーが入っているので電磁波など気をつけて欲しい。頸椎が弱く、転んだり衝撃が加わると死ぬ可能性があるため気をつけて欲しい(多動が激しいかたと一緒にしないでほしい)。
17	災害発生前に周囲が配慮すべきことを、行政から示しておいてほしい。
18	一般の方、周囲に住む方の障害に対する理解をしてもらえる様なしくみ又は教育が必要なのでは？
19	近隣の子供たちの視線や言動が(排除的な)気になったことがある。本人の生活の充実には周囲の人たちの変容(障害理解の深まり)が必要。そのために、幼年期、小中学校時代の一般児童・生徒への共生の意識の高まりが必要。福祉関係者と教育関係者が連携して地域の福祉意識の向上を旨とすべき。
20	通勤時の乗り物移動の時、ヘルプマークの認識があまりないこと。市民全体が理解できるようにしてほしい。

◇様々な生活の場面を支えるもの 普及・啓発	
No.	ご 意 見
21	えき ちてきしょうがいしゃ こうどう けんじょうしゃ わ おも うれ ちゆう ちゆう 駅などに「知的障害者はこういう行動となることがあります」というようなポスターがあり、健康者にも分かってもらえると思嬉しかった（注： アンケート用紙に“あたたかく見守ってください”という表記のポスターが縮小して添付）。
22	しよくいん なか せいど わ ひと ちかつ さまざま かいぎ おこな し あ しょうがい ごかく ぎつだん せいど 職員の中にも制度を分かっていない人がいる。地活だから様々な会議を行うが、そこで知り合った障害のある御家族と雑談していると、制度をまっ たく知らないということがある。「障害福祉のあんない」も「何それ？」となる場合がある。
23	しょうがいふくし わた かた か おも さっし たいせつ いんさつ 「障害福祉のあんない」の渡し方が変わったと思う。冊子も大切なので、印刷はケチるべきではない。
24	しょうがいふくし よ なに りよう わ ほんにん てちよう きゆう う おも こ かた 「障害福祉のあんない」を読んでも、何を利用できるのかわからない。ご本人は手帳3級では受けるサービスがないと思い込んでいる方もおられた。
25	くやくしょ そうだんまどぐち し ひと じっさい くやくしょ そうだん たいおう き くやくしょ そうだん 区役所に相談窓口があることを知らないという人もいる。実際に区役所に「相談があったからそちらで対応してもらえるか」と聞くと区役所は相談 にのってくれる。でも本人たちは初回の相談で突っぱねられたと思ってしまった。初回相談の時に丁寧に対応してもらえるといいのではないか。
26	われわれ じ けいかくそうだん まどぐち せんでん いがい びょういん いし し おや かか こ いりようき 我々は自アシだの計画相談だの窓口いっぱいあると宣伝しているが、意外と病院のワーカーや医師が知らない。親が抱え込んでしまうので、医療機 関で社会資源を知ってもらったり知る姿勢をもってほしい。どうやって暮らしたらその人が地域で暮らせるのかまで思いを馳せてくれるといいの に、意外と社会資源を知らない。
27	どうが と じぎょうしょ しょうかい うご お じぎょうしょ よこはまし ちゅうしん どうが つく ほ 動画を撮って事業所を紹介しましょうという動きが起きている。事業所バラバラにやっているのが横浜市が中心になってそういう動画を作って欲し い。病院医療機関に地域の医療機関を紹介するときに使えたらサービスの説明もしやすい。「障害福祉のあんない」がアプリになって本を持ち歩か なくて済むようになった。同じような感じで一括して動画を作れないのか。
28	せいど せつめい う りよう ほうほう てつづ わ じぎょうしょ さが むずか りよう かた おお かん 制度やサービスの説明を受けても利用方法や手続きが分からず、また事業所を探すことが難しいため、利用できずにいる方が多いと感じます。

<small>さまざま</small> <small>せいかつ</small> <small>ばめん</small> <small>ささ</small> <small>ふきゆう</small> <small>けいはつ</small> ◇様々な生活の場面を支えるもの 普及・啓発	
<small>ばんごう</small> No.	<small>ご</small> <small>い</small> <small>けん</small> 御 意 見
29	<p> <small>とうしょ</small> <small>しゅう</small> <small>りよう</small> <small>たしせつ</small> <small>へいよう</small> <small>かた</small> <small>だれ</small> <small>そうだん</small> <small>わ</small> <small>うった</small> <small>わり</small> <small>おお</small> <small>き</small> <small>うった</small> <small>き</small> 当所を週5で利用または他施設を併用していない方からは、「誰に相談していいのかわからない」という訴えを割と多く聞く。そういった訴えを聞いた当所の職員が然るべき相談窓口へ繋ぐか、相談支援員側から制度やサービスの説明を進んでいくべきでは、と感じている。現在は、ご家族が当所の職員に多大に依存している（それで完結してしまっている）と感じている。 </p>
30	<p> <small>けいかく</small> <small>そうだん</small> <small>きのう</small> <small>りかい</small> <small>にゅうきょしや</small> <small>ほう</small> <small>たずう</small> <small>みう</small> 計画相談の機能を理解していない入居者の方が多数見受けられる。 </p>
31	<p> <small>いどう</small> <small>じょうほう</small> <small>かつどう</small> <small>し</small> 移動情報センターの活動を知らない。 </p>
32	<p> <small>かぞく</small> <small>くるま</small> <small>りよう</small> <small>さい</small> <small>つうしよ</small> <small>つういん</small> <small>いどう</small> <small>しゅだん</small> <small>いどう</small> <small>こま</small> <small>ぼめん</small> <small>みう</small> <small>いどう</small> <small>じょうほう</small> <small>じょうほう</small> <small>はあく</small> ご家族が車も利用できない際に、通所や通院などにより、移動手段がなく移動で困る場面が見受けられます。移動情報センターの情報を把握できていない方、利用をしているが、サービス先が見つからない現状です。 </p>
33	<p> <small>いどう</small> <small>じょうほう</small> <small>センター</small> <small>し</small> <small>かか</small> <small>りようしや</small> <small>なか</small> <small>りよう</small> <small>ひと</small> <small>こうれい</small> <small>けが</small> <small>ほごう</small> <small>こんなん</small> 移動情報センターについては知りませんでした。関わっている利用者の中で利用した人はいません。しかし、高齢や怪我により歩行が困難になってしまった方もいるので、必要に応じてサービスを進めたいと思います。またパニック障害で公共交通機関を利用出来ない、一人で帰宅すると電車内で幻聴が出てしまい困っているという方もいました。必要な方に適切な情報提供が出来るようサービスについて理解を深めたいと思います。 </p>
34	<p> <small>いどう</small> <small>じょうほう</small> <small>センター</small> <small>そんざい</small> <small>りよう</small> <small>ほうほう</small> <small>しゅうち</small> <small>すす</small> <small>じょうきよう</small> <small>そうだん</small> <small>しん</small> <small>しよくいん</small> <small>そんざい</small> <small>りかい</small> <small>いどう</small> <small>じょうほう</small> <small>もと</small> 移動情報センターの存在や利用方法の周知が進んでいない状況といえる。また、相談支援の職員は存在を理解しているが、移動情報センターに求めたい情報が以前と変化している中で、情報が旧態依然としているため、知りたい情報は得られず、利用する必要性がない状況。また、移動支援の担い手が不足しているが、人材育成を推進しているようにも感じ取れない。計画相談が進んで来ている中、移動情報センターの事業の必要性や役割を再検討する時期に入っていると聞かれる。 </p>
35	<p> <small>ちいき</small> <small>かた</small> <small>しょうがい</small> <small>かた</small> <small>く</small> <small>ようす</small> <small>けいはつ</small> <small>ひつよう</small> <small>おも</small> <small>でまえ</small> <small>こうざ</small> <small>けんしゅうかい</small> <small>けいはつ</small> <small>どろが</small> <small>しょう</small> <small>じっし</small> <small>け</small> 地域の方に、障害のある方の暮らしの様子についての啓発は必要と思われる。出前講座や研修会、啓発ツール（チラシや動画）を使用して実施を継続していく。 </p>

◆様々な生活の場面を支えるもの 普及・啓発	
No.	ご 御 意 見
36	高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業については、知らなかった。
37	道（近所）を親子で歩いていて小学生に不審者に思われ、警察に通報され、家に警官が来たのには驚き、悲しかったです。
38	外出先でてんかん発作（強直性）を起こした時、床に座り込んで発作が止まるのを待ちましたが、周囲に大勢の人がいたのに誰一人声をかけることなく、みんな引いていました。主人とは「仕方ないよ」と話しましたが、「大丈夫ですか？」「何かお手伝いしますか？」くらいの言葉が出る世の中になってほしいと思います。
39	エレベーターで、何度止まっても人が多くて乗ることができない、誰も譲ってくれない、というのは、困るというより悲しいというのが大きい。
40	精神や内部障害は外から見えないので自分から発信していくことが必要。
41	子どもが障害のある人をずっと見ていて、親の「見ないの」という言葉がとっても悲しい。子どもに対しての言葉がけをもっと考えてほしい。
42	令和元年で「周囲の理解が足りない」（精神）との声に対して3年後の改善されたと感じることは、「自分で選び、決定する」という事を踏まえた支援になってきている。周囲（地域）の理解が広まってきている。という感想がある中、まだまだ家族や職場等ご本人に身近な方の理解が足りない。というご意見も多数あった。
43	地域の清掃業務を請け負っていますが、地域の方から「ありがとうございます」「ご苦勞様です」という声をかけていただき、利用者の方の励みと なっているようです。
44	地域の行事に参加している。
45	地区センターで開催されていた麻雀サークルにつながった方がいる。他にも地区センターで出会う地域の方と将棋などを通じて交流を深めている方もいる。
46	高齢者のごみ収集、買い物支援を利用者が長年行っている。

<small>さまざま</small> <small>せいかつ</small> <small>ばめん</small> <small>ささ</small> <small>ふきゅう</small> <small>けいはつ</small> ◇様々な生活の場面を支えるもの 普及・啓発	
<small>ばんごう</small> No.	<small>ご</small> <small>い</small> <small>けん</small> 御 意 見
47	<small>まつ</small> <small>こうりゅう</small> <small>きかい</small> <small>つく</small> 祭りなどで交流の機会を作っている。
48	<small>じぶんたち</small> <small>ちいき</small> <small>こと</small> <small>し</small> <small>おし</small> <small>たいせつ</small> <small>よか</small> <small>しえん</small> <small>どう</small> <small>ちゅうしんてき</small> <small>やくわり</small> <small>にな</small> <small>ちいき</small> 自分達がまず地域の事を知ること、教えてもらうことが大切。余暇支援（パラフェスタ等）で中心的な役割を担っていただいている。地域として <small>こま</small> <small>きょうゆう</small> <small>いっしょ</small> <small>うご</small> <small>かんけい</small> 困っていることの共有ができ一緒に動いていただける関係づくり。
49	<small>しょうがいふくし</small> <small>ざいたく</small> <small>じかん</small> <small>かいじょ</small> <small>う</small> <small>りゆう</small> <small>わ</small> 障害福祉サービスだと、在宅でないと24時間介助を受けられない理由が分かりません。

◇プラン取組項目	
◇様々な生活の場面を支えるもの 人材確保・育成	
No.	ご 意 見
1	グループホームをつくるにしてもスタッフが集まらなくて出来ないとか、ガイドヘルパーも今まで対応してくれていたのにヘルパーがいないとか、支援する人が足りるようにしますとのことですが、どの程度達成出来ているのですか。
2	24時間重度訪問介護を利用しているけど、ヘルパーの絶対数が少ないのは一番の問題。障害者プランの中に盛り込んでください。
3	ガイドヘルパーを使っていますが、最近この事業所も人不足で移動支援数はあるがヘルパーが居ないため、思うように使えない事が多い。
4	グループホームに在籍しているが、ずうっと職員不足で3つのホームでローテーションを組んで、皆さんがぎりぎりの労働時間で接して下さってるのには頭が下がります。もう少し賃金（職員の）をアップして下さらないと、職員不足は解決しないのではないかと？
5	グループホームのスタッフは皆とてもよくして下さいますが、もう少し人手が多かったらと思います。
6	職員の待遇改善はもちろん、多くのボランティアに日常を支えていただいています。女性が働くことも多くなり、定年延長となるとボランティアをして下さる方が少なくなるので、学生・仕事をしている方でもボランティアをすることが当たり前になって欲しいです。
7	研修で本人中心と話しているが区の職員の意識が低かったかも。残念。親の思いと本人の思いが違うことはよくあると聞く。現場レベルで徹底しないといけない。
8	窓口相談に行っても職員の配置が少なくとおもう。だから窓口も混んでいる。産休に入った職員がいるのに人が配置されていなかったり、そもそも人口割合に対して足りないというところに補充してほしい。アルバイトの人が代わりに窓口に出るというのは違うのではないかと。
9	移動の際に必要なガイドヘルパー等の資源がまだまだ足りないと感じる。まずは福祉に関係する人材の確保や世間の理解を普及させることも必要である。

さまざま せいかつ ばめん ささ じんざい かくほ いくせい ◇様々な生活の場面を支えるもの 人材確保・育成	
ばんごう No.	ご 意 見
10	せいど お たずさ しょくいん いみ むかし しょくいん すこ たずさ ひと けいかくそうだん かた いそが りようしゃ いそが かん 制度に追われて携わる職員さんでは意味がない。昔は職員がもう少し携わってくれる人がいた。計画相談の方も忙しいから、利用者も忙しく感じ る。監査などのためにちゃんとした書類も必要だが、大事なところは今後も残していかなくてはならない。
11	かんさ しょるい ひつよう だいじ こんご のこ 連携が必要だが、連携する以上人員配置を整えるとか業務分担を明確にしないと皆が全部やるということになる。
12	きぼう じかん よう じんざいぶそく かん 希望ヘルパーさんを見つけてもらうのに時間をととも要するため、ヘルパーさんの人材不足を感じます。
13	ふくし ひなんじょ かいせつ ばあい しょくいんかくほ 福祉避難所が開設した場合の職員確保。
14	しょうがっこう ふくし きょういく おお しょうがいしゃ く がっこう せんせい しょうがくせいわ 小学校からの福祉教育のオーダーは多い。障害者がどこで暮らしているかは学校の先生も小学生も分かっていない。
15	きょじゅう あんしん せいかつ つづ しょうたいかいご やかん しょくいん ひつよう かいご でき しょくいん 「居住しているホームで、安心して生活し続ける」ためには、身体介護や夜間に職員がいることが必要になってくる。介護出来る職員がいない。グ ループホームの形を変えないといけないし、人員もそれなりに必要になってくると難しい。
16	かたち た と く じんざいぶそく じんざいいくせい くらう にゅうしょ も にゅうしょ しえん こういう形でプランを立てているが、取り組むためにも人材不足。人材育成は苦労している。入所を持っているが、入所やグループホームの支援を する人材がかなり少ない。年配の人でもなんとか泊まれるようにと工夫するが苦しい。一法人とか一事業所とかで人材確保を考えるのは限界。本当 に人がいなくなると虐待も起こりやすくなる。地活もショートや夜勤もあるが、施設やグループホームの職員はかなり疲弊している。こうしたいと いうものはあるが人材がいないと厳しい。一方地域の中で暮らせるようにというものもある。地活には色んな事業があって人はそれなりにいるが、そ の職員はその事業しか出来ない。その辺が臨機応変に対応出来ると良い。夜勤をやっていた職員がステップアップして相談員になると、夜勤が出来 なくなる。夜勤が出来るとスタッフが減るので、この人はこの仕事しかできない、というのがあってと厳しい。柔軟に出来ると受け入れが出来たりとかし ていいと思った。

<small>さまざま</small> <small>せいかつ</small> <small>ばめん</small> <small>ささ</small> <small>じんざい</small> <small>かくほ</small> <small>いくせい</small> ◇ 様々な生活の場面を支えるもの 人材確保・育成	
<small>ばんごう</small> No.	<small>ご</small> <small>い</small> <small>けん</small> 御 意 見
17	<p> <small>ちいき</small> <small>しょうがっこう</small> <small>ふくしきょういく</small> <small>ひつよう</small> <small>げんじょうがっこう</small> <small>ふくしきょういく</small> <small>はい</small> <small>むずか</small> <small>ごうちょう</small> <small>か</small> <small>はい</small> <small>せんせい</small> <small>いどう</small> <small>はい</small> 地域の小学校に福祉教育が必要。現状学校に福祉教育が入るのは難しい。校長が代わると入れなくなったりとか先生が異動すると入れなくなったりする。福祉教育の提案を何回かしているけど、いいねと言っていた人が異動などでいなくなると関係が終わる。インクルーシブ教育とかも同じと思う。福祉教育の提案を何回かしているけど、いいねと言っていた人が異動などでいなくなると関係が終わる。インクルーシブ教育とかも同じと思う。 </p> <p> <small>も</small> <small>ちい</small> <small>とき</small> <small>みぢか</small> <small>しょうがいしゃ</small> <small>けいけん</small> <small>ちい</small> <small>ころ</small> <small>たいけん</small> <small>がっこう</small> <small>すす</small> <small>こ</small> <small>おお</small> <small>じっしゅうせい</small> うが小さい時から身近に障害者がいるという経験があると、小さい頃にこういう体験したからこういう学校に進んだ、とかいう子が多い。実習生と </p> <p> <small>はなし</small> <small>き</small> <small>ちいき</small> <small>がっこう</small> <small>つな</small> <small>たんぼつ</small> <small>けいぞくでき</small> <small>がっこう</small> <small>こ</small> <small>しゅたいせい</small> <small>そんちょう</small> <small>い</small> かに話を聞くとそう。地域の学校とどう繋がっていくか。単発ではなく継続出来るものがあるといい。学校は子どもの主体性を尊重すると言う。だ </p> <p> <small>こども</small> <small>きょうみち</small> <small>つな</small> <small>はなし</small> <small>ふくし</small> <small>し</small> <small>ふくし</small> <small>きょうみち</small> <small>こ</small> <small>しょうがい</small> <small>こ</small> <small>しょうちゅうこうだい</small> から子供が興味持たなかったら繋がらないみたいな話をしてくる。ただ福祉を知らないのに福祉に興味持つ子はいるのか。障害のある子は小中高大と </p> <p> <small>すす</small> <small>なか</small> <small>まわ</small> <small>ちい</small> <small>とき</small> <small>し</small> <small>だいじ</small> 進む中でどんどん周りからいなくなるし、小さい時に知ることが大事。 </p>
18	<p> <small>あつ</small> <small>でき</small> <small>いま</small> <small>たいおう</small> グループホームをつくるにしてもスタッフが集まらなくて出来ないとか、ガイドヘルパーも今まで対応してくれていたのにヘルパーがいなくて、 </p> <p> <small>しえん</small> <small>ひと</small> <small>た</small> <small>ていど</small> <small>たっせいでき</small> <small>かいけつ</small> <small>そうだんまどくち</small> <small>もう</small> 支援する人が足りるようにしますとのことですが、どの程度達成出来ているのですか。解決につながらない相談窓口をいくら設けても、むなしいだ </p> <p> <small>なに</small> <small>たいくう</small> <small>しえん</small> <small>ひと</small> <small>ふ</small> <small>くだ</small> けです。何よりもスタッフやヘルパーの待遇をよくして、支援する人を増やして下さい。 </p>

◇プラン取組項目

◇様々な生活の場面を支えるもの 権利擁護

No.	ご 意 見
1	合理的配慮や、メンタルヘルスの理解が広がっていて良くなった部分もあるが、家族の理解が得られないことがある。また、制度が複雑なので支援者が制度理解不足だし、相談する時間も少ない。
2	周りの理解について大きく変化したという事は感じていない様子。意思決定支援が言われるようになり、変わってきた感はある。親が子供のことを一番知っているから、逆に子供を差別しているかもしれない。きっとこうだ、と決めつけてしまっている部分もある。
3	奇異な目でみられるのは、もう諦めている。ヘルパー、福祉のひとでも、配慮の無いことをいう人がいる。でもその方たちに頼らないと生活がまわらないので、我慢するしかない！！
4	近隣の子供たちの視線や言動が（排除的な）気になったことがある。本人の生活の充実には周囲の人たちの変容（障害理解の深まり）が必要。そのために、幼年期、小中学校時代の一般児童・生徒への共生の意識の高まりが必要。福祉関係者と教育関係者が連携して地域の福祉意識の向上を旨とすべき。
5	中期事業計画として「利用者が抱える現在、未来の生活上の不安や課題に身近な相談者として寄り添う等計画を立て、虐待防止や身体拘束など人権擁護に関するマニュアル等を作成している。また意思決定支援についての研修を受講した職員もいる

◆ 様々な生活の場面を支えるもの 権利擁護	
ばんごう No.	ご 御 意 見
6	<p>依存症はWHO (世界保健機構) やアメリカの精神医学診断基準でも認定されている病気です。まだまだ一般の人たちの認識は意志薄弱者、犯罪という見方をされる人が多いのが現状としてあります。現にグループホームの設立を計画し、地域住民の皆様の説明会をしたところ、「あなたたちが行おうとしている事業は素晴らしいことだけど、この地域でやることには反対です」ということが2年続けて、それぞれの地域住民から反対にありました。現在のデイケアのある場所は大家さんの計らいもあり、お借りすることが出来ましたが、地域住民の皆様に対しては法的な説明義務がないため説明会は開いておりません。しかし、今後ボランティア活動などを通して理解が得られればとは思いますが、どのような形が望ましいのか思案中です。</p>
7	<p>電話相談にかけると上から目線の人が出て嫌だったと言う声もある。またあんしんセンターでお金の管理をしてもらっている人がいるが、偉そうにされてすごく嫌な思いをしたという人もいた。</p>
8	<p>近年は障害に対する理解が以前より進んだように感じています。奇異の目を向けられる事もほとんど無くなりました。飛行機の搭乗時すぐに座席に着かないとパニックをおこす事を説明したら、最初に乗せていただきました。電車に乗ると親の隣に座れるよう、移動して下さる方もいます。手をケガした時、本人に理解できるよう説明していただいたのでスムーズに治療を受けることができました。入院時、個室を手配していただいたのも助かりました。「この人は重度で言葉も話せないから何もわからない」という扱いを受けることもあります。特に福祉関係者や医療関係者による場合は困ってしまいます。</p>
9	<p>一般の人が使いやすい様にしているのが地図。ただ病院名とかは出てないことが多い。トイレとかも急事である。</p>

◇プラン取組項目	
◇様々な生活の場面を支えるもの 相談支援	
No.	ご意見
1	グループホーム職員に相談している。聞けばわかるから大丈夫。いろんなことを相談している。前は職員が忙しくて話できなかったけど今はできる。前は時間がなかったけど今は時間がとれる。夜部屋に来て職員とお話する。相談できる人がいると安心する。困ったとき相談するのはグループホームの職員（生活に関すること）。会社の中では会社の上司とかに相談する（仕事に関すること）。
2	誰が、どこが詳しいか、誰に聞いたら教えてもらえるのか？それがわからない。ネットの情報は全部は信用できず、少し怖いこともある。
3	区ワーカー 忙しくて相談にのってもらえない 支C（生活支援センター）のワーカーも同じ
4	本当に困っているときは誰にも相談出来ないかもしれません。どこも敷居が高い気がします。
5	区のケースワーカーさんが忙しいので、生活支援センターや基幹相談支援センターで相談している。医療機関がもっとサービスについて理解してほしいと思っており、生活支援センターの職員が病院で研修をしてくれたことがあるので、そういった機会が増えると良い。
6	本人は障害が重いため、周囲が必要と思われるサービスについて検討・決定しています。支援制度・障害福祉サービスには助けられていますが、内容や手続方法等わからない事ばかりで福祉担当の方や通所先の手助けが無かったらできなかったと思います。先天性で重度の知的障害がある場合、毎年の更新手続、診断書の提出等は意味があるのか？とつねづね疑問に思っています。もう少し簡略化はできないもののでしょうか？
7	区福祉課健康センターの医療ソーシャルワーカーや生活支援センターに問い合わせることが多い。関係者と話ができると、問題が解決することが多い。
8	当事者が言うには基幹相談支援センターとは何かわからないという意見をもらうことがあった。相談に行ったことも、聞いたこともないという意見があった。

◇様々な生活の場面を支えるもの 相談支援	
No.	ご 御 意 見
9	脳性まひの場合はコミュニケーション障害が非常に重いので相談しようがありません。必然的に仲間同士の相談になる。配慮してほしい。
10	視覚障害者の場合は、冊子にはピア相談と記載があっても言ってくれないとわからないということがある。末端の人には伝わっていないのではないかと。書いてあるから良いではなく、どこまで伝えられるかが大事。
11	本人は重度の知的障がいなので、身近な要求はグループホーム、日中活動の職員に言葉で伝えることが稀にあるのではないかと思う。殆どは満足していると思う。家庭では母に食事・入浴・外出の希望を伝えている。制度・福祉は細かく教えても分からないので、伝える必要はないと思う。
12	何を相談すればいいのかわからない現状。
13	計画相談に聞けば良いと思っている。計画相談の実施率が低いのは報酬が低くて引受先がないからだと思う。横浜の実施率は正直な数字だと感じている。分からないことは後見の支援室が聞いてくれる。基幹を利用すればいいと思うが、あまり周知が進んでいない気がする。
14	親なきあとが心配と相談し、なかなか支援につながらず、民間救急で病院に入院させるか家族が判断するよう言われ困って相談してきた方がいる。
15	計画相談員との信頼関係を作るとは、なかなか難しいと感じました。何のための役割なのかと疑問に感じています。ケースワーカーによって考え方や判断が異なるのは運・不運なのかと先行きが不安です。
16	複数の施設に通っている場合、施設間で情報交換してもらえたら、より利用者に対する理解が深まるのではないかと思います。
17	「親なき後」の問題は非常に大きいです。終のすみか、定年後の居場所等、後見人の選定も含めて障害をサポートしていただける制度作りをご検討くださいますようお願いいたします。
18	計画相談の中で、モニタリングや担当者会議を通して本人の情報が共有されており、助かっています。医療的ケア関連書類の整理、姿勢の工夫や介助方法の共有等、数年前までは一つ一つ自分が仲介者になり調整してきたことです。

◇様々な生活の場面を支えるもの 相談支援	
No.	ご 意 見
19	<p>学校卒業後は、居住区とは別の区の事業所に通所し、計画相談も別の区で利用していました。つい最近、居住区での通所施設に行ける機会が出来たので、現在は併用しています。以前より居住区のケースワーカーさん、基幹相談支援員の方々に、各事業所さんとの情報共有や計画相談員とのやりとりなど、区をこえてのやり取りをしていただいたりしました。また、新しく通所を始めた事業所にも機会があれば様子を見に行っていたり、心あたたまるサポートを頂いています。</p>
20	<p>幼児（療育センター）、学齢期（訓練会・放課後デイサービス等）、就労後（ガイドヘルパー、ショートステイ、短期入所等）、年齢で受けられるサービスが終了してしまい、生活が大きく変化します。年齢等で分断されず、続けられることを希望します</p>
21	<p>区役所に「相談があったからそちらで対応してもらえるか」と聞くと区役所は相談にのってくれる。でも本人たちは初回の相談で突っぱねられたとおもってしまった。初回相談の時に丁寧に丁寧に対応してもらえると良いのではないかな。</p>
22	<p>相談できるという時点でもうエリート。☆相談する必要があるが自覚がない人が間におちている。→ここに該当する人に対応する制度が必要（ひっかかってくる仕組みがほしい）本人の要望とニーズが一致しない。最初に担当した職員で方向性が決まってしまう。</p>
23	<p>相談したものの専門用語が多くて分からないという相談はあります。また、相談しても「ここ（相談支援センターなど）に言えば話を聞いてくれるから」と詳しく話を聞いてもらえず他の機関を紹介されて終わってしまう、というお話を聞くこともあります。</p>
24	<p>当所を週5で利用または他施設を併用していない方からは、「誰に相談していいのかわからない」という訴えを割と多く聞く。そういった訴えを聞いた当所の職員が然るべき相談窓口へ繋ぐか、相談支援員側から制度やサービスの説明を進んでいくべきでは、と感じている。</p>
25	<p>若い方は色々あると思うが、障害者が高齢になった（なっていく過程）時に、身体機能の低下や精神障害の高齢化による変化を理解できる病院や、相談できる窓口がどこかわからない。</p>

<small>さまざま</small> <small>せいかつ</small> <small>ばめん</small> <small>ささ</small> <small>そうだん</small> <small>しえん</small> ◇ 様々な生活の場面を支えるもの 相談支援	
<small>ばんごう</small> No.	<small>ご</small> <small>い</small> <small>けん</small> 御 意 見
26	<p> <small>けいかく</small><small>そうだん</small> <small>どういつ</small><small>ほうじん</small> <small>ほう</small> <small>い</small> <small>し</small> <small>おや</small> <small>おお</small> <small>すて</small> <small>りよう</small> <small>ほうじん</small> <small>けいかく</small><small>そうだん</small> <small>りよう</small> 計画相談につながらない。同一法人ではない方が良く知らない親も多い。既にサービス利用している法人からうちの計画相談を利用してはどうですかと聞かれた人もいる。違う法人で計画相談を利用する方が良いのであればインフォメーションが必要。数と質もどうにかしてほしい。 </p>
27	<p> <small>けいかく</small><small>そうだん</small> <small>きばん</small> <small>いま</small> <small>あつ</small> <small>しゅかん</small> <small>れんけい</small> <small>かん</small> <small>けいかく</small><small>そうだん</small> 計画相談を基盤として、今までなかなか集まることができなかったサービス種間での連携がスムーズになったと感じます。ただ、それも計画相談が </p> <p> <small>はい</small> <small>えんかつ</small> <small>たんじゆん</small> <small>そくだんいん</small> <small>りきりよう</small> <small>かくたんとうしゃ</small> <small>ねつい</small> <small>えいきよう</small> <small>かん</small> <small>せんもんぶんや</small> <small>わ</small> 入れば円滑という単純なものではなく、相談員の力量や各担当者の熱意というものに影響されてしまっていると感じます。専門分野がしっかり分か </p> <p> <small>たいせつ</small> <small>しよくしゆ</small> <small>こと</small> <small>つな</small> <small>かん</small> れていることも大切ですが、「それはこの職種がやる事ではない」ということにも繋がってしまっていると感じます。 </p>
28	<p> <small>いどうじょうほう</small> <small>たど</small> <small>そうだん</small> <small>たど</small> <small>つ</small> <small>ひと</small> <small>いろ</small> <small>でんわ</small> <small>ひと</small> 移動情報センターに辿りつくためにどこに相談すればいいのか分からない。ここに辿り着く人は色んなところに電話することができる人。あらゆる </p> <p> <small>から</small> <small>あ</small> <small>いどう</small> <small>もんだい</small> <small>おもてだ</small> <small>いどう</small> <small>もんだい</small> <small>かいけつ</small> <small>こんぼん</small> <small>かいけつ</small> <small>いどう</small> <small>かいけつ</small> ことが絡み合っで移動で問題が表出している。移動をどうにかすれば問題が解決するわけではない。根本が解決しないと移動は解決しない。 </p>

◇プラン取組項目	
◇取組1-1 住まい	
No.	御意見
1	ひとり暮らしをしたい。
2	1人暮らしをしたいが物件が借りられない(保証人がいない)。
3	夜間の過ごし方であきらめている部分がある。夜間の居場所があればもっと希望どおりになる。共同生活援助(グループホーム)のルールが厳しく、集団生活に馴染めない。1人暮らしがしたいが、保証人等の関係で物件が見つからない。金銭的に余裕がないのでできない。
4	体験的な宿泊(ショートではなく)の選択肢がひろがるとよいと思います。自力通所ができない本人にとって送迎も大きな課題で、グループホームへの移行を本人が希望しても難しい現状と思います。
5	横浜市では新しい入所施設の増設がなく、困っております。親がすでに70才を越しており、切実な問題です。大規模施設も必要であることを認識していただきたいと思います。
6	ずっと暮らしたいと思っている。仲間がいて楽しい。人といると一人でのいるのはどちらも好き。
7	グループホーム 暮らしたいと思っている場所だけど本当は1人暮らしをしたい(気がねなくトラブルなく暮らしたい 色々な事が出来ると思うから)。
8	一人暮らししたい人もいるが体制が整わなそうで特に医ケアがあると難しい。
9	「親なき後」の問題は非常に大きいです。終のすみか、定年後の居場所等、後見人の選定も含めて障害をサポートしていただける制度作りをご検討ください。

◇取組 1 - 1 住まい	
No.	御 意 見
10	<p>希望している生活というのがグループホームで叶えられているか全てを把握することは難しいが、日々工夫している。グループホームからさらに先の生活という話もあったが、希望を聞くというより皆さんそういうところにチャレンジ出来そうなのに、こちらの力不足でできてなかったところもある。</p>
11	<p>医療的ケアのある方の受入れが不十分。グループホームへの希望強いが、グループホームが必ずしも足りているわけではない。本当はグループホーム希望だがグループホームがまだない。このタイミングを逃すと施設入所も出来なくなってしまうのでやむなく施設に入ったという人もいます。法人もグループホームをつくっているが追いつかない。医ケアや重心のグループホームは課題が多くてどうしようかと思っている。重心の方の1人暮らしやグループホームでの生活を選択肢として考えながら、地域生活をどうするか提案しようとしている。</p>
12	<p>本当は実家とか一人暮らしが良いけど選択肢が無かったから。一人暮らしもやっぱり事業所やサービスの契約時間を考えると難しく、全部望んだ暮らしは出来ない。選択肢がこれしかないという意見だった。職員は日中は人手の問題があって、こういうことしたいと思っても希望通りのことが出来る体制ではない。日中もっと仕事をしたいと言っても車椅子の利用者はどこも受けてくれない。選択肢が少ない。グループホームで暮らしたいという人もいますがグループホームも少ない。日中グループホームでゆっくりしたいけど人手が無いから作業所に行ってくださいとなる。本人が望む暮らしが出来ている人の方が少ないのでは。選択肢が少ないからこうしているだけでは、言っても叶えられるのかというところはある。</p>
13	<p>現在は自宅で親御さんと同居されている方で、生活全般で支援が必要だけれども今は親が見ているので問題なく生活できている。ご本人こだわりが強く、他者との共同生活は無理と親御さんは言っているが、ご両親亡きあと、どこまでご本人の望む生活ができるのか支援者は不安視している。</p>

とくみ す ◇取組 1 - 1 住まい	
ばんこう No.	ご 意 見
14	<p>へや さが てちようしよじや しようがいねんきん かた たいしよう ぶっけん な せいほ えんいぬい へや さが なんごう おお 部屋探しについて、手帳所持者や障害年金のみの方などを対象にした物件が無い。生保で52,000円以内でも部屋探しは難航しているケースが多い。</p>
15	<p>げんざい せいしんしよがいしゃ きよじゆう ぼしよ せいしんびよういん しゃかいてきにゆういん こうれい かぞく どうきよ ふくししせつ かんいしゆくはくしよ 現在、精神障害者が居住している場所として、①精神病院への社会的入院、②高齢の家族と同居、③福祉施設、④グループホーム、⑤簡易宿泊所、 むりようていがくしゆくはくしせつとう なか ほんにん なつとく せいかつ きよじゆうけいたい いがい か ⑥無料低額宿泊施設等があります。この中で、本人が納得して生活している居住形態は、②、④以外にどれだけあるでしょうか。②、④にしても課 だいふく ほんにん じようたい おう ほんにん せんたく たよう きよじゆうけいたいせいび ひつよう たと こうれいかたいおう しょうがいしゃ 題含みです。本人の状態に応じて本人が選択できる多様な居住形態の整備が必要ではないですか。例えば、高齢化対応グループホーム、障害者がア しえいじゆうたく とう せいかつ しく パート（市営住宅、ワンルームマンション等）生活できるような仕組みをととのえること。</p>
16	<p>ほんにん く せんたく たいせい せいび ひつよう かんが とく せいしんびよういん かぞく どうきよ かなら ほんにん えら せんたく 本人がどこで暮らすか選択できるような体制の整備が必要。それを考えた時に精神病院だと家族との同居だとか必ずしも本人が選べるような選択 くし せいび ねん はじ りようしゃ こうれいか もんだい 肢が整備されていない。グループホームについては1990年から始まって利用者が高齢化してきてそれをどうするのかという問題もあるし、80 ざいせいてき もんだい ふ きよじゆうしえん かながわけん 50とかもある。財政的な問題でグループホームを増やせるかというところでもない。居住支援コーディネーターを神奈川県がスタートする。そう なが かんが りようしゃ じぶん じようたい おう せんたく し ひろ たいせつ ひと じようたい おう きよじゆうけいたいせんたくし ひろ いう流れで考えると利用者が自分の状態に応じて選択できる選択肢を広げていくことが大切。その人の状態に応じた居住形態の選択肢を広げること たいせつ くに ちいさいこうしえん まえむ けんとう きよじゆうしえん けんちくきよくあ やかつよう せいど し きよ が大切なのは、国の地域移行支援とか前向きに検討してほしい。居住支援としては建築局の空き家活用の制度もあるけど知られていないから、居 じゆうしさく すす たいせつ 住施策のデザインをもってこうするああすると進めることが大切なのではないか。</p>
17	<p>きようどうこうどうしよがい かにい ひと かぞく かいじよ く い ぼ はなし き きようこう むすか し 強度行動障害が家庭にいる人で、家族の介助だけだと暮らせなくなり、行き場がなくなるという話は聞く。強行だとグループホームは難しいから施 せつにゆうしよ にゆうしよ むすか い けんがいしせつ はい たんきにゆうしよ はじ はい げんじつてき ほんにん きぼう 設入所になる。入所は難しい。かと言って県外施設に入れるとしても、短期入所から始めないと入れないとすると現実的ではない。本人の希望では かぞく せいかつ はなし き ないかもしれないけど家族の生活がままならなくなっているという話は聞く。</p>

とくみ す ◇取組 1 - 1 住まい	
ばんこう No.	ご い けん 御 意 見
18	<p>しんしょう つうしよさき すく くるま いきさき かぎ かん いりよう ひつよう りよう 身障のグループホームや通所先が少なく、車いすユーザーの行先が限られているように感じます。医療ケアなどが必要になるとさらに利用できる</p> <p>かぎ おち つうしよさき み つうしよ しゆだん つうがくつうしよ いどうかいごとう み こま たた み サービスは限られるように思います。通所先は見つかっても通所する手段（通学通所・移動介護等）が見つからずに困っているケースも多々見られ</p> <p>よこはましな い にちちゆうつうしよさき ぜんてい おお しゆう にち つうしよ にゆうきよ ます。また、横浜市内のグループホームは日中通所先があることが前提となっているグループホームが多く、週5日の通所ができないと入居できない</p> <p>おお かん にちちゆうしえんがた さが しがい けんがい ひろ さが げんじよう ところも多いように感じます。日中支援型のグループホームを探すとすると市外・県外までエリアを拡げて探しているのが現状です。</p>
19	<p>りよう きぼう にゆうきよかのう じぎようしよ み かぞく せいかつ けいぞく かた おお こうどうしょうがい かた グループホームの利用を希望するが、入居可能な事業所が見つからず、家族との生活を継続している方が多い。また、行動障害のある方については</p> <p>ちいき せいかつ こんなん けいこう りようかのう じぎようしよ しない はな ぼしよ せいかつ え じようきよう 地域生活が困難な傾向にあり、利用可能な事業所が市内になく、離れた場所で生活せざるを得ない状況がある。</p>
20	<p>にゆうきよしや とし かさ なか ひつよう しえん ふ こと たい ふあん ぜんたいてき きょうつう たちば かんりしや かん せわにん せいかつしえんいん かいいん 入居者が年を重ねていく中で必要な支援が増えていく事に対する不安が全体的に共通してどの立場（管理者・サビ管・世話人・生活支援員）の会員</p> <p>いちげんかまえ た あ じぎようしよ た あ じぎようしよ おんどさ にもある。一元化前のケアホームとして立ち上げている事業所とグループホームとして立ち上げている事業所に温度差がある。</p>
21	<p>す もんだい さいしゆうてき ほうこうせい しめ ほ にゆうしよ つうかがた りそう ほんとう 住まいの問題を最終的にどうするのかという方向性を示して欲しい。入所もグループホームも通過型というのはあるが、理想はいいが本当にそれ</p> <p>のぞ じてん でき いまい ば ひと げんじつてき はなし を望むのか。いつの時点でそれは出来そうなのか。今行き場がない人たちはどうするのか。現実的な話はしていかないといけないのではないか。</p>

◇プラン取組項目	
◇取組1-2 暮らし	
No.	ご意見
1	ゴミの分別は難しい。
2	居場所、ご飯を食べる所を作る。子供、ご老人、精神、知的、身体などの障害を持つ社会的弱者に食堂、居場所、相談事業などを行い社会的弱者が住みやすい地域を目指す。
3	今年度代筆代読サービスを全国的にも早い段階で踏み切っていたいただいた。それはありがたい。ただ国の制度の関係もあって、家事援助のカリキュラムのなかに代筆代読があるためその枠内でやっているが、性格上ホームヘルプではなくて同行援護の延長でもできるような形に発展させてほしい。
4	地元の生活支援センターで毎日、夕食を用意してくれることに大変助かっています
5	たくさんの方に助けていただいて嬉しいです。
6	注意や指導が厳しいと悲しくなってしまうので、優しく接していただくような配慮をお願いして改善されたことがありました。
7	補聴器の事やトイレ、お風呂をゆっくりな行動を伝わったので嬉しかったです。グループホームの仲間に文句を言われたので、トイレやお風呂、洗濯が大変で困ります。
8	家族から自立して単身生活を始めたいが、ご家族を含めた周囲の理解や協力、社会資源が不足しており実現できていない。
9	3年前と比べてピア相談がかなり動いて下さり、居住ヘルパーを利用するご利用者や、ガイドヘルパーを利用して外で気晴らしをしたり自宅へ帰るご利用者が増えてきているように感じる。一方、未だ当施設しか利用がなく外施設やヘルパーを利用しないかたも多い。

◇ ^{とりぐみ} 取組 1 - 2 ^く 暮らし	
ばんこう No.	ご 御 意 見
10	コミュニケーションボードの話が上 ^あ がったが、買い物に単 ^{たん} 独 ^{どく} で出 ^で る人 ^{ひと} のうち言葉 ^{ことば} が不明 ^{ふめい} 瞭 ^{りょう} な人 ^{ひと} いて、何 ^{なん} 回 ^{かい} も聞 ^き 返 ^{かえ} される。たまにメモに書 ^か いてと 言 ^い ってくれる店員 ^{てんいん} もいるがそれ ^{それ} は稀 ^{まれ} 。通院 ^{つういん} の多 ^{おほ} い利用 ^{りよう} 者 ^{しゃ} も医 ^い 師 ^し に伝 ^{つた} えきれない。自 ^じ 立 ^{りつ} 度 ^ど が高 ^{たか} いけど上 ^{うま} 手 ^{つた} く伝 ^{つた} わらない。職 ^{しょく} 員 ^{いん} としては発 ^{はつ} 達 ^つ 障 ^{しょう} 害 ^{がい} 者 ^{しゃ} 支 ^し 援 ^{えん} センターに定 ^{てい} 期 ^{きて} 的 ^{てき} に入 ^{はい} ってら ^ら ず ^ず 助 ^{じょ} 言 ^{げん} をもら ^{もら} い、支 ^し 援 ^{えん} に對 ^{たい} する考 ^{かん} えに利 ^り 用 ^{よう} 者 ^{しゃ} 目 ^め 線 ^{せん} が入 ^{はい} ってきた。
11	母子 ^{ぼし} 家 ^か 庭 ^{てい} ケ ^け ース増 ^ふ えている。8050世 ^せ 帯 ^{たい} で、母 ^{はは} が認 ^{にん} 知 ^ち 症 ^{しょう} のバ ^{おほ} タ ^{はい} ーンが多 ^{はは} く、グ ^{ひつ} ル ^{ひつ} ープホ ^{ひつ} ームに入 ^{はい} ると母 ^{はは} のサ ^{ひつ} ービ ^{ひつ} スも必 ^{ひつ} 要 ^{ひつ} になる。そ ^{ひつ} の ^{ひつ} 人 ^{ひつ} のこ ^{ひつ} とだけ考 ^{かん} えられ ^え ない。双 ^{そう} 方 ^{ほう} の問 ^{もん} 題 ^{だい} 整 ^{せい} 理 ^り が必 ^{ひつ} 要 ^{ひつ} 。
12	今 ^{こん} 後 ^ご 高 ^{こう} 齡 ^{れい} 分 ^{ぶん} 野 ^や と ^{れん} の連 ^{れん} 携 ^{けい} は益 ^{ます} 々 ^{ます} 必 ^{ひつ} 要 ^{ひつ} と ^ふ なる（本 ^{ほん} 人 ^{にん} の高 ^{こう} 齡 ^{れい} 化 ^か による介 ^{かい} 護 ^ご 移 ^い 行 ^{こう} 等 ^{とう} のた ^め ）。高 ^{こう} 齡 ^{れい} 分 ^{ぶん} 野 ^や にと ^し うて障 ^{しょう} 害 ^{がい} 分 ^{ぶん} 野 ^や と ^{れん} の連 ^{れん} 携 ^{けい} の必 ^{ひつ} 要 ^{ひつ} 性 ^{せい} を感 ^{かん} じら ^ら れるよう な働 ^{はたら} きか ^か けが必 ^{ひつ} 要 ^{ひつ} と思 ^{おも} われ ^る 。
13	粗 ^そ 大 ^{だい} ご ^ご みの出 ^だ し方 ^{かた} 。免 ^{めん} 除 ^{じょ} の ^{ひと} 人 ^{ひと} は今 ^{いま} ま ^ま でと違 ^{ちが} うや ^{かた} り方 ^{かた} にな ^な った。紙 ^{かみ} を貼 ^は って出 ^で すとい ^う 方 ^{かた} 法 ^は にな ^な ったが、地 ^ち 域 ^{いき} の ^{ひと} 人 ^{ひと} は知 ^し らな ^な くて指 ^し 定 ^{てい} の場 ^ば 所 ^{じょ} に出 ^だ したの に怒 ^{おこ} られたこ ^と が ^あ った。こ ^ち ら ^ら の ^せ つ ^め い ^{めい} もど ^う す ^ら ば良 ^よ か ^か ったか。免 ^{めん} 除 ^{じょ} が知 ^し ら ^ら れてい ^な か ^か った。
14	た ^ち く ^ち さん ^{かた} の地 ^ち 域 ^{いき} の方 ^{かた} に知 ^し って ^ら い ^{たい} ので、最 ^{さい} 近 ^{きん} 地 ^ち 域 ^{いき} 清 ^{せい} 掃 ^{そう} を ^は じ ^め ま ^し た。数 ^{すう} 力 ^{りき} 月 ^{げつ} や ^っ て ^み て ^感 じ ^た こ ^と は、色 ^{いろ} 々 ^{いろ} な ^{ひと} 人 ^{ひと} に ^あ い ^さ つ ^つ さ ^る よう ^に なり、声 ^{こゑ} を ^か け ^て ら ^え るこ ^と が ^ふ 増 ^ま え ^た 。
15	幼 ^{よう} 児 ^じ （療 ^{りょう} 育 ^{いく} セ ^ん ター）、学 ^{がく} 齡 ^{れいき} 期 ^き （訓 ^{くん} 練 ^{れん} 会 ^{かい} ・放 ^{ほう} 課 ^か 後 ^ご デ ^い サ ^ー ビ ^ス 等 ^{とう} ）、就 ^{しゅう} 労 ^{らう} 後 ^ご （ガ ^イ ド ^{ヘル} パ ^ー 、シ ^ョ ウ ^ト ス ^テ イ、短 ^{たん} 期 ^き 入 ^い 所 ^{じょ} 等 ^{とう} ）、年 ^{ねん} 齡 ^{れい} で受 ^う け ^ら れる サ ^ー ビ ^ス が ^{しゅう} り ^{ょう} で ^し て ^し ま ^い 、生 ^{せい} 活 ^{かつ} が ^{おほ} 大 ^{へん} く ^く 変 ^{へん} 化 ^か し ^ま す。年 ^{ねん} 齡 ^{れい} 等 ^{とう} で ^{ふん} 断 ^{だん} さ ^れ ず、続 ^{つづ} け ^ら れるこ ^と を ^き 望 ^{ぼう} し ^ま す

◇プラン取組項目	
◇取組1-3 移動支援	
No.	御意見
1	ほんとう しゅうびー つうしよ ほんとうは就Bに通所したいが、公共の交通機関が使えない。ガイヘル又は、送迎車があるといいな。
2	こうとうぶ そつぎょうじ 高等部卒業時には、居住区（栄区）には通所施設自体空きのある施設がなく、又、本人の障害や特性に合った施設も数少なく満杯状態であった。そのため、はなれた地域（泉区）まで通所することになった。送迎等も自主送迎か移送サービスを利用するも、距離もあり時間もかかることから、サービス事業所をさがすにもなかなか見つからず苦労した。また、制度やサービスを利用しても多額の料金がかかることで、負担は大きかったです。
3	ガイドヘルパーの回数を増やしてほしい。
4	ガイドヘルパーを使っていますが、最近どこの事業所も人不足で移動支援数はあるがヘルパーが居ないため、思うように使えない事が多い。親も年を取ったので作業所がお休みの時等、親が対応するのに限界に来ている。
5	1年半ほど前にパーキンソンと認定されたこともあり3年前と比べて外出は困難になった。動作全般が遅く、また不安定なので混雑時のバス、電車の乗り降りが怖い。これによりタクシーなどを利用することになり出費が多くなる。
6	移動支援でも医療的ケアが可能になり、外出の幅が広がりました。家族の体調や予定に振り回されることなく、通所やお出かけを楽しむ事が出来るようになり、本人が楽しそうなのはもちろんのこと、家族（特に母親である自分）としての負担感は軽減されています。
7	駐車場の問題は今も変わらない。一部では改善、未だにスポーツセンターで、地域活動センター等では車の移動は出来ない。スタッフ優先を取っている所が多いため。
8	移動情報センターは利用していないが他の外出支援（とまと、ガイヘル）は利用している。移動情報センターのことを知らない。
9	通字にもっと個別の移動支援サービスを増やしてほしい。特に登校時のニーズは高いです。

◇取組 1 - 3 移動支援	
No.	御 意 見
10	特別支援学校ではスクールバス内での生徒・児童の間のトラブルが絶えません。大型1台よりは、中型2台、小型3台の方がトラブルを軽減させやすい。夜行バスのような座席の個室化が出来るるとよりよい。
11	JRの費用 障害者手帳が使えるようにしてほしい。
12	移動情報センターを知らない人が多く、利用しても解決につながらなかった。
13	移動支援に関して：ガイドヘルパーを利用したいと思っているが合う人がいない。東京の新宿や秋葉原など文化的なところに行きたいと思うが行ってくれない。コミケなど行きたいが無理だと断られた。できればアニメやゲームの話しながら行動したいが話が合う人がいない。
14	ガイドボランティアの育成、移動支援を希望する方と担い手をコーディネートできる人材とそのノウハウと育成、研修時間と費用の確保。
15	移動支援（通学・通所など）サービスを利用して送迎をお願いしたくとも、対応できる事業所（業者）が少ない。また、車いす使用となると、福祉車両を持っている事業者が限られてしまうので、送迎をお願いしたくとも出来ないという状態にもある。
16	ガイドヘルパーを使いたいのに使えない。計画相談に相談しても使えないと言われる。ヘルパーが足りていない。行動援護は使えてる人がいる。国からの単価の違いによるものなのか、何とかしてほしい。移動情報センターは知らない。移動に関しては全体的に足りていない。望んでも重心の移動に関しては資源が足りない。医ケアでの移動支援はまれにあるが、ほとんどあきらめている。支えてくれるものがない。
17	医ケアの子どもの移動は、どこもいっぱい移動支援が使えないことが多い。行動援護は使えるところもあるようだが、単価の違いもあり、移動支援は困難。社会資源が乏しく結局親が対応するしか方法がない。社協の移動支援事業（難病患者外出支援サービス事業）も縮小されてきていると聞いている。
18	日中の居場所へ送迎が必要な層は、それとの兼ね合いでホームの受け入れが判断されてしまう。
19	通所利用について、高齢化障害の重度化により歩行が難しくなり送迎を必要とする状況になったが、今まで利用してきた事業所が送迎対応できないことで通所先を変更せざるを得なくなった方がいる。

◇取組 1 - 3 移動支援	
ばんごう No.	ご 御 意 見
20	<p>がいしゅつ こんなん はなし いどうかいご はなし おち がいしゅつでき げんじつ う き 外出が困難という話だと、移動介護の話になると思うが、コロナで外出出来なくなったというのはそのとおり。それよりも、その現実を受けて、基 ほんてき じかん じょうげん とくれい じかん げんそく なか じかんせつてい おも ひ し つよ おも じ 本的に30時間という上限を特例で48時間という原則がある中で時間設定していると思うが、その引き締めが強くなったと思う。もちろん30時 かんど りゆう いどう すく じっせき とら こま じっせき けつか へ 間取っている理由はあるが、コロナで移動が少なくなったというのが実績として捉えられると困る。実績ではなくてコロナの結果として減ってし まいった。移動介護の時間数の捉え方はもう少し利用者に分かりやすく伝えるべき。コロナで生活が変わったことは受け入れつつ時間は再考してほし い。</p>
21	<p>りようしゃ がいしゅつ かいぜんでき い や こうどうせいげん 利用者からは外出については改善出来ていないと言われた。ガイヘルが辞めたりとか、コロナで行動制限がかかっているというのがあるがなかなか い 行きづらい。大きなターミナル駅や施設は車椅子用トイレが出来てきたが、そこに行くまでに段差がある。そこに辿りつけないというのがある。事 ぜん しら くるまいす ひと おお い ねんまえ くら い ふ つ 前に調べるしかないだろう。車椅子の人が多からヘルパーが居ないといけないというのがあるが、3年前に比べると行きづらさが増えている。使 か ひと つか くぶん ひと ことわ いやすい人はガイヘルを使ってるんだらうけど区分5とかの人はそもそも断られる。</p>
22	<p>いどう さい ひつよう とう しげん た かん ふくし かんけい じんざい かくほ せけん りかい ふきゅう ひつよう 移動の際に必要なガイドヘルパー等の資源がまだまだ足りないと感じる。まずは福祉に関係する人材の確保や世間の理解を普及させることも必要で ある。</p>
23	<p>ゆーていー りよう べつと りようきん UDタクシーがふえていない。利用するのに別途料金がかかるようになった。</p>
24	<p>いどうしえんじぎょう すく りよう げんじょう つづ 移動支援事業が少なく、利用したくてもできない現状が続いています。</p>

◇取組 1 - 3 移動支援	
No.	御 意 見
25	<p>移動支援のサービスについて、身体障害の方は基準が厳しい（3肢以上の機能障害を有することが必要）ので、利用が望ましいと思われる方が利用できないというケースがありました。介助が伴う場合は、丁寧な引継ぎや支援者の技術が必要で、ボランティアを利用することも難しいです。もう少し、身体障害者の移動支援の利用基準を上げてほしいです。</p>
26	<p>移動支援の担い手が少なく、思うようにガイヘル利用が手配出来ていない。</p>
27	<p>有償移送サービスの単価が高すぎる。ガイドボランティアは「制度が優先」と言われ利用出来ない。</p>
28	<p>知的の人の移動は、一人で移動する人について、地域の中でその人が行く店とか図書館とかに顔覚えてもらうとか地域の中で根付いた時に上手いと思うと思った。</p>
29	<p>医ケアの移動は毎回話題になる。移動したいという相談を受けたら福祉が全然入っていないというパターンがある。そうすると、その人がどこかに繋がるまで移動情報センターがケースを抱えることになる。難しいケースにボランティアを充てるが多動とかボランティアが高齢とか危うい部分がある。ボランティアにそこまで責任負わせるのかという危うさがある。移動情報センターも苦慮している。</p>
30	<p>保護者の方から「送迎はやっていますか」という質問を多く受けます。学校や放デイが送迎ありで過ごされている方にとっては、送迎があるのは当たり前前になっている可能性もありますが、送迎がない事業所は多いのではないかと思います。自力通所できない方はヘルパーを利用して通所されていると見学者の方には伝えていますが、ヘルパーが実際には見つからずに困っているという人が出ているため、必要になっても支援が受けられないということが出てくるのではないかと思います。</p>
31	<p>買い物同行などヘルパーと一緒に働いてくださっていることもあり、支援者が増えることのメリットとご本人の負担（気持ちの面で）もあり、今後進めていく上で難しさがある（時間をかけて関係づくりから始めていくことで定着でき安心につながる方もいるのではないかと）。</p>

◇取組 1 - 3 移動支援	
No.	御 意 見
32	移動支援だけでは採算が取れない。
33	移動支援のニーズは非常に多いので、移動に関することをワンストップで集約し相談できる所があるということは利用する側としては有難いです。一方で、色々な意味で「区によって違う」というのも率直な感想です。区によって、資源の量や、コーディネート環境の差や、ネットワーク構築の経過の長さの違いが、そもそもあるからだろうと思います。
34	移動情報センターに求めたい情報が以前と変化している中で、情報が旧態依然としているため、知りたい情報は得られず、利用する必要性がない状況。また、移動支援の担い手が不足しているが、人材育成を推進しているようにも感じ取れない。計画相談が進んで来ている中、移動情報センターの事業の必要性や役割を再検討する時期に入ってきていると思われる。
35	移動ができないことで行動が制限される。受診、買い物、余暇活動等。
36	災害の時の移動の相談あるかと聞いたが、平時の時の相談しか受けられないと聞いた。我々は変化に弱いのに災害時の相談は受けてもらえない。
37	身体：外出困難は変わらずの課題であると感じています。社会資源や日中の活動先不足などで主介助者への負担が大きい現状があります。
38	移動情報センターに相談しても断られることが多いと、段々案内しにくくなる。その先のサービスの展開をどうにかしていないと。センターがあるとって意味ない。

◇プラン取組項目	
◇取組1-4 まちづくり	
No.	御意見
1	道路状態が悪い。歩道があっても使えない。せまく、急斜面、でこぼこ、電柱 等3年前と変わらない。
2	スロープや車イストイレの設置数は増えていると思います。旅行先のホテルでも、リフト付きの入浴施設のあるところも出ています。
3	未だにバリアフリー化していない所や、街中に段差がありすぎて1人で外出することは大変です。外出先で食事をしようとした所、固定イスのため車椅子で利用できずあきらめることがたくさんあります。「バリアフリー」の考え方も行き渡ってきているので、外出は以前よりしやすくなった。ただバリアフリートイレの設置数が少ない地域への外出は二の足を踏む。障害者駐車場、バリアフリートイレ、エレベーターの設置などで街のユニバーサルデザイン化はすすんでいると感じている。但しその施設を利用したい困りごとを抱える人たち（妊婦さん、ベビーカー、内部障害者等々）も増えているので絶対数はまだ足りないと思う。また健常者の不適切な利用など啓発が必要な場面が多々あると思う。横浜市もパーキングパーミットの導入を検討してほしい。
4	スウェーデンみたいに車椅子でも自由に電車に乗れる国になって欲しいと思っております。それと、エレベーターに車椅子用のボタンはまだまだ少ないと感じておりますし、町中でも、まだまだ段差が多いですし、段差があっても入れないお店も多いという現状です。
5	音の信号機がないから苦労しているが、一緒に渡ってくれた人がいた。
6	最近地下鉄の敬老パスの読み取り機が設置されて、窓口で高齢者との接触が多くなった。読み取り機を設置するんだったら車いすが安全に通行できるようにしてほしい。非常に危険です。
7	銀行のATMが15時以降スロープになっているメインの入り口が閉まってしまうため、夜間ATMが使えない（入口が階段）。合理的配慮を求めたが納得できる回答がもらえなかった。
8	エレベーターで、何度止まっても人が多くて乗ることができない、誰も譲ってくれない、というのは、困るというより悲しいというのが大きい

とくみ ◇取組 1 - 4 まちづくり	
ばんごう No.	ご 御 い 意 けん 見
9	くるまいす ほご ぼう しょう とうつうきかん とう はいりよ 車椅子や保護帽を使用していれば、交通機関等で配慮していただけるのはありがたい。エレベーターが混んでいる時は、逆に申し訳なく感じる。
10	くるまい ばあい こうえん ちゅうしゃじょう む てちょう み はい き おーけー わ き にんげん 車でいった場合、公園の駐車場のパーのところ。カメラに向けて手帳を見せて入るが、聞こえないのでOKなのか分からない。聞こえない人間にとつてカメラを見せるがサインがわからないからカメラのところにおーけーかおみ てカメラを見せるがサインがわからないからカメラのところにおーけーかおみ てカメラを見せるがサインがわからないからカメラのところにおーけーかおみ てカメラを見せるがサインがわからないからカメラのところにおーけーかおみ
11	えき いち いきさき わ てんじ たど い かいだん あ お とく えきの 駅でエレベーターの位置や行先が分からず、点字ブロックを辿って行ったら、階段にぶち当たり落ちそうになりました。特にターミナル駅での乗りか か くるま めせん ひじょう こんなん 換えは車イスの目線では非常に困難です。
12	くるまいす ちゅうしゃスペース あ じょうほう いりぐち ひょうじ ふ たもくてき ひょうじ 車椅子用駐車スペースの空き情報も、入口で表示してくれるところが増えればいいなあと感じています。多目的トイレと表示してあるのに、ベビーシートしかなく困ったことが何度もある。
13	せいじん しょうがいしゃ よこ そな つ すく かん しょうがいしゃ よこ ふ 成人の障害者が横になれるベッドが備え付けられているトイレが少なすぎると感じています。障害者マークの横に“ベッドあり”のマークが増えることを願います。
14	かいはつぎょうしゃどう れんけい かくちく ちいき いっていつう かくほ はいりよ ねが 開発業者等との連携などにより、各地区、地域に一定数のバリアフリートイレが確保できるよう配慮をお願いしたい。
15	じぎょうしょ こま きそく きそく しば せいど つく かた おも ひと せいかつ きそく しば バリアフリーについて。事業所で細かい規則があるが規則で縛ってはいけない。制度の作り方がおかしいと思う。人の生活って規則に縛られるものじゃない。
16	ふ ベつと りょうきん せっち き ユニバーサルデザインのタクシーが増えていない。別途料金もかかるようになった。あとコミュニケーションボードをコンビニとかに設置すると聞いたが見たことない。
17	えき たもくてき ふきゅう すす おち 駅のエレベーターや多目的トイレの普及は進んでいるのではないかと思います。
18	か ふ こえ よこはまし こうじ すす あたら たてもの きじゆん でき こうじ きゆう バリアフリー化していく、サービス増やすという声があって、横浜市も工事を進めているし新しい建物も基準で出来ている。ただ工事があると急に道が変わったりするが、普段そこを歩いている視覚障害の人が急に道が変わると通れなくて困ったということがあった。

とくみ ◇取組 1 - 4 まちづくり	
ばんこう No.	ご い けん 御 意 見
19	トイレのマークがおしゃれすぎるとわからない。ジェンダーの問題は分かるが、男女が青と赤で分かれていないと分かりにくい。知的障害の子どもはこれまで青は男、赤は女で判別していたが難しくなった。トイレの流し方もトイレによって違う。合理的になる程難しくなる。自力通所している方がいるが、ラッピングバスはいつものバスと見た目が違うので混乱してしまった。
20	知的障害がある方が利用するにはかなり難しいと思います。漢字が読めない方が多いので、ひらがな表記やイラストなど言語に頼らない表記であると分かりやすいと思います。また、盲（色盲含む）の方にもわかりやすいように立体での地図・案内図などがあるとわかりやすいと思います。
21	よこはま 横浜のサインは分かりやすい。
22	えき こうない 駅の構内とかで柱とか壁に矢印でここへというのがあるが、矢印が一体どこを向いているのかわからない。路面に引いて欲しいという声があった。
23	じかんたい 時間帯による進入禁止などは標識などを見て、一瞬で判断することは難しい
24	もじ 文字での案内が多いので、知的・発達障害の方々ではわかりにくい場面が多いと感じます。ピクトグラムなどの活用で障害をお持ちの方々への一助になるのではないかと感じています。茂みで標識が見えないことがある。
25	けんじょうしゃ 健全者にも身近に感じられるよう、わかりやすい説明や宣伝による導入が必要だと感じる。
26	どうこうえんご 同行援護を利用して感じるのはトイレの中の簡単な地図、見取り図をつけてほしい。簡単な地図で小さくてもいいから表示してほしい。異性介助が多く、女性のガイドだと男子トイレと一緒にというのは抵抗がある。地図があれば右に小便器があるとか入る前におおざっぱな形でも頭に入れて入ると全く知らないで入るとではえらい違いがある。それは載せてほしい。また夜間の弱視にとって、コントラストがはっきりするようなものがよい。薄暗いとわからないので照明のルックスの基準もはっきり決めてほしい。

とくみ ◇取組 1 - 4 まちづくり	
ばんごう No.	ご 御 い 意 けん 見
27	えき ぼしよあんない 場所案内。すぐにあんない 案内を探せず。つか な 使い慣れない えきとう 駅等で探してしまうことがある。
28	えき ぼしよ 公共 トイレ (公共) の場所がどこらへんか ちやうないばん 町内板につけてほしい。

◇プラン取組項目	
◇取組2-1 健康・医療	
No.	御意見
1	医師が話を聞いてくれない時どこに聞けばいいかわからない。
2	医師OKしないとサービスを受けられないことがある。
3	地域（アパート）で暮らす準備が不足しているという理由で自宅アパートに退院出来ない方が居る。
4	てんかんのコントロールができていないのが一番困った事です。長い間、医師と相談し薬の入れ替えなど工夫していますが難しいです。
5	病院へ通院し忘れて、手帳の更新月末になってしまった。ダメ元で区役所で言ったところ病院へ行かなくても更新できると言われて申請中。その後病院へ2回行っている。
6	訪問介護さんと主治医が連携してくれるようになって主治医との関係が良くなった。
7	転院先どうしの医療機関の連携がうまくいった。
8	病院（診断）の連携がうまくいっていないと思います。
9	グループホームでリハビリの時間や訪問医療の先生が来る日があり、体調のこともなどすぐに自分で相談することができます。
10	訪問看護ステーションと訪問診療の連携がうまくいっていないと感じた。
11	てんかん発作があるので座薬使用や救急車手配の必要性が起きた時、頼めるのか心配。
12	医ケアの子どもの移動は、どこもいっばいで移動支援が使えないことが多い。
13	持病があり毎日薬を飲まなければいけない。優先的に薬がてにはいるようにしてほしい。医者にも優先的にかかれるようにしてほしい。
14	原因不明で痩せた方がいます。病院を転々としてきました。動いてしまいMRIがとれないからです。最後に「動けなくなったら来て下さい。」と言われ病院は諦めました。本人は元気になりましたが今も病院ではそういった対応だと思います。

◇ ^{とりぐみ} 取組 2 - 1 ^{けんこう} 健康・ ^{いりよう} 医療	
^{ばんごう} No.	^ご 御 ^い 意 ^{けん} 見
15	<p>しょうがいしゃ ころれい 障害者が高齢になった（なっていく過程）時に、身体機能の低下や精神障害の高齢化による変化を理解できる病院や、相談できる窓口がどこか分からない。</p>
16	<p>ほうもんしんりょう きゆう へんか あぶ じょうたい はや だんかい み 訪問診療で急な変化とか危ない状態とか早い段階で見てもらえることが出来ている。</p>
17	<p>ほうかん ひと ふくし わ い 訪看の人は福祉のことをよく分からないと言っていた。生活環境が体に及ぼすこととか医療の人にも福祉のことを知ってもらって、もう少し深く連携できるよ。ただ依然と比べると協力してくれるので、より深く大きく連携取っていけると良い。</p>
18	<p>びょういん れんけい 病院との連携はかねてから良好な関係にあり、効果的な支援に繋がっている。</p>
19	<p>よび やく しょほう 予備薬は処方してくれない。</p>

◇プラン取組項目	
◇取組2-2 防災・減災	
No.	御 意 見
1	薬がなかった時に避難場所 ^{（精神科）} で配慮してほしい。
2	雨がたくさん降ってる時の洪水 ^{（避難場所）} していない、しにくい、道のりがどこにいても分かるとよい。
3	障害児 ^{（地域）} のいる家族には地域ケアプラザ等で情報確認したらどうか。
4	事業所にいるときに起きた場合、地域の方々に理解と配慮を得られるか不安。
5	海水をすぐに真水にする膜が開発されています。港横浜なのでそうした技術を利用したステーションを作っても、長期非難 ^{（水）} における水の確保につながるのではないのでしょうか。
6	ヘルメットより防災ずきんを準備して欲しい。
7	小中高の避難訓練の知識で生きのびるしかない。避難所生活リズムが同じ人と近くにしてほしい。
8	交通機関、道路などのインフラが混乱した時にどうするか考えて欲しい。
9	薬切れの対策が欲しい。インフラや水の確保は行政でしてほしい。
10	本人を連れて指定された避難所へ行く事は出来ないと思います。一般の人の中で障害者が慣れない所で大きな声を出したりして迷惑を掛けるのが分かっているので無理です。諦めます。
11	災害があった時に地域の避難場所には行けない、行かないと思います。人の多い場所、わざわざしている場所は苦手だし、パニック等も起こすかもしれないので無理です。特別な空間を確保してもらえたら有り難いですね。そうゆうことが当たり前に行われる社会であって欲しいです。
12	避難所で過ごせるか不安があります。できる限り自宅とどまるつもりです。賃貸の集合住宅で町内会に入っていないので、そのような者は災害時にも孤立してしまうのかなと心配です。町内会に入っていないなくても、要援護者のいる家庭を把握してもらえる仕組みが欲しい

◇取組 2 - 2 防災・減災	
No.	御 意 見
13	<p>災害発生時、障害のある人と家族・支援者が安心してすごせる避難場所が必須を思っています（居住区の指定先のNPO活動ホーム、法人活動ホームととも海（埋立地）の近くで、実際に本当に稼働できるのか疑問で不安です）。</p>
14	<p>災害の時は、声を出してしまったり、オムツを換えたりしないといけませんので、車（使用可能なら）でお願いします。</p>
15	<p>緊張や不安がある場面では、感情のコントロールが難しくなり、イライラしたり暴言が出てしまうこともあることを理解してほしいことです。</p>
16	<p>行動が遅いので、災害発生時の人の流れに合わせられないと思うので。そういう人にも配慮してほしい。</p>
17	<p>内部障害なので医療機関にかかれるかかかれなかが問題。そのための取組をあらかじめ準備するかが頭の痛い問題。大規模災害が起こるとほとんどの医療機関が使えなくなることが予想される。どこまで行けば透析治療が受けられるのかということや、そこまでの移動手段を手配できるのかか問題になるので、みんなで話し合いながら検討を行っている。</p>
18	<p>障害者の東日本の時の例でいえば障害者の死亡率が健常者に比べて2.5倍高い。特に要請したいのは個人情報保護法もあるから難しいと思うが、名簿の開示は難しいと思っているがいち早く安否確認しないとけないから、障害者の名簿の開示は市会でも通してほしいしプランにも載せてほしい。</p>
19	<p>要援護者名簿は一般には身体障害の関係では重度障害者が対象となっている。特定の福祉制度の利用者と加わっている。居住区の区役所に聞いたら要援護者名簿を町内会に渡すかは憂いがあるかもと言う。区は自治会町内会をそんなにアテにしていない時がある。そのためか要援護者になったという通知をもらっていない地域もあるようだ。福祉避難所の関係を持ち出すと、決定は最終的には行政がやるから現状の把握をきちんとしていく必要がある。局も情報を整理して教えてほしい。</p>

◇取組 2 - 2 防災・減災	
No.	ご 御 意 見
20	<p>本人が避難所では生活出来ないとと思うので、本人と家族の食事や水は確保しています。家で生活出来ない時は避難所に行きますが、オムツ替えの出る場所の確保をお願いします。また、それも含めた地域の避難訓練をお願いしたいです。本人と自宅で2人きりだった場合、一人置いて動けなくなります。情報や物資が集まる避難所に赴くことが難しいと思われるので、情報や物資のやりとりを助けていただきたい。</p>
21	<p>災害時、本人をどこかに預けたい時の施設及び場所の連絡先と相談できる人がいてくれると助かる。</p>
22	<p>備蓄庫に何が入っているかを確認することができない。以前、備蓄庫にバンダナなどがあるので確認してみてくださいという話があった。役所の人に聞いたら「あります」と答えてくれたけど見せてはくれなかった。</p>
23	<p>自治会に加入していない人には避難訓練のお知らせも配布されない。避難訓練をやるのを知っているか？と聞いたが、知らなかった。</p>
24	<p>福祉避難所の協定があるから情報は集約していると思う。町内の偉い人に運営会議に参加させてほしいとお願いしたが無理だと断られた。委員ではないから参加は無理とのこと。存在は知ってもらってはいる。地域防災拠点の訓練に基本はみんな参加していると思う。</p>
25	<p>困っている事は避難訓練時の強度行動障害の方の誘導や停電になった時の対処法（東日本大震災の時は車に乗って頂きました）。福祉避難所が開設した場合の職員確保。</p>
26	<p>重心の方が多い事業所なので、災害時に素早く全員避難するには、人手が必要。自力だけでは難しい為、近隣の方や町内の方に知っていただくことから始めなくてはと思っている。</p>
27	<p>災害の大きさにもよりますが、ご家族が亡くなった場合、次の生活の場が確定するまで日中事業所でご利用者を支援し続けなければならないのか検討できていません。災害時、職員にも守るべき家族があり、それを犠牲にしてご利用者の支援にあたる状況になるかと思われるため、どう職員体制を維持するかも課題です。</p>
28	<p>障害者各自の準備がどこまでできているかの把握が難しい。</p>

とくみ ぼうさい げんさい ◇取組 2 - 2 防災・減災	
ばんこう No.	ご 意 見
29	さいがいじ ごま りようしゃ きほんてき せいしんしょうがいしゃ きほんてき りようしゃ いそんしょうしゃ かたがた びょういん ていきつういん 災害時に困っていることとしては、利用者は基本的に精神障害者（基本的に利用者は依存症者になります）の方々なので、病院に定期通院しても らっています。当然、服薬されている方が多いのが現状です。そこで問題になってくるのは、有事の際のために処方薬の備蓄が出来ないことです。
30	つうしょせつつ しょうざい ちいきぼうさいきよてん しょうがいしゃ く ごま い にっちゅう はっさい さい きょじゅうち つうしょせつつ 通所施設の所在する地域防災拠点で「障害者があまりたくさん来ると困る」と言われたことがある。日中、発災した際、居住地ではなく通所施設の ある地域の防災拠点で受け入れは可能なのか。混乱している中で自宅に帰るより通所施設近隣の地域防災拠点に行った方が安全だし安心な場合、ど うなるのか。可能であれば、それは行政からも働きかけて欲しい。
31	しょうがいしやしえんしせつ やかんたいせい ふあん たい うご にんぶん もの うご 障害者支援施設の夜間体制が不安 10対1なので動けない。200人分、物があっても動けない。
32	みよ な ひ かた あんび かくにん だれ まか い そと で でき てん くりよ 身寄りが無い、引きこもりであるという方の安否確認はどうなるのか、誰に任せれば良いのか、外に出ることが出来るのかという点で苦慮したこと があります。
33	しせつ びちく ちいきぼうさいきよてい やくわり たいりょう こうにゆうぶつひよう ほじよきん どう ふめい しせつない た 施設の備蓄は地域防災協定としての役割のため大量にあるが、購入物の費用（補助金があるか等が不明）や施設内のスペースが足りない。
34	しょくりょうひんみず そな さいがいじ もら し くすり じょうよう ほじよきん し くすりぎ たいさく ほ 食料品や水は備えているが、災害時に貰えるところがあれば知りたい。薬を常用しているので、どこでもらえるか知りたい。薬切れの対策が欲し い。インフラや水の確保は行政でしてほしい。
35	だいきほ さいがい お いるようきかん つか だいきほ よそう い どうせきちりょう う 大規模災害が起こるとほとんどの医療機関が使えなくなることが予想される。どこまで行けば透析治療が受けられるのかということや、そこまでの いどう しゅだん てはい もんだい 移動手段を手配できるのか問題になる。

◇^{とりぐみ こうもく}プラン取組項目

◇^{とりぐみ りょうい}取組3-1 療育

No.	御 意 見
1	<p>けんじょうじ おな ようちえん しょうがっこう かよ ごと とく ようちえん こども たち おな きち つ あ いま おやこ き しょうがっこう じゆ 健常児と同じ幼稚園、小学校に通えた事。特に幼稚園は子供達も同じ気持ちで付き合ってくれて、今でも親子で気にしてくれています。小学校の授 ぎょう おや かいじよ つ ひつよう たす 業に親がずっと介助のために付いている必要があった（ボランティアさんが、助けてくれました）。</p>
2	<p>ようじ りょうい かくれいき くんれんかい ほうかご とう しゅうろうご たんきにゆうしょう ねんれい う 幼児（療育センター）、学齢期（訓練会・放課後デイサービス等）、就労後（ガイドヘルパー、ショートステイ、短期入所等）、年齢で受けられる しゅうりょう せいかつ おお へんか ねんれいと ぶんだん つづ きぼう サービスが終了してしまい、生活が大きく変化します。年齢等で分断されず、続けられることを希望します</p>

◇プラン取組項目	
◇取組3-2 教育	
No.	御意見
1	<p>近隣の子供たちの視線や言動が（排除的な）気になったことがある。本人の生活の充実には周囲の人たちの変容（障害理解の深まり）が必要。そのために、幼年期、小中学校時代の一般児童・生徒への共生の意識の高まりが必要。</p>
2	<p>障害児・者の現状は、発達に多少の遅れがあり、日常生活を送るのに、手をかけなければいけないのに、知的に重度だろうが軽度だろうが、18才で一律（生活介護利用も含めて）社会に出なければならぬ。私達と同じように【大学生生活】のような高校卒業後ゆっくり5年位かけて大人の社会へのぞきながら、自立していけるような「学校」があると良い。（就労移行とは意味合いが違う）</p>
3	<p>特別支援学校教員・進路担当・区ケースワーカー・生活支援課・卒後の作業所職員が連携して支援が上手く行きました。各関係機関が協力して支援にあたり、節目節目で顔を合わせ支援方針について検討することができました。在学中から卒後の進路までライフステージが変わる中、スムーズに移行が出来たと思います。支援の意図を明確に提示し、チームとして同じ目標設定が大切だと感じています。また、どこか一つの事業所に任せるのではなく、軸となる支援者が適時連絡を取り、状況確認していくことでより円滑なアプローチに繋がる印象を受けました。</p>

◇プラン取組項目

◇取組4-1 就労

No.	御 意 見
1	障害の違いがある中で就労では、現場のさじ加減で精神（発達含む）の人が理不尽の環境になりやすい。
2	知的の人とのかねあいで、我慢しなくてはいけない場面が多い。職場の理解が足りない。
3	職場で話を聞いてもらえる機会が増えた。気にしてもらえるから話しやすい。
4	就労移行定着センターのスタッフの就労の協力がよかった（2回目の就職）。先に就職した職場と移行支援スタッフの連携がうまくいかなかった（1回目の就職）。
5	クローズで就活中なのですが、職場に障害が後から判明（年末調整などで）したときに不利益にならないか不安です。
6	職場理解の伝え方がわからない（自分の障害受容含めて）。
7	事業所、経営者、管理職に理解をはかるシステム必要。企業・事業所の障害者雇用支援をする。恒常的組織必要。
8	自分のこどもは特例子会社で働いている。最初に就職した時はモデルの会社だったため、色々揃っていて、ジョブコーチもいた。しかし、相性の合う、合わないが大きいことや、1年ごとに人が変わっていた。また、家族から見ているとこのジョブコーチは本当に精神のことを理解しているのか、勉強しているのかと感ずることがある。何かあった時にフィードバックの仕方がコーチの感情のままになっている印象を受けることがある。そういう人たちにもきちんと勉強してほしい。正社員で勤めているこどもの会社はコロナ禍で体調不良の人が多くなり、退職者が多くなった。精神的におかしくなって休職してしまうと1年間は休業補償が出るが、復職できない人も多い。人間関係難しい。
9	医療的ケアがあるため就労能力、意欲があるが、就労できずに地域活動ホームの年中活動をご利用されている。
10	グループホームと勤労意向支援事業所が連携して、就労に結びついた。

◇取組4-1 就労	
No.	御意見
11	<p>就労体験として、一般企業で実習受け入れの協力を得られる機会があった。このような企業が増えていくことや幅広く柔軟に取り組めるような仕組みがあると利用しやすい。社会経験を増やせる情報や取り組みがしやすくなることを望んでいる（職場体験、雇用前実習、研修などの受け入れ）。</p>
12	<p>重心の人が多かったから、就労は難しいという意見があったり、働くという概念をそもそも変えて欲しいというのがあった。使用者側に働ける・働けないを決められている。働きたいと思っても使用者が働けないとしたら働けない。何かしらの役割を果たすということではいけないかということわは分かって欲しい。社会の中での役割であれば何かしら重心でも果たせないか。それに対して対価が生じるということではないか。</p>

◇プラン取組項目	
◇取組4-2 日中活動	
No.	御意見
1	日中の通所サービスを利用して前向きな気持ちで希望どおりの生活ができているが、夜間の過ごし方であきらめている部分がある。夜間の居場所があればもっと希望どおりになる。
2	日中 デイサービスに行っています。本人の希望通りにしていただいています。
3	本人は重度重複障害のため確認することができません。日中の過ごし方（通所先等）は親が決めましたが、本人はたのしそうです。
4	日中活動の事業所が足りない。2か所に通っているが、人によっては3か所通っている人もいます。法人地活もいっぱい使えない。地活を増やしてほしい。事業所が足りていない、資源不足だと思う。
5	日中事業所が活動終了後ショートステイ先への送り、翌日ショートステイ先にお迎えに行き、日中活動参加を行ってくれ、親として体を休めることが出来ます。
6	二か所の通所先があるが、その二か所で情報共有や連携してやってくれるし、それがより円滑になると助かる。
7	学校卒業後は、居住区とは別の区の事業所に通所し、計画相談も別の区で利用していました。つい最近、居住区での通所施設に行ける機会が来たので、現在は併用しています。以前より居住区のケースワーカーさん、基幹相談支援員の方々に、各事業所さんとの情報共有や計画相談員とのやりとりなど、区をこえてのやり取りをしていただいたりしました。また、新しく通所を始めた事業所にも機会があれば様子を見に行っていたり、心あたたまるサポートを頂いています。
8	日中の過ごし方について、土日祝日の過ごし方がどの障害の人にも大変。わりとすぐガイヘルが見つかって開拓出来る人もいますが、車椅子を押せる事業所は全然見つからない。行動障害も対応出来る人が偏るから難しい。コロナもあり入居者はイライラした様子もあって厳しい。慣れている日中活動の場所が月に何回かでも土日祝日にやってもらえないだろうか。

◇取組4-2 日中活動	
No.	御意見
9	<p> <small>えら</small> <small>せんたくし</small> <small>が</small> <small>まず</small> <small>ない</small> <small>と</small> <small>おも</small> <small>い</small> <small>ま</small> <small>す</small> <small>(</small> <small>行</small> <small>け</small> <small>る</small> <small>と</small> <small>こ</small> <small>ろ</small> <small>に</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>さ</small> <small>れ</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>る</small> <small>、</small> <small>と</small> <small>い</small> <small>う</small> <small>意</small> <small>味</small> <small>で</small> <small>)</small> <small>。</small> <small>18</small> <small>才</small> <small>で</small> <small>卒</small> <small>業</small> <small>さ</small> <small>れ</small> <small>て</small> <small>ず</small> <small>と</small> <small>同</small> <small>じ</small> <small>所</small> <small>に</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>さ</small> <small>れ</small> <small>、</small> <small>体</small> <small>調</small> <small>を</small> <small>崩</small> <small>す</small> <small>な</small> <small>ど</small> <small>無</small> <small>い</small> <small>限</small> <small>り</small> <small>高</small> <small>齢</small> <small>者</small> <small>と</small> <small>い</small> <small>わ</small> <small>れ</small> <small>る</small> <small>年</small> <small>齢</small> <small>に</small> <small>な</small> <small>っ</small> <small>て</small> <small>も</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>さ</small> <small>れ</small> <small>、</small> <small>新</small> <small>し</small> <small>く</small> <small>卒</small> <small>業</small> <small>し</small> <small>て</small> <small>く</small> <small>る</small> <small>方</small> <small>の</small> <small>枠</small> <small>が</small> <small>な</small> <small>い</small> <small>。</small> <small>18</small> <small>才</small> <small>～</small> <small>70</small> <small>才</small> <small>以</small> <small>上</small> <small>の</small> <small>方</small> <small>が</small> <small>同</small> <small>じ</small> <small>所</small> <small>で</small> <small>活</small> <small>動</small> <small>さ</small> <small>れ</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>て</small> <small>高</small> <small>齢</small> <small>の</small> <small>方</small> <small>は</small> <small>高</small> <small>齢</small> <small>の</small> <small>デ</small> <small>イ</small> <small>サ</small> <small>ー</small> <small>ビ</small> <small>ス</small> <small>と</small> <small>い</small> <small>う</small> <small>ル</small> <small>ー</small> <small>ル</small> <small>(</small> <small>移</small> <small>行</small> <small>す</small> <small>る</small> <small>、</small> <small>と</small> <small>い</small> <small>う</small> <small>ル</small> <small>ー</small> <small>ル</small> <small>)</small> <small>が</small> <small>あ</small> <small>る</small> <small>と</small> <small>、</small> <small>お</small> <small>互</small> <small>い</small> <small>に</small> <small>も</small> <small>う</small> <small>少</small> <small>し</small> <small>希</small> <small>望</small> <small>に</small> <small>叶</small> <small>う</small> <small>も</small> <small>の</small> <small>が</small> <small>で</small> <small>き</small> <small>る</small> <small>こ</small> <small>と</small> <small>も</small> <small>あ</small> <small>る</small> <small>の</small> <small>か</small> <small>な</small> <small>と</small> <small>おも</small> <small>い</small> <small>ま</small> <small>す</small> <small>。</small> </p>
10	<p> <small>ほ</small> <small>ん</small> <small>に</small> <small>ん</small> <small>の</small> <small>希</small> <small>望</small> <small>通</small> <small>り</small> <small>だ</small> <small>が</small> <small>、</small> <small>高</small> <small>齢</small> <small>に</small> <small>な</small> <small>り</small> <small>、</small> <small>障</small> <small>害</small> <small>者</small> <small>の</small> <small>作</small> <small>業</small> <small>所</small> <small>で</small> <small>は</small> <small>だ</small> <small>ん</small> <small>だ</small> <small>ん</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>や</small> <small>作</small> <small>業</small> <small>が</small> <small>難</small> <small>し</small> <small>く</small> <small>な</small> <small>っ</small> <small>て</small> <small>き</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>る</small> <small>。</small> <small>ど</small> <small>の</small> <small>タ</small> <small>イ</small> <small>ミ</small> <small>ン</small> <small>グ</small> <small>で</small> <small>介</small> <small>護</small> <small>保</small> <small>険</small> <small>に</small> <small>移</small> <small>っ</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>く</small> <small>の</small> <small>か</small> <small>、</small> <small>他</small> <small>の</small> <small>施</small> <small>設</small> <small>の</small> <small>や</small> <small>り</small> <small>方</small> <small>を</small> <small>知</small> <small>り</small> <small>た</small> <small>い</small> <small>。</small> </p>
11	<p> <small>こ</small> <small>う</small> <small>ど</small> <small>う</small> <small>し</small> <small>ょう</small> <small>が</small> <small>い</small> <small>、</small> <small>か</small> <small>た</small> <small>の</small> <small>じ</small> <small>ゆう</small> <small>しん</small> <small>か</small> <small>た</small> <small>と</small> <small>う</small> <small>じ</small> <small>ゆう</small> <small>ど</small> <small>か</small> <small>た</small> <small>に</small> <small>っ</small> <small>ち</small> <small>ゅう</small> <small>かつ</small> <small>どう</small> <small>せ</small> <small>い</small> <small>かつ</small> <small>ば</small> <small>は</small> <small>、</small> <small>ニ</small> <small>ー</small> <small>ズ</small> <small>は</small> <small>多</small> <small>い</small> <small>一</small> <small>方</small> <small>で</small> <small>、</small> <small>数</small> <small>(</small> <small>事</small> <small>業</small> <small>所</small> <small>数</small> <small>、</small> <small>職</small> <small>員</small> <small>数</small> <small>と</small> <small>も</small> <small>に</small> <small>)</small> <small>が</small> <small>増</small> <small>え</small> <small>な</small> <small>い</small> <small>、</small> <small>そ</small> <small>も</small> <small>そ</small> <small>も</small> <small>選</small> <small>択</small> <small>肢</small> <small>自</small> <small>体</small> <small>が</small> <small>少</small> <small>な</small> <small>い</small> <small>と</small> <small>い</small> <small>う</small> <small>状</small> <small>況</small> <small>は</small> <small>続</small> <small>い</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>ま</small> <small>す</small> <small>。</small> <small>結</small> <small>果</small> <small>的</small> <small>に</small> <small>、</small> <small>ど</small> <small>こ</small> <small>か</small> <small>で</small> <small>折</small> <small>り</small> <small>合</small> <small>い</small> <small>を</small> <small>付</small> <small>け</small> <small>て</small> <small>も</small> <small>ら</small> <small>う</small> <small>よ</small> <small>う</small> <small>な</small> <small>調</small> <small>整</small> <small>(</small> <small>パ</small> <small>ズ</small> <small>ル</small> <small>の</small> <small>ピ</small> <small>ー</small> <small>ス</small> <small>合</small> <small>わ</small> <small>せ</small> <small>の</small> <small>よ</small> <small>う</small> <small>な</small> <small>)</small> <small>と</small> <small>な</small> <small>り</small> <small>、</small> <small>必</small> <small>ず</small> <small>し</small> <small>も</small> <small>一</small> <small>人</small> <small>一</small> <small>人</small> <small>の</small> <small>希</small> <small>望</small> <small>に</small> <small>合</small> <small>わ</small> <small>せ</small> <small>た</small> <small>形</small> <small>と</small> <small>は</small> <small>な</small> <small>っ</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>ま</small> <small>せ</small> <small>ん</small> <small>。</small> <small>ま</small> <small>た</small> <small>、</small> <small>高</small> <small>機</small> <small>能</small> <small>の</small> <small>発</small> <small>達</small> <small>障</small> <small>害</small> <small>の</small> <small>あ</small> <small>る</small> <small>方</small> <small>、</small> <small>軽</small> <small>度</small> <small>知</small> <small>的</small> <small>障</small> <small>害</small> <small>の</small> <small>あ</small> <small>る</small> <small>方</small> <small>の</small> <small>ニ</small> <small>ー</small> <small>ズ</small> <small>や</small> <small>希</small> <small>望</small> <small>に</small> <small>合</small> <small>っ</small> <small>た</small> <small>日</small> <small>中</small> <small>活</small> <small>動</small> <small>や</small> <small>生</small> <small>活</small> <small>の</small> <small>場</small> <small>も</small> <small>同</small> <small>様</small> <small>の</small> <small>状</small> <small>況</small> <small>で</small> <small>す</small> <small>。</small> </p>
12	<p> <small>身</small> <small>障</small> <small>の</small> <small>グ</small> <small>ル</small> <small>ー</small> <small>プ</small> <small>ホ</small> <small>ー</small> <small>ム</small> <small>や</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>先</small> <small>が</small> <small>少</small> <small>な</small> <small>く</small> <small>、</small> <small>車</small> <small>い</small> <small>す</small> <small>ユ</small> <small>ー</small> <small>ザ</small> <small>ー</small> <small>の</small> <small>行</small> <small>先</small> <small>が</small> <small>限</small> <small>ら</small> <small>れ</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>る</small> <small>よ</small> <small>う</small> <small>に</small> <small>感</small> <small>じ</small> <small>ま</small> <small>す</small> <small>。</small> <small>医</small> <small>療</small> <small>ケ</small> <small>ア</small> <small>な</small> <small>ど</small> <small>が</small> <small>必</small> <small>要</small> <small>に</small> <small>な</small> <small>る</small> <small>と</small> <small>さ</small> <small>ら</small> <small>に</small> <small>利</small> <small>用</small> <small>で</small> <small>き</small> <small>る</small> <small>サ</small> <small>ー</small> <small>ビ</small> <small>ス</small> <small>は</small> <small>限</small> <small>ら</small> <small>れ</small> <small>る</small> <small>よ</small> <small>う</small> <small>に</small> <small>おも</small> <small>い</small> <small>ま</small> <small>す</small> <small>。</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>先</small> <small>は</small> <small>見</small> <small>つ</small> <small>か</small> <small>つ</small> <small>て</small> <small>も</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>す</small> <small>る</small> <small>手</small> <small>段</small> <small>(</small> <small>通</small> <small>学</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>・</small> <small>移</small> <small>動</small> <small>介</small> <small>護</small> <small>等</small> <small>)</small> <small>が</small> <small>見</small> <small>つ</small> <small>か</small> <small>ら</small> <small>ず</small> <small>に</small> <small>困</small> <small>っ</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>る</small> <small>ケ</small> <small>ー</small> <small>ス</small> <small>も</small> <small>多</small> <small>々</small> <small>見</small> <small>ら</small> <small>れ</small> <small>ま</small> <small>す</small> <small>。</small> <small>ま</small> <small>た</small> <small>、</small> <small>横</small> <small>浜</small> <small>市</small> <small>内</small> <small>の</small> <small>グ</small> <small>ル</small> <small>ー</small> <small>プ</small> <small>ホ</small> <small>ー</small> <small>ム</small> <small>は</small> <small>日</small> <small>中</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>先</small> <small>が</small> <small>あ</small> <small>る</small> <small>こ</small> <small>と</small> <small>が</small> <small>前</small> <small>提</small> <small>と</small> <small>な</small> <small>っ</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>る</small> <small>グ</small> <small>ル</small> <small>ー</small> <small>プ</small> <small>ホ</small> <small>ー</small> <small>ム</small> <small>が</small> <small>多</small> <small>く</small> <small>、</small> <small>週</small> <small>5</small> <small>日</small> <small>の</small> <small>通</small> <small>所</small> <small>が</small> <small>で</small> <small>き</small> <small>な</small> <small>い</small> <small>と</small> <small>入</small> <small>居</small> <small>で</small> <small>き</small> <small>な</small> <small>い</small> <small>と</small> <small>こ</small> <small>ろ</small> <small>も</small> <small>多</small> <small>い</small> <small>よ</small> <small>う</small> <small>に</small> <small>感</small> <small>じ</small> <small>ま</small> <small>す</small> <small>。</small> <small>日</small> <small>中</small> <small>支</small> <small>援</small> <small>型</small> <small>の</small> <small>グ</small> <small>ル</small> <small>ー</small> <small>プ</small> <small>ホ</small> <small>ー</small> <small>ム</small> <small>を</small> <small>探</small> <small>す</small> <small>と</small> <small>な</small> <small>る</small> <small>と</small> <small>市</small> <small>外</small> <small>・</small> <small>県</small> <small>外</small> <small>ま</small> <small>で</small> <small>エ</small> <small>リ</small> <small>ア</small> <small>を</small> <small>拡</small> <small>げ</small> <small>て</small> <small>探</small> <small>し</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>る</small> <small>の</small> <small>が</small> <small>現</small> <small>状</small> <small>で</small> <small>す</small> <small>。</small> </p>
13	<p> <small>利</small> <small>用</small> <small>者</small> <small>の</small> <small>怪</small> <small>我</small> <small>や</small> <small>高</small> <small>齢</small> <small>化</small> <small>等</small> <small>に</small> <small>よ</small> <small>り</small> <small>、</small> <small>事</small> <small>業</small> <small>所</small> <small>に</small> <small>通</small> <small>う</small> <small>の</small> <small>が</small> <small>困</small> <small>難</small> <small>に</small> <small>な</small> <small>っ</small> <small>て</small> <small>し</small> <small>ま</small> <small>つ</small> <small>た</small> <small>方</small> <small>に</small> <small>対</small> <small>し</small> <small>て</small> <small>の</small> <small>支</small> <small>援</small> <small>が</small> <small>難</small> <small>し</small> <small>い</small> <small>と</small> <small>感</small> <small>じ</small> <small>て</small> <small>い</small> <small>ま</small> <small>す</small> <small>。</small> <small>人</small> <small>員</small> <small>、</small> <small>制</small> <small>度</small> <small>な</small> <small>ど</small> <small>の</small> <small>面</small> <small>で</small> <small>、</small> <small>地</small> <small>活</small> <small>も</small> <small>ア</small> <small>ウ</small> <small>ト</small> <small>リ</small> <small>ー</small> <small>チ</small> <small>が</small> <small>し</small> <small>や</small> <small>す</small> <small>い</small> <small>体</small> <small>制</small> <small>に</small> <small>な</small> <small>る</small> <small>と</small> <small>良</small> <small>い</small> <small>と</small> <small>おも</small> <small>い</small> <small>ま</small> <small>す</small> <small>。</small> </p>

<small>とりくみ</small> <small>にっちゅう</small> <small>かつどう</small> ◇取組 4 - 2 日中活動	
<small>ばんごう</small> No.	<small>ご</small> <small>い</small> <small>けん</small> 御 意 見
14	<small>にっちゅうかつどうばしょ</small> <small>せんたくし</small> <small>じゅうじつ</small> <small>とりくみ</small> <small>しゅうろうけいしょうがいふくし</small> <small>じぎょうしよすう</small> <small>りようしやすうぞう</small> <small>ちいきかつどうしえん</small> <small>さぎようしよがた</small> 「日中活動場所の選択肢の充実」への取組として、就労系障害福祉サービスは事業所数、利用者数増であるが、地域活動支援センター作業所型につ <small>しよ</small> <small>にん</small> <small>ねん</small> <small>しせいれん</small> <small>ちいきかつどうしえん</small> <small>あ</small> <small>かた</small> <small>かん</small> <small>けんきゅうけつか</small> <small>もと</small> <small>ひつようせい</small> いては130か所、2,600人（/年）のままである。市精連でおこなった地域活動支援センターの在り方に関する研究結果に基づき、必要性など <small>よこはまししょうがいしや</small> <small>はんえい</small> を横浜市障害者プランへ反映させていただきたい。

◇プラン取組項目	
◇取組4-3 スポーツ・文化・芸術	
ばんこう No.	ご 御 意 見
1	スワード等のパズル形が出来たりして満足です。グループホームで好きなゲームが出来ないのがつらいです。
2	利用者とスタッフといっしょに旅行ができて、旅行の話が共有できて、反省もいっしょにできました。
3	東京の新宿や秋葉原など文化的なところに行きたいと思うが行ってこない。コミケなど行きたいが無理だと断られた。できればアニメやゲームの話をしていながら行動したいが話が合う人がいない。コロナで外出できなくなった。カラオケにも行けない。今まではそういったことでストレスを発散させていたが今は発散の場所が無い。気持ちまで消極的になってしまっている。
4	移動時困る事としては、現在はコロナ禍で散歩や映画に行けないことが困っている。
5	知的障害のある方は特にコロナ禍で余暇が思うように過ごせずストレスが高い方も多いと感じます。
6	ケアブラザ、きょうされん（福祉運動団体）等作品展示。
7	余暇支援（パラフェスタ等）で中心的な役割を担っていただいている。

第2期 横浜市自殺対策計画の素案の概要

第1章 計画策定の趣旨

(1) 計画の趣旨

本市では、平成31年度に策定した横浜市自殺対策計画に基づき、相談支援の充実やゲートキーパーの養成等に取り組んできました。これまでの間の取組みを振り返るとともに、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した新たな社会的な課題を踏まえ、さらなる自殺対策の推進を図ることを目的に、第2期横浜市自殺対策計画を策定します。

(2) 計画の期間

令和6年度から10年度までの5年間とします。

(3) 自殺対策の推進体制

自殺対策は、社会全般に深く関係しているため、総合的な自殺対策を推進するためには、多様な関係者が連携・協力することが重要です。

本市では、「よこはま自殺対策ネットワーク会議」等において、計画の進捗管理、情報共有や連携強化、また関係機関同士の協働などにより、自殺対策の推進を図っています。

(4) 計画の進行管理

毎年、人口動態統計や自殺統計の解析による自殺の状況や、本計画に基づく施策の推進状況等をよこはま自殺対策ネットワーク協議会等に報告し、評価を行います。

第2章 横浜市の現状と課題等

(1) 横浜市における自殺の状況

○ 横浜市の自殺者数は、平成22年の788人から平成30年の484人まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じ、令和3年の自殺者数は574人となっています。特に、令和元年から令和2年にかけて、自殺者数は60人増加しました。また、令和3年における女性の自殺者数は201人と、近年最も低かった令和元年の151人と比較して50人増加しています。男性の自殺者数においても、令和3年は373人と、近年最も低かった平成30年の316人と比較して57人増加しています。(図1)

○ 20～39歳の自殺死亡率は、平成23年の21.6から平成29年には13.2に低下しましたが、その後は上昇傾向となり、令和3年には19.3となっています。(図2)

図1 男女別の自殺者数の年次推移（横浜市：出展人口動態統計）

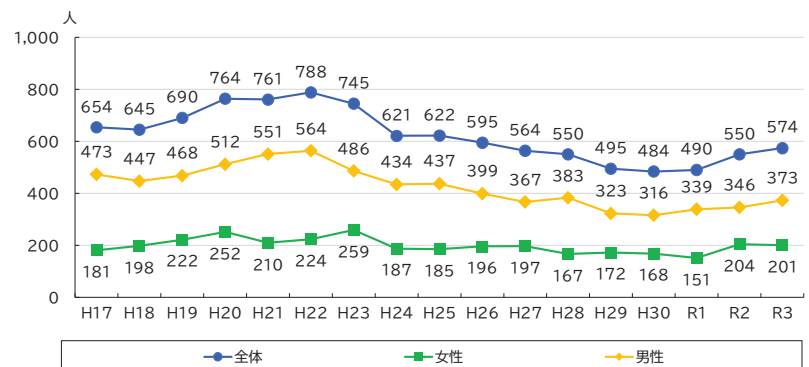
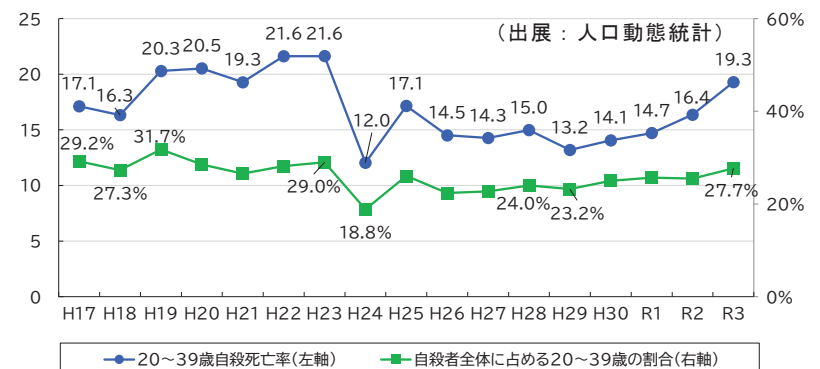
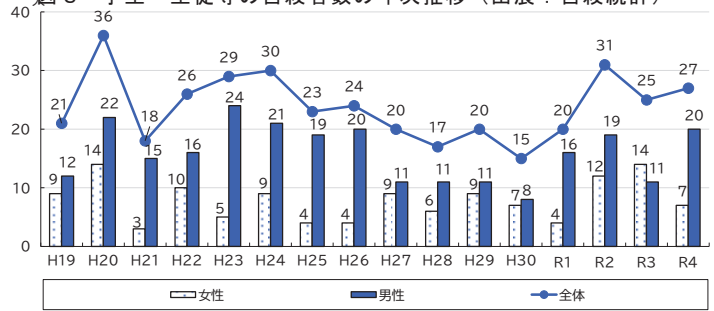


図2 20～39歳の自殺死亡率と自殺者全体に占める割合の推移（出展：人口動態統計）



- 学生・生徒等の自殺者数は、平成24年から平成30年にかけて減少傾向にありましたが、令和4年では27人と、最も少なかった平成30年の15人と比較して約2倍となっています。(図3)

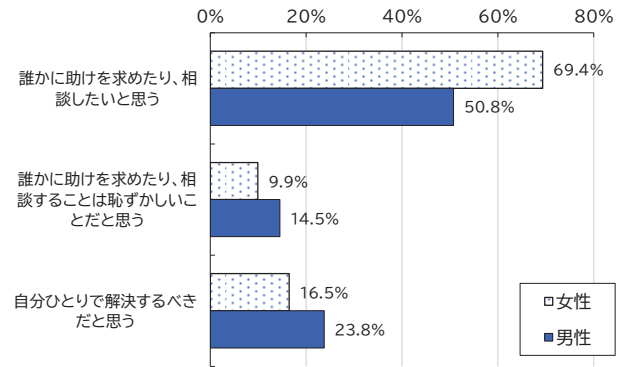
図3 学生・生徒等の自殺者数の年次推移 (出展：自殺統計)



(2) 調査結果等から見た横浜市の現状

- 「誰かに助けを求めたり、相談したいと思う」の割合は、女性は69.4%、男性は50.8%でした。一方で、「誰かに助けを求めたり、相談することは恥ずかしいことだと思う」は女性が9.9%、男性が14.5%、「自分ひとりで解決すべきだと思う」は女性が16.5%、男性が23.8%でした。

図4 相談することへの意識 (男女別)



(図4)

- 「これまで自殺したいと思ったことがある」と回答した人は、男性も女性も若年層ほど割合が高くなっていました。女性の「16~24歳」は36.3%、男性の「16~24歳」は27.8%、「自殺したいと思ったことがある」と回答していました。(図5・6)
- これまでに自殺したいと思ったことがある人のうち、自殺企図の経験がある人は、女性は「1回だけある」が18.1%、「複数回ある」が13.5%であり、男性は「1回だけある」が15.1%、「複数回ある」が9.2%となっていました。(図7)

図5 これまで自殺したいと思ったことがあるか (女性・年齢別)

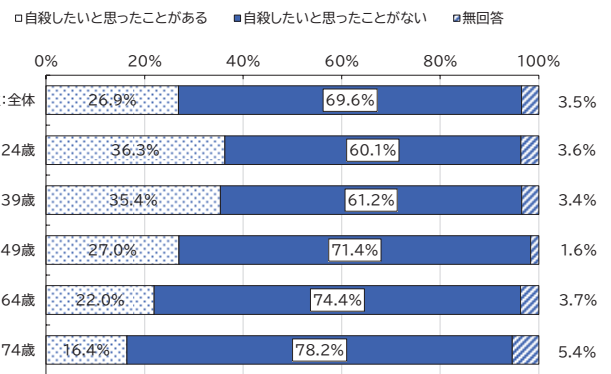


図6 これまで自殺したいと思ったことがあるか (男性・年齢別)

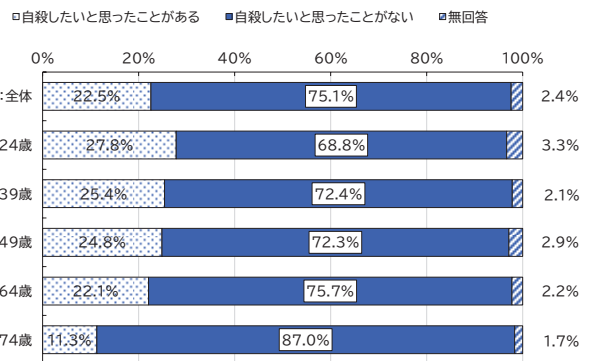
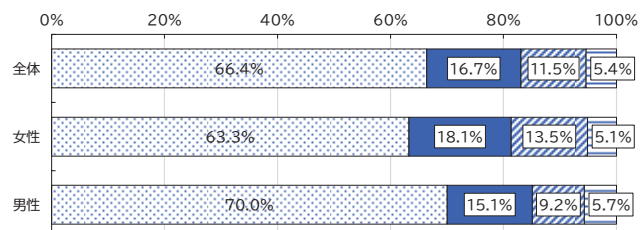


図7 これまでの自殺企図の経験 (男女別)

□まったくない ■1回だけある ▨複数回ある □無回答



(3) 第1期横浜市自殺対策計画の振り返り

現計画の目標に対する現状

目標1 2023年（令和5年）に自殺死亡率を11.7以下へ
 ※2015年（平成27年）と比べて、人口動態統計に基づく自殺死亡率を30%減少させることを目指す。

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年 (概数)
自殺者数	564	550	495	484	490	550	574	560
自殺死亡率	15.4	14.7	12.3	12.9	13.1	15.0	15.2	14.8

※未達成

目標2 ゲートキーパーを 延べ18,000人 養成する
 ※計画期間内の自殺対策研修の受講者数

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
養成数	6,794	1,806	3,791	4,511
累計	—	8,600	12,391	16,902

※R5年度で1,098人養成
 目標を上回るペースとなっています。

自殺死亡率が上昇し、目標達成には至っていない状況ではあるが、基本施策、重点施策の各取組目標は当初の予定通り進展できた。

重点施策の取組状況

評価 A：当初の計画通りに進展した B：概ね順調に進展した C：進展は不十分だった ー：評価困難

重点施策1 自殺者の多い年代や生活状況に応じた対策の充実

項目・	目標	評価
年代や対象層に焦点をあてた効果的な情報提供や人材育成の実施	検討・実施	A

重点施策2 自殺未遂者への支援の強化

項目・	目標	評価
自殺未遂者への支援の強化	調査の実施 強化策の検討・実施	A

重点施策3 若年層対策の推進

項目・	目標	評価
インターネット等を活用した相談支援方法の構築	2019年度実施	A

基本施策の取組状況

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

項目	目標	評価
「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」の開催	年1回以上開催	A
「横浜市市内自殺対策連絡会議」の開催	年1回以上開催	A
自殺実態状況の解析および情報の共有化	実施を継続	A

基本施策2 自殺対策を支える人材「ゲートキーパー」の育成

項目	目標	評価
ゲートキーパー養成数（市民や地域で活動される方や相談窓口に掲げる支援者等を対象とした自殺対策研修の受講者）	延18,000人 (5年間)	B

基本施策3 普及啓発の推進

項目	目標	評価
市民意識調査による普及啓発の認知度	7割以上が自殺対策に関するポスターやインターネットを見たことがある	A

基本施策4 遺された方への支援の推進

項目	目標	評価
自死遺族など遺された方への支援	年12回	A
自死遺族への適切な情報提供の検討	年24回	A

基本施策5 様々な課題を抱える方への相談支援の強化

項目	目標	評価
依存症専門相談件数	年500件	A
インターネットを活用した相談支援方法の拡充	2019年度までに支援方法の構築・実施	A

(4) 横浜市の自殺対策における課題

ア こども・若者・女性の自殺者の増加

- ・ こども、若者の実態把握と対策の強化
- ・ 女性に対する支援の強化
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策の推進

イ 支援が届く仕組みの強化

- ・ 自殺対策と関連施策の連携
- ・ 対象者に応じた手法、多様な媒体を活用した啓発の実施

第3章 横浜市の自殺対策における基本認識と取組の方向性

(1) 基本認識

国の「自殺総合対策大綱」、また、神奈川県「かながわ自殺対策計画」(令和5年3月改定)を踏まえ、次の項目を本市の自殺対策の基本認識とします。

- ① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ② 自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である
- ③ 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い
- ④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

(2) 基本方針

ア 方針

基本認識のもとに「**誰もが自殺に追い込まれない社会の実現**」を目指します。

イ 施策体系

適切なアウトカム指標の設定と PDCA サイクルの精度を向上させるため、ロジックモデルにより政策から施策レベルまでを体系化します。

(3) 取組・目標等 (案)

基本方針 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現

<p>最終目標 ① 自殺死亡率の減少 2026年に人口10万人対10.8 以下</p>	<p>最終目標 ② 自殺に追い込まれる人の減少 【市民意識調査】自殺したいと思ったことがある 23.5%→22.0% 自殺企図の経験がある人 28.6%→26.0%</p>	
<p>中間目標 ① 悩みやストレスについて誰にも相談できない人の割合が減少</p>	<p>中間目標 ② 「自殺は防ぐことのできる社会的な問題である」などの正しい認識の浸透</p>	<p>中間目標 ③ ゲートキーパー養成が進み、役割が発揮されている</p>

本市3つの重点施策	1. こども・若者の自殺対策の強化	2. 女性に対する支援の強化	3. 自殺未遂者への支援の強化			
本市5つの基本施策	1. 自殺対策に関する情報提供・理解促進(普及啓発)	2. 生きることの包括的支援の推進	3. 地域におけるネットワークの強化	4. 自殺対策を支える人材育成	5. 遺された人等への支援	
自殺総合対策大綱の13の重点施策	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。	2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す。	3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する。	4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。
	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる。	8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ。	9. 遺された人への支援を充実する。	10. 民間団体との連携を強化する。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する。	12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する。

依存症対策事業について

令和3年度に策定した「横浜市依存症対策地域支援計画」に基づき、依存症対策の充実に向けて取組を進めていきます。

1 令和4年度の依存症対策事業について

別紙1「令和4年度依存症対策事業実績」に記載しています。

2 令和5年度の依存症対策事業について

別紙2「こころの健康相談センター等における令和5年度の依存症対策事業について」に記載しています。

3 令和6年度の依存症対策の取組案について

(1) 新規・拡充の主な取組案

- ・市販薬・処方薬の乱用に関する普及啓発
- ・啓発動画の続編の作成及びYouTube 広告の放映
- ・支援者向けガイドラインの情報提供
- ・当事者、支援者等への連携団体の情報提供
- ・依存症に悩む子どもへのつなぎ先の発掘・養成

(2) 令和5年度第1回依存症対策検討部会（7月11日）での主な意見

- ・啓発に重点を置いているが、受け皿も整備してほしい。相談しても傾聴はしてくれるがそこから先の支援がない。相談後も継続して寄り添った支援をすることが必要。
- ・若年層への対策に力を入れているのは分かったが、女性向けのアプローチも必要である。
- ・発達障害と依存症の問題を抱えている方が増えているので、そういう方が相談できる場所があるとよい。
- ・支援機関につなぐことで依存症が回復するとは限らない。「つなげば回復する」というような啓発は過剰なのではないか。
- ・他の診療科の医師から依存症専門医療機関等に患者を適切につなげることが重要であるため、医師に対してもさらなる啓発や研修をしてほしい。

令和4年度の依存症対策事業の事業実績について

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
					アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ネット・ ゲーム	その他	
	依存症の正しい理解を促進する広報物の作 成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②若年層向け啓発動画制作	○	○	○	○	すべて	①依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ・「依存症って知っていますか？」 ・「依存症のお悩みを抱えるあなたへ」 ・「横浜市でギャンブルなどのお悩みを抱えるあなたへ」ほ か 庁内機関120カ所、外部機関828カ所に配布 ②若年層向け啓発動画制作 ・予防を目的とした約1分45秒のアニメーション動画制作
	ゲーム障害の正しい理解を促進する、啓発 資料の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①市内小中学校に通う小学4年生から中学3年生の保護者に 家庭でのゲームとの付き合い方やルール作りを促すチラシを 学校を通じて配布。 ②ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームに て、小学校3年生向けの教材リーフレットの内容を検討。				○		①「家族で考えよう！ゲームとのつきあい方」の配布 配布数：約177,000部
	ホームページ等を活用し、依存症を含む、 青少年向けの広報・啓発の実施	こども青少年局青少年育成課	実施	【取組名】 高校生世代の居場所や相談先をみつける横浜市情報サイト 「ふぁんみつけ」 【内容】 青少年と青少年に身近な大人に対して、青少年の課題や相談 機関・専門機関について啓発することで、青少年の課題が深 刻化する前に相談などの適切な対処方法を伝えることを目的 として運営。		○	○	○		・サイトの運営（通年） ユニークユーザー数（～2月）：2,988 ・Twitter広告（12/28（水）～1/24（火）） インプレッション数：695,028件 ・カード型チラシの配布（市立中学校3年生、各区こども 家庭支援課、その他関係機関） ※ふぁんみつけ以外の情報も含む
ア 若年層へ の啓発・依存 症予防の知識 の提供	教員や保護者、地域の大人や団体、区役所 などの支援者が支援や指導に活用できる依 存症に関する「子ども・若者どこでも講 座」の実施	こども青少年局青少年育成課	実施	【取組名】 知っておきたい！子ども・若者どこでも講座 【内容】 全ての青少年が様々なリスクにさらされているという認識の もと、抱える課題の理解を促進するとともに、青少年の育ち を地域全体で見守ることができる環境づくりを目的とし、主 に地域・学校で行われる「子ども・若者」をテーマとした講 演会・研修会等に講師を派遣する「知っておきたい！子ど も・若者どこでも講座」を実施。		○		○		知っておきたい！子ども・若者どこでも講座 実施回数：14回（主に小・中・高の学校で開催） 参加者：延べ2,177名

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アルコー ル	薬物	ギャンブ ル	ネット・ ゲーム	その他		
(1) 総合的な 依存症 対策の 取組	子ども・若者支援に携わる支援者のスキル アップを図ることを目的とした研修の実施	こども青少年局青少年相談センター	実施	厚生労働省の地域自殺対策緊急強化事業の一つとしても取り 組み、若者や支援者のメンタルヘルスを理解し、よりよい支 援へとつなげていくことを目的とした「若者相談支援スキル アップ研修 メンタルヘルスコース」の一つのテーマとし て、「ネットゲームにまつわる問題の理解と支援～健康的な 付き合い方からネット・ゲーム行動症まで～」を動画配信に よる研修にて実施。				○		講師：青山 久美 氏（神奈川県立精神医療センター 依存 症診療科） 研修方法：YouTubeによる動画配信 研修配信時期：令和5年3月17日（金）9時～3月30日 （木）17時 研修再生時間：約75分（1コマ約25分×3コマ） 参加対象者：横浜市内の公的機関及び地域で子ども・若者の 相談・支援に取り組んでいるNPO法人等の民間機関の相談員 並びに横浜市内の高等学校・大学の教職員及び相談員 研修申込者数：139名（93機関）	
	ゲーム障害も含めた依存症の正しい理解を 促進する、小中学校での啓発資料の配布や 理解に向けた授業等の実施	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	【再掲】市立小中学校に通う小学4年生から中学3年生の保 護者に家庭でのゲームの付き合い方やルール作りを促すチラ シを学校を通じて配布。					○	【再掲】「家族で考えよう！ゲームとのつきあい方」の配布 配布数：約170,000部	
	子どもが豊かに成長するために、家庭での 保護者等の関わり等について、ホームペ ージ等で普及啓発を実施	教育委員会事務局学校支援・地域連携課	実施	本市ホームページ「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育 て』」のQA及び相談先紹介の中で、ゲーム依存等について 掲載。また、ホームページの案内チラシを、新1年生になる 児童・生徒の保護者に配布して周知する。					○	ホームページ案内チラシを、新1年生になる児童・生徒の保 護者に学校を通じて配布（約61,000部）	
	依存症に関する予防教育・普及啓発に向け て、様々な年齢の人を対象とする内容の啓 発資料の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②【再掲】若年層向け啓発動画制作 ③【再掲】小中学校向けゲーム啓発ちらし配布	○	○	○	○	すべて	①【再掲】市内120カ所、外部機関828カ所へ配布 ②【再掲】予防を目的とした約1分45秒のアニメーション動 画 ③【再掲】配布数：177,000部	
	それぞれの 年齢等に適 した普及啓 発・予防教 育の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①本市ホームページへの情報掲載 ②横浜市公式YouTubeへ動画の掲載	○	○	○	○	すべて	①本市ホームページの構成・内容を更新し、新たに「若年層 に関する依存症の知識と予防」のページも作成 アクセス数：（基礎知識）2,705件 （若年層向け）490件 （家族向け）6,560件 ②横浜市公式YouTube及び本市ホームページに若年層向け啓 発動画・家族向け支援紹介動画を掲載	
	ウ 大学生へ の啓発	依存症の予防教育・普及啓発に関する広報 物の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	大学・都市パートナーシップ協議会参加大学等へリーフレ ットを送付	○	○	○	○	すべて	「依存症って知っていますか？」リーフレットを29校に10部 ずつ送付
	横浜市立大学で、大学生の健康診断に合わ せて、啓発資料の配布・掲示、保健指導の	政策局大学調整課	実施	啓発資料の配布・掲示	○	○			○ （たばこ）	啓発資料の配布・掲示・配架の実施	
	市内にキャンパスを置く国公立大学に対 し、若年層向けの啓発資料の提供	政策局大学調整課	実施	【再掲】大学・都市パートナーシップ協議会参加大学へリー フレットの配架に関する協力依頼	○	○	○	○		【再掲】「依存症って知っていますか？」リーフレットを29 校に10部ずつ送付	

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アルコー ル	薬物	ギャンブル	ネット・ ゲーム	その他		
案1 予防 のため の取組	エ 身近な支 援者等による 啓発	依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成	健康福祉局 ころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】 依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②【再掲】 小中学校向けゲーム啓発ちらし配布	○	○	○		すべて	①【再掲】 庁内120カ所、外部機関828カ所へ配布 ②【再掲】 配布数：177,000部
		幅広い市民が訪れる身近な支援機関の窓口等での依存症に関する広報物の配架・配布	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 区政推進課 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ	実施	・依存症って知っていますか？ ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ・依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ ・依存症家族教室のご案内 ・横浜版依存症回復プログラムWAI-Yのご案内 ほか広報物の配架・配布	○	○	○	○	すべて	窓口への配架等
	オ 心身の健 康を保つ取組	区役所の精神保健福祉相談等でのこの健康に関する相談を実施	区高齢・障害支援課	実施	精神保健福祉相談を実施	○	○	○	○	すべて	相談延件数20,944件（心の健康づくり）
		ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を実施	健康福祉局 ころの健康相談センター	実施	①本市ホームページにて記事や情報を掲載 ②こころの健康に関する動画を配信 ③市民向けに啓発イベントの開催（「五感で楽しむセルフケア&文字あつめラリー」の開催）	○	○	○	○		①本市ホームページにてこころの健康に関する記事や情報を掲載 ②R4.10及びR5.2にYoutube、馬車道駅、R4.10市庁舎デジタルサイネージ、R5.1相鉄トレインビジョンでの動画掲載 ③R4.11.26実施、52名参加
		こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日こころの健康に関する相談を実施	健康福祉局 ころの健康相談センター	実施	こころの電話相談は、365日こころの健康に関する相談に対応し、必要に応じて、専門相談窓口を案内している。	○	○	○	○	性・窃盗等	相談件数（依存症以外の相談も含む） 7,368件
		生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施	健康福祉局健康推進課	実施	生活習慣改善相談における禁煙相談の実施		○				延べ66人実施
		「よこはまグッドバランス賞」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	政策局男女共同参画推進課	実施	「よこはまグッドバランス賞」認定事業						・令和4年度認定企業数：231社 ・認定企業の経営者に対し「男性も子育てしやすい職場と、その経営者や上司イクボスで成果と笑顔が共にアップ」を実施 ・認定企業の経営者、人事・労務担当者向けに「仕事と子育て・介護等の両立に必要なこと」をオンラインで実施
		「よこはまグッドバランス賞」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	こども青少年局企画調整課 こども青少年局地域子育て支援課	実施	啓発冊子（あなたとわたしのワーク・ライフ・バランスハンドブック）の配布						配布部数：約300冊
	カ 様々な課 題への支援	・区役所の関係各課において、依存症の本人が直面する様々な課題に対する相談対応が必要な支援を実施 ・担当課だけで対応が難しい場合、関係機関等との横断的な情報共有や連携した対応を実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	各区窓口で関係機関等と連携して相談対応や必要な支援を実施	○	○	○	○	すべて	随時実施

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
					アルコー ル	薬物	キャンパ ル	ネット・ ゲーム	その他	
(2) アルコー ル 依 存 症 に 特 化 し た 取 組	・教育相談の中で学校生活上の困りごと について相談対応を実施 ・スクールカウンセラー等が教職員と連 携し、児童・生徒や保護者の相談に対応	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	実施	スクールカウンセラー活用事業				○		各学校、週1回の区役所相談で教育相談実施
	生活習慣改善相談や健康づくり関連イベ ントにおいて、健康問題とともに適量な飲 酒に関する知識を高める啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	家族教室の11月分として、アルコール依存症についての啓発 セミナーを実施	○					日時：11月25日 テーマ：アルコール依存症の治療と回復～家族が楽になるた めに～ 講師：早間 文徳 氏（医療法人誠心会 神奈川病院 精神 保健福祉士） 参加者数：37名
	市内で働く人たちの多量飲酒防止に向け て、「よこはま企業健康マガジン」（メー ル配信）においてアルコール問題に関する 記事の配信	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	よこはま企業健康マガジンにおいて適正飲酒の記事を配信	○					配信日：令和4年11月2日
	生活習慣改善相談や健康づくり関連イベ ントにおいて、健康問題とともに適量な飲 酒に関する知識を高める啓発の実施	健康福祉局健康推進課	実施	啓発リーフレット 「それって、ストレスのせいじゃないの？」の配布	○					区福祉保健課に合計2,930部を送付
	市内で働く人たちの多量飲酒防止に向け て、「よこはま企業健康マガジン」（メー ル配信）においてアルコール問題に関する 記事の配信	健康福祉局健康推進課	実施	よこはま企業健康マガジンに記事掲載	○					11月号で配信 約1,112人（登録者対象）
	小・中・高等学校の保健教育において飲 酒の問題に関する授業の実施	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	①小学校「病気の予防」 ②中学校「健康な生活と疾病の予防」 ③高等学校「現代社会と健康」	○	○				学習指導要領に基づき該当学年の児童生徒を対象に実施
	依存症の予防教育・普及啓発に関する広報 物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①支援者向けガイドラインへの掲載 ②男女共同参画推進センターへのリーフレットを送付	○	○	○	○	すべて	①「依存症って知っていますか？」 ② 10部送付
	女性の生活習慣病や依存症の予防に向 けて情報提供の実施	政策局男女共同参画推進課	実施	①心とからだで生き方の総合相談 ②広報物の配布	○	○	○	○	摂食障害	①2,500件 ※依存症以外を含む ②広報物「フォーラムの相談室です」3,000部配布
	・青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の 予防に向けて、市内小・中・高等学校の教 職員等を対象とした薬物乱用による心身へ の影響や依存症に関する研修会の実施	健康福祉局医療安全課	実施	薬物乱用防止啓発指導者研修会の実施				○		「薬物依存に関する最近の話題（OTC医薬品の乱用等）」 講師：湘南医療大学 薬学部長 鈴木勉氏 開催回数：1回（令和4年10月11日から令和4年12月23日ま でeラーニングにて実施） 参加者数：217人
	・青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の 予防に向けて、市内小・中・高等学校の教 職員等を対象とした薬物乱用による心身へ の影響や依存症に関する研修会の実施	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	【再掲】薬物乱用防止啓発指導者研修会「薬物依存に関する 最近の話題」				○		【再掲】健康福祉局医療安全課と共催で薬物乱用防止啓発指 導者研修会実施
イ 薬物乱用防 止への取組	・市民に対する薬物乱用防止を目的とし た、薬物に関する正しい知識や危険性の普 及啓発の実施	健康福祉局医療安全課	実施	第11回薬物乱用防止キャンペーンin横浜				○		啓発物配布@桜木町駅前ES：令和4年7月16日 Web開催：令和4年11月10日～令和5年1月10日、キャン ペーン期間サイト閲覧数：10,376件及び中学生及び小学校高 学年を対象にクリアファイルの配布。
	・薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係 機関との連携や情報共有の実施	健康福祉局医療安全課	実施	令和4年度薬物乱用防止対策庁内連絡会				○		書面開催

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ネット・ ゲーム	その他		
に ン プ ル ） 等 た 依 存 ギ ム ヤ	ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育	・ 高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症の予防や正しい付き合い方に関する授業の実施	教育委員会事務局高校教育課	実施	保健の授業において「現代社会と健康」の単元等で扱う	○	○	○	○		学習指導要領に基づき該当学年の生徒を対象に実施
	イ 場外券売り場などでの普及啓発	・ 公営競技の場外券売り場等において、依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	公営競技の場外券売り場等での啓発カードの配架依頼	○	○	○	○	すべて	30部ずつ5カ所（ウインズ横浜、エクセル伊勢佐木、ジョイホース横浜、ポートピア横浜、サテライト横浜）に送付
重 点 施 策 2 依 存 症 に 関 す る 正 し い 理 解 、 知 識 を 広 め る た め の 普 及 啓 発	ア 依存症について関心をもち正しい理解を促進する普及啓発	・ 電車の交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、依存症の正しい理解を促進する普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	公共交通広告等での動画広告掲載	○	○	○	○	すべて	・ 放映場所：市営地下鉄、JR横浜線、相鉄線、市営バス、神奈中バスの車内広告、みなとみらい線（馬車道駅、元町・中華街駅）のホームドアビジョン 放映期間：28日間以上（5月、9～10月、11～12月） ・ 放映場所：ワクチン接種会場（横浜駅西口会場ほか2会場）の経過観察ブース 放映期間：11月9日～2月28日 ・ 放映場所：新横浜駅のプロジェクトサイネージ 放映期間：12月1日～1月15日
		市民向け講座の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業」委託内で一般市民及び依存症の家族等向けの依存症の基礎知識の提供や早期の相談につながる市民向け講座を開催	○					
	依存症の正しい理解を促進する広報物の作成・配布、講演会等の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成 ②【再掲】若年層向け啓発動画制作 ③【再掲】横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業」委託内での市民向け講座の開催	○	○	○	○	すべて	①【再掲】市内機関120カ所、外部機関828カ所に配布 ②【再掲】予防を目的とした約1分45秒のアニメーション動画 ③【再掲】参加者数：37名	
	イ 依存症の正しい知識の普及啓発	依存症の正しい理解を促進する広報物の作成・配布、講演会等の開催	区高齢・障害支援課（精神保健福祉相談）	実施	依存症に関する講演会の開催 ①講演会「ネット依存とゲーム障害」の開催（青葉区） ②食生活等改善推進セミナー（栄区）	○			○		①日時：12月22日 14時～16時 場所：青葉区役所 参加者：44名 講師：西村 光太郎 氏（久里浜医療センター医師） ②アルコール等について、セミナー内で保健師から講話を実施。参加者9人

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム	その他	
	民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	民間支援団体等による講演会等への周知協力・参加	○	○	○	○	すべて	開催案内の配架等
	民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	区高齢・障害支援課（精神保健福祉相談）	実施	民間支援団体等による講演会等への周知協力・参加	○	○	○	○	すべて	開催案内の配架等
ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発	電車の交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①インターネットリスティング広告 ②【再掲】公共交通広告等での動画広告掲載	○	○	○	○	すべて	①Yahoo!及びGoogleの検索エンジンでの依存症に関連する単語で検索された際に、依存症メール相談につなぐ広告を表示する。 相談者総数（継続相談者）：125名 ②【再掲】公共交通機関の車内広告等で放映
	厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談動員や市民向けセミナーの開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①広報よこはま、Twitter、LINEにおける相談窓口の案内 ②家族向けセミナー（ギャンブル）の開催 ③【再掲】啓発セミナー（アルコール依存症の治療と回復～家族が案になるために～）の開催	○			○		①広報よこはま令和4年度5月号、11月号にそれぞれ記事掲載 ②日時：5月31日（火） テーマ：「ギャンブル等依存症専門医療機関での治療と家族の回復」 講師：松崎 尊信 氏（久里浜医療センター精神科医長） 参加者数：41名 ③【再掲】参加者数：37名
イ 幅広く身近な場所での普及啓発	依存症の本人や依存症が疑われる人及びその家族等が相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布	○	○	○	○	すべて	【再掲】庁内機関120カ所、外部機関828カ所に配布
	依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	【再掲】依存症関係の広報物の配架・配布	○	○	○	○	すべて	【再掲】窓口への配架等
ウ 家族等向けの啓発	精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど、依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性のある身近な支援者の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布	基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ	実施	【再掲】依存症関係の広報物の配架・配布	○	○	○	○	すべて	【再掲】窓口への配架等
	依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布	○	○	○	○	すべて	【再掲】庁内機関120カ所、外部機関828カ所に配布
	家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等や身近な支援者へ周知の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①依存症個別相談及び依存症家族教室（セミナーを含む）での情報提供 ②依存症家族向け支援紹介動画の制作・公開	○	○	○	○	すべて	②依存症のメカニズムについて紹介する依存症家族向け支援紹介動画（約11分）を制作し、YouTubeで公開

（ 1 ） 総合的な依存症対策の取組

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）		
					アルコー ル	薬物	ギャンブ ル	ネット・ ゲーム	その他			
重点 施策 3 相談 につ なが るた めの 普及 啓発		・ 依存症の本人や依存症が疑われる人の 家族等が訪れる可能性のある区役所の関係 各課の窓口などで、依存症の相談につな がる相談支援機関の広報物の配架・配布 ・ 家族等からの相談にも対応する専門的 な医療機関に関する情報について、家族等 への周知の実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課	実施	①【再掲】 依存症関係の広報物の配架・配布 ②ホームページでの飲酒ページ作成し、依存症の相談先を掲載。SNSでの啓発を実施（栄区）	○	○	○	○	すべて	①【再掲】 窓口への配架等 ②栄区Twitter閲覧数：836人	
	エ 民間支援 団体等による 講演会等の開 催	民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等	実施	民間支援団体等が依存症の本人や家族、支援者等を対象に講演会等を実施	○	○	○			横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用し、民間支援団体等が講演会等を実施（5団体で9回）	
		民間支援団体等が開催する講演会等の周知 支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	民間支援団体等主催の講演会等の周知	○	○	○	○	すべて	・ こころの健康相談センターでのちらし配架 ・ 区等への情報提供 ・ 家族教室・セミナー等での周知	
		民間支援団体等が開催する講演会等の周知 支援の実施	区高齢・障害支援課（精神保健福祉相談）	実施	民間支援団体等による講演会等への周知協力	○	○	○	○		窓口等での開催案内の配架等	
	オ インター ネットを 活用 した 情報 提供	こころの健康相談センターのホームページ での依存症に関する情報の拡充	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	本市ホームページへの新たな情報掲載	○	○	○	○	すべて	本市ホームページの構成・内容を更新し、新たに「若年層に 関する依存症の知識と予防」のページも作成	
		依存症のセルフチェックや自身のニーズに 合った相談・支援・医療機関の検索ができる Webサイトの作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	セルフチェックウェブページの運用	○	○	○	○		セルフチェック実施件数：10,915件	
た こ 取 り 組 み に 特 化 し	ア 産業保健 分野における 普及啓発	市内企業等の人事・労務担当者が、従業員 をアルコール依存症の相談につなげるため の情報提供の実施	神奈川産業保健総合支援センター	実施	インターネットによる情報提供	○					ホームページ上でアルコール依存症の相談窓口に関する情報を 提供	
		市内企業等の従業員のアルコール依存症の 相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 よこはま企業健康マガジンにおいて適正飲酒の記事 を配信	○						【再掲】 配信日：令和4年11月2日
		市内企業等の従業員のアルコール依存症の 相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局健康推進課	実施	啓発リーフレット 「それって、ストレスのせいじゃないの？」の配布	○						区福祉保健課に合計2,930部を送付
		市職員に向けて、飲酒に関する啓発資料の 作成・周知、アルコール依存症に関する相 談対応等の実施	総務局職員健康課	実施	①市職員のこころの健康相談で、アルコールなど依存症に関 する相談にも対応している。 ②職員に対して飲酒に関する啓発資料を作成・発信してい る。	○						①随時 ②年1～2回
存 （ 3 ） 組 に 特 化 し た 取 組	ア 重複処方 の人への お知らせ	医療機関への重複受診や重複・多剤処方 が見られる人に対し、薬物依存に関する注意 喚起や適正受診に関する指導及び相談支援 機関に関する情報提供の実施	健康福祉局保険年金課	実施	①重複頻回対策事業 ②重症化リスク者適正受診勧奨事業（重複投薬、多剤服用者 へ適正受診を促す通知）		○				①通知・電話指導11件（延べ） ②1,622人	
		借金・多重債務問題の相談、法律相談な ど、依存症の本人等の目に触れる機会や場 において相談につながるリーフレット等の 配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】 依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②法テラス等への啓発資料の送付	○	○	○	○	すべて	①【再掲】 庁内機関120カ所、外部機関828カ所に配布 ②法テラスに10部ずつ送付	

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
					アルコー ル	薬物	ギャンブ ル	ネット・ ゲーム	その他	
に 特 化 し た 取 組 ギ ャ ン プ ル 等 依 存 症	ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②【再掲】公営競技の場外券売場での啓発カードの配架依頼	○	○	○	○	すべて	①【再掲】庁内機関120カ所、外部機関828カ所に配布 ②【再掲】30部5カ所に送付
	消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる広報物の配架・配布	経済局消費経済課	実施	消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる広報物の配架・配布			○	○		消費生活総合センターの展示・情報資料室にて「依存症って知っていますか?」「依存症のお悩みを抱えるあなたへ」(横浜市こころの健康相談センター発行)等の広報物を配架
ア 連携会議による支援情報の収集と共有等	・ 関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議の開催 ・ 関係機関との情報や課題の共有	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	依存症関連機関連携会議の開催	○	○	○	○	すべて	・開催回数：4回 ・参加機関：50機関
	連携会議への参加及び関係機関との情報や課題の共有	こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	実施	連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○			連携会議への参加
	連携会議の開催をはじめとした行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネットワークと顔の見える関係の構築	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症関連機関連携会議の開催	○	○	○	○	すべて	【再掲】依存症関連機関連携会議の開催
	連携会議への参加をはじめとした行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネットワークと顔の見える関係の構築	こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	実施	連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○			【再掲】連携会議への参加
身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドラインの作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	依存症支援者向けガイドラインの作成	○	○	○	○	すべて	・「入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～」令和4年10月策定 ・市民情報センター 市政刊行物・グッズ販売コーナーにて令和4年12月1日より販売	

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
					アルコー ル	薬物	ギャンブル	ネット・ ゲーム	その他	
ウ 支援ガイド ラインの作成 及び支援者 向け研修の実 施	身近な支援者の依存症理解の促進と支援の 向上を目指す、研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	依存症対応研修（基礎・実践編）の実施	○	○	○			R3年度まで実施していた基礎・実践研修から依存症に関する相談支援のスキルアップを目指す支援者向け研修として開催（オンライン開催）（7・8月：基礎編、9・10月実践編を各月1回） ・講師 全4回：田中 剛氏（矢田の丘相談室 代表） 7月：小宮 勤氏（ダルク ワイリングハウス 代表） 8月：小林 洋氏（横浜マックデイケアセンター 施設長） 9月：山田 貴志氏（横浜ダルク・ケア・センター 施設長） 10月：田村 浩司氏（全国ギャンブル依存症家族の会神奈川県） ・延べ参加者数 306名（7月：81名、8月：77名、9月：74名、10月：74名）
	身近な支援者から専門的な支援者へのつな ぎを行うための初期チェックリストや連携 フローなどを記載した、支援ガイドライン 作成にあたっての検討・情報共有	こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	実施	連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有、連携 会議の場での支援ガイドライン作成にあたっての検討・情報 共有	○	○	○			【再掲】 ・「入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び 関連課題に携わる支援者向けガイドライン～」令和4年10月 策定 ・市民情報センター 市政刊行物・グッズ販売コーナーにて 令和4年12月1日より販売
	身近な支援者の依存症理解の促進と支援の 向上を目指す、研修等の参加	こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	実施	こころの健康相談センターより、依存症対応研修（基礎・実 践編）の周知	○	○	○			【再掲】延べ参加者数：306名
	関係機関と連携を図りながら身近な支援者 から専門的な支援者への適切なつなぎの実 施	こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課	実施	各窓口が必要に応じて関係機関と連携しながら、専門的な支 援者へのつなぎを実施	○	○	○	○	すべて	・各窓口で専門的な支援者へのつなぎを実施 ・回復支援機関（横浜ダルク・ケア・センター）と連携した 個別支援（南区）（10名程度）
総合的な 依存症	身近な支援者が依存症の理解を促進する研 修等における技術支援・連携	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）の実施	○	○	○			【再掲】延べ参加者数：306名

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム	その他		
重点施策4 身近な支援者等から依存症支援のための取組	オ 身近な支援者と連携した取組	依存症の理解を促進する研修等の開催・参加	実施	依存症の理解を促進する研修等の開催・参加	○	○				・神奈川県酒害相談研修や断酒会主催の研修会への参加（鶴見区、神奈川区、西区、青葉区、戸塚区） ・生活保護担当ケースワーカー向け薬物依存症対応基礎研修に参加（青葉区）	
	カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施	介護事業者や障害福祉サービス事業者等を対象とした依存症に関する情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 依存症対応研修（基礎・実践編）の実施	○	○	○			【再掲】 延べ参加者数：306名
		子どもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合に、早期発見・早期支援につなげられるよう、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①ゲーム依存の悩みを抱える家族や支援者向けのセミナーを家族教室で実施 ②【再掲】 依存症対応研修（基礎・実践編）の実施				○		①ゲーム依存家族セミナー 日時：8月18日 テーマ：ゲーム依存の理解と対応～医療対応が必要な事例を中心に～ 講師：藤田 純一氏（横浜市立大学附属病院児童精神科医長） 参加者数：108名 ②【再掲】 延べ参加者数：306名
		介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者を対象とした依存症に関する研修等の参加	健康福祉局障害福祉推進課 健康福祉局障害施設サービス課 健康福祉局自立支援課 健康福祉局介護事業指導課 健康福祉局高齢住宅支援課	実施	各課が所管しているサービスの事業者へ依存症対応研修（基礎・実践編）等の情報提供	○	○	○			【再掲】 延べ参加者数：306名
		教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	【再掲】 薬物乱用防止啓発指導者研修会の実施		○				【再掲】 「薬物依存に関する最近の話題（OTC医薬品の乱用等）」 講師：湘南医療大学 薬学部長 鈴木勉氏 開催回数：1回（令和4年10月11日から令和4年12月23日まで） eラーニングにて実施 参加者数：217人
		教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	未実施							
	キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	身近な支援者が対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①支援者情報の提供 ②【再掲】 支援者向けガイドライン	○	○	○	○	すべて	①ホームページ上での支援者情報の掲載 ②【再掲】 「入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～」令和4年10月策定 ・市民情報センター 市政刊行物・グッズ販売コーナーにて令和4年12月1日より販売
	ク 救急医療機関との連携	救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための広報物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	救急医療機関への広報物等の送付による情報提供	○	○	○	○	すべて	市内の救急科のある医療機関に本市作成のリーフレットや広報物等を送付（市内医療機関 338箇所）
		救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための広報物の作成・配架・配布	医療局医療政策課	その他	精神保健福祉課と連携	○	○	○	○	すべて	精神保健福祉課と連携

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているもの、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
					アルコー ル	薬物	ギャンブ ル	ネット・ ゲーム	その他	
ケ かかりつけ 医への研修の 実施	かかりつけ医から専門的な支援者へのつな ぎの促進に向けて、「かかりつけ医うつ病 対応力向上研修」において、依存症の理解 促進を図る内容を追加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	○	○	○			うつ病に関する基礎知識の講義の中で、自殺との関連問題と して、アルコールを中心に依存症に関する内容に言及。 開催日：令和4年11月20日 対象及び実績：県内で医療に従事している医師 89名参加
	区役所の精神保健福祉相談及び関係各課に おける依存症への理解と相談対応力の向上 に向けた依存症に関する研修等への参加	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	①【再掲】 依存症対応研修（基礎・実践編）への参加 ②MSW新任研修への参加 ③断酒会主催の研修会への参加 ④R4厚生労働省依存症治療・相談拠点設置事業「生活保護担 当ケースワーカー向け薬物依存症対応基礎研修」への参加	○	○	○			③鶴見区、西区、南区、青葉区、戸塚区、 ④青葉区
	各課や関係機関との横断的な情報共有や連 携した対応の実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	各区窓口で必要に応じた各課や関係機関との横断的な情報共 有、複合的な問題を抱える事例における連携した対応の実施	○	○	○	○	すべて	各区窓口で連携した対応の実施
	身近な支援者に向けて、専門の医師等によ る研修の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依 存症の早期発見・早期継続支援及び啓発事業」の中で、一般 医療機関の医療従事者を対象とした研修会（地域医療連携研 修会）を開催	○					日時：9月15日 18:50～20:00 内容①：「アルコール性肝障害について」 講師①：古野 拓氏（横浜市立大学附属市民総合医療セン ター 精神医療センター部長） 内容②：「アルコール依存症の治療について」 講師②：湯村 幸氏（横浜市立大学附属市民総合医療セン ター 患者総合サポートセンター長） 参加者数：37名
ア 内科等 の気付きとつ なぎ	内科等において依存症が疑われる事例をス クリーニングし、専門的な支援者へつな ぐための仕組みづくりの検討	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	依存症セルフチェックポスター・チラシの作成・送付	○	○	○	○		依存症の早期発見・早期支援のため、内科等の市内医療機関 約3,400か所に依存症セルフチェック活用促進のためのポス ター・チラシを送付
	内科等において依存症が疑われる事例をス クリーニングし、専門的な支援者へつな ぐための仕組みづくりの検討	医療局医療政策課	その他	精神保健福祉課と連携	○	○	○	○		精神保健福祉課と連携
	依存症の本人等がアルコールに起因する疾 患により内科を受診した際に、適切に専門 医療機関や民間支援団体等へつなぐことが できるよう、医療従事者等への情報提供や 研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアル コール依存症の早期発見・早期継続支援及び啓発事業」の中 で、一般医療機関の医療従事者を対象とした研修会（地域医 療連携研修会）を開催	○					【再掲】 参加者数：37名

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アルコー ル	薬物	ギャンブ ル	ネット・ ゲーム	その他		
10 した 取組	依存症の本人等がアルコールに起因する疾 患により内科を受診した際に、適切に専門 医療機関や民間支援団体等へつなぐことが できるよう、医療従事者等への情報提供や 研修等の実施	医療局医療政策課	その他	精神保健福祉課と連携	○					精神保健福祉課と連携	
(3) 症に 特化 した 薬物 依存	保護観察所との密な連 携と情報共有	保護観察所と連携し、保護観察処分となっ ている人への支援機関に関する情報提供や 支援者向けの研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①コホート調査における交流 ②【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）の実施	○	○	○	○	すべて	①令和5年2月22日保護観察所プログラム見学 ②【再掲】延べ参加者数：306名
	情報交換や緊密に連携を行う体制づくりに 向けて、薬物依存のある保護観察対象者等 の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡 協議会への参加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議 会への出席		○					令和5年2月22日出席（こころの健康相談センター 2名、 精神保健福祉課 1名）
	保護観察の対象となった薬物依存症者のコ ホート調査へ協力し、保護観察の対象とな った人への継続的な支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	コホート調査の実施		○					・調査対象者9名（令和5年4月1日時点） ・調査開始（令和元年7月）から現在まで34名登録
(4) ギ ャ ン プ ル 等 依 存 症 に 特 化	依存症の本人や依存症が疑われる人から相 談があった場合に、借金・消費生活・法律 等に関する相談窓口等の身近な支援者から 専門的な支援者へつなぐとともに、関係機 関のホームページ等に届出される情報を紹 介するなどの啓発を実施	経済局消費経済課	実施	消費生活総合センターにおいて、依存症の本人や依存症が疑 われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等 に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつ なぐとともに、関係機関のホームページ等に届出される情報 を紹介するなどの啓発を実施			○	○			依存症に関する窓口を紹介した案件の実績はなし（令和5年 3月28日現在）
	依存症の本人や依存症が疑われる人が相談 に訪れる可能性のある、借金・消費生活・ 法律等に関する相談窓口等で、依存症の可 能性に気づき、専門的な支援者等へつなぐ ことができるよう、相談に携わる人に向け て、依存症に係る情報提供や研修などを実 施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）の実施 ②【再掲】法テラス等への啓発資料の送付	○	○	○				①【再掲】延べ参加者数：306名 ②法テラスに10部ずつ送付
ア 行政にお ける相談支援	専門相談を実施するとともに、回復プログ ラム等の案内や専門的な支援者等との連携 など、回復に向けたつなぎの実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	依存症個別相談の実施	○	○	○	○	すべて	相談延件数：1,219件	
	区役所の精神保健福祉相談において、相談 対応を行うとともに、地域の身近な窓口と して継続的な支援の実施	区高齢・障害支援課	実施	精神保健福祉相談における依存症に関する相談対応	○	○	○	○	すべて	相談延件数：2,363件	
	依存症のメカニズムや再発のサイン・対処 法について一緒に考える回復プログラムの 実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	依存症回復プログラム「WAI-Y」の実施	○	○	○	○		・参加実人数19人、延べ数113人 ・第19回「精神科治療学賞」優秀賞受賞	
	家族等が依存症について学び、対応方法・ 回復について考える家族教室の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	依存症家族教室の実施	○	○	○	○	すべて	参加延べ数：302名	

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アルコー ル	薬物	ギャンブ ル	ネット・ ゲーム	その他		
重点 施策 5 専 門 的 な 支 援 者 に よ る 回 復 の 策 （ 1 ） 総 合 的 な 支 援 策 の 回 復	イ 回復プログラム・家族教室の実施	地域資源を活用した家族教室の実施	区高給・障害支援課	実施	①アディクション（依存症）家族教室（鶴見区、神奈川区、南区合同開催） ②家族教室（保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区合同開催） ③アルコール依存症教室（金沢区） ④アディクション家族教室（港北区、緑区、青葉区、都筑区合同開催）	○	○	○	○	買い物	①12回（うち6回は外部講師に依頼）開催、会場は4回ごとに3区で持ち回り。 外部講師：大石裕代医師（大石クリニック） 参加者：延40人 ②10回開催 場所：保土ヶ谷区役所、旭区役所、瀬谷区役所 参加者：延べ7人 外部講師：島田氏（Y-ARAN） ③9回開催 場所：金沢区役所 参加者：延55人 外部講師：大石クリニック看護師、アルク相談員 ④12回開催、会場は3回ごとに4区で持ち回り。 場所：港北区役所、緑区役所、青葉区役所、都筑区役所 参加者：延24名 外部講師：田中剛氏（矢田の丘相談室 代表）
	ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援	・ 民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組の実施 ・ 他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援の提供	民間支援団体等	実施	①各民間支援団体等による支援活動 ②連携会議への参加等を通じた情報共有	○	○	○	○	すべて	①横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用し、6団体が相談活動、普及啓発、ミーティング活動等の11事業を実施 ②連携会議への参加
	エ 利用者のニーズに合った制度の検討	障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金の活動費補助の見直しの実施	○	○	○			対象活動の中で、他の公費が入っていない部分の補助対象の解釈の見直しを実施（例：講演会実施等のための内部職員活動にあたる謝金等）
		障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討	健康福祉局障害施設サービス課	実施	【再掲】横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金の活動費補助の見直しの実施	○	○	○			【再掲】対象活動の中で、他の公費が入っていない部分の補助対象の解釈の見直しを実施（例：講演会実施等のための内部職員活動にあたる謝金等）
	オ 民間支援団体等への活動支援	民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、団体が行うミーティング・普及啓発・相談等の活動へ補助 ・ 男女共同参画センターの会議室等を自助グループの活動場所として提供 ・ 自助グループが開催するセミナーの支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 政策局男女共同参画推進課	実施	横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金の交付 自助グループ支援事業	○	○	○		共依存 摂食障害	・ 自助グループ支援 依存症関連15グループ ・ 広報物「自助グループのご案内」5,000部配布
		・ 感染症予防に必要な物品を含めた活動補助の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金の交付	○	○	○			【再掲】6団体11事業へ交付

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
					アルコー ル	薬物	ギャンブル	ネット・ ゲーム	その他	
支援の取組	カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援	健康福祉局障害施設サービス課	実施	・ 障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターに対して、「災害時対応マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」の作成等を促すとともに、それぞれ実地指導の際に内容を確認し、必要な助言等を行っている。 ・ 福祉避難所を運営する社会福祉法人等に対し、助成金を交付している。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策として「障害福祉サービス継続支援事業」を実施し、衛生物品等の購入に対する補助を行っている。						通年
	キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①依存症リカバリースタッフ向け研修の実施 ②久里浜医療センター主催研修の周知等	○	○	○	○	すべて	①市内依存症回復施設スタッフ、家族会メンバーが参加 ②オンライン開催、19人参加
	ク 連携会議による情報共有	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 依存症関連機関連携会議の開催	○	○	○	○	すべて	【再掲】 ・ 開催回数：4回 ・ 参加機関：50機関
	ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】 横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び啓発事業」の中で、一般医療機関の医療従事者を対象とした研修会（地域医療連携研修会）を開催 ②久里浜医療センター研修での研修の周知等	○					①【再掲】参加者数：37名 ②医療従事者向け研修の実施
	身近な支援者が専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指すため、連携会議の開催・参加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 依存症関連機関連携会議の開催	○	○	○	○	すべて	【再掲】 ・ 開催回数：4回 ・ 参加機関：50機関

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症分野					実績（または見込）
					アルコー ル	薬物	ギャンブ ル	ネット・ ゲーム	その他	
重点 施策 6 地域 で 生 活 し な が ら 、 回 復 を 続 け る こ と を +	ア 連携会議 によるサポー ト体制の構築	身近な支援者が専門的な支援者と支援情報 の共有等の促進を図り、地域生活の中で回 復し続けられる支援体制の構築を目指すた め、連携会議の開催・参加	実施	【再掲】 連携会議への参加	○	○	○			【再掲】 連携会議への参加
	イ 地域にお ける依存症の 支援	地域生活の中での回復の継続に向けて、関 係する各主体と専門的な支援者が、情報や 技術を共有するとともに、「精神障害にも 対応した地域包括ケアシステム」構築に向 けた協議の場等において、関係者間の連携 を進め、支援体制を構築 ・ 依存症を抱える本人の地域での生活を 支える、介護事業者や障害福祉サービスマ 事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を 行うことができるよう、依存症に関する情 報提供や研修等を実施	健康福祉局精神保健福祉課 実施	①区域・市域での協議の場の開催 ②担当者向け説明会の開催 ③精神障害ピアサポート検討会の開催 ④協議の場推進のためのアドバイザー事業の実施						①区の実情に合わせ、2か月に1回程度の開催 ②年3回開催 ③全4回開催 ④4区利用
	ウ 回復や支 援に関する情 報共有	依存症の様々な支援のあり方や回復プロセ スの共有及び関係機関への周知	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 実施	【再掲】 支援者向けガイドライン	○	○	○	○	すべて	【再掲】 ・ 「入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び 関連課題に携わる支援者向けガイドライン～」令和4年10月 策定 ・ 市民情報センター 市政刊行物・グッズ販売コーナーにて 令和4年12月1日より販売
	エ 更生保護 と一体とな ったサポート	保護観察所等と連携して、民間支援団体等 に関する情報提供や依存症以外の問題に関 する相談対応の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 実施	①意見交換会の実施 ②【再掲】 コホート調査の実施		○				①年1～2回 ②【再掲】 コホート調査の実施 ・ 調査対象者9名（令和5年4月1日時点） ・ 調査開始（令和元年7月）から現在まで34名登録
	オ 就労の支 援	回復後も切れ目ない支援を継続するため、 復職に向けた様々な困難を抱える15～49歳 の人及びその家族等を対象として、総合相談 や就労セミナー、就労訓練等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 未実施	【再掲】 コホート調査の実施		○				【再掲】 コホート調査の実施 ・ 調査対象者9名（令和5年4月1日時点） ・ 調査開始（令和元年7月）から現在まで34名登録
	行政と民間支援団体等が連携し、依存症か らの回復者を雇用する企業や関係機関に対 し、依存症からの回復と就労の両立のため に必要な知識等の普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 未実施								
	若者サポートステーションにおいて、就労 に向けて様々な困難を抱える15～49歳 の人及びその家族等を対象として、総合相談 や就労セミナー、就労訓練等の実施	こども青少年局青少年育成課 実施	【事業】 若者サポートステーション事業 【内容】 就労支援、定着支援に関する就労の全般的な相談支援やセミ ナー、就労体験等を実施						困難を抱 える若者 を対象と して お り、依 存 症 ま た は 依 存 症 分 野 に 限 定 し な い。	※令和4年度12月末時点 相談件数 10,942件

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム	その他	
ポ ー ト す る 取 組	障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等の実施	健康福祉局障害自立支援課	その他	求職支援、定着支援に関する就労の全般的な相談支援を実施（依存症に特化した取り組みではなく、依存症の方も含めて引き続き、就労相談支援を実施する。）	○	○	○	○		随時
	依存症からの回復を続ける人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が地域の中で住み続けられるよう、依存症に関する正しい知識の普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】広報よこはま、Twitter、LINEにおける相談窓口の案内 ②【再掲】公共交通機関での動画広告の掲載 ③【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布	○	○	○	○	すべて	①【再掲】広報よこはま令和4年度5月号、11月号にそれぞれ記事掲載 ②【再掲】公共交通機関の車内広告等で放映 ③【再掲】庁内機関120カ所、外部機関828カ所に配布
	住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対して、公募により市営住宅の提供	建築局市営住宅課	実施	市営住宅入居者募集	○	○	○	○		年2回実施（4月・10月）
	低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすいとする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」の活用	建築局住宅政策課	実施	①セーフティネット住宅の登録制度 低額所得者、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）として大家が住宅を登録する制度 ②セーフティネット住宅の家賃などへの補助（家賃補助付きセーフティネット住宅） ③住宅確保要配慮者に対する居住支援（横浜市居住支援協議会による取組）					「住宅確保要配慮者」として定義づけられている属性（低額所得者、障害者等のいずれかに当てはまる方が対象となります。）	①セーフティネット住宅登録戸数：10,219戸(R5.3.31現在) ②家賃補助付きセーフティネット住宅戸数：173戸(R5.3.31現在)
住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討	建築局住宅政策課	実施	よこはま居住支援サポーター登録制度					「住宅確保要配慮者」として定義づけられている属性	よこはま居住支援サポーターによる居住支援の運用開始	
その他の取組		健康福祉局医療安全課	実施	市立中学校の新中学2年生への薬物乱用防止リーフレットの配布事業		○				148校（義務教育学校含む）の新中学2年生全員にリーフレット配布。
		健康福祉局医療安全課	実施	薬物乱用防止講演会の開催		○				「若者における薬物乱用の現状と、本人のやる気を引き出す支援」 講師：神奈川県立精神医療センター 依存症診療科長 青山久美氏 神奈川県及び保健所設置市合同で講演会を実施した。 出席者212名。

こころの健康相談センター等における
令和5年度の依存症対策事業について

<こころの健康相談センター及び精神保健福祉課が実施する取組>

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細	対応する 重点施策
5月	ギャンブル等依存症家族向けセミナー【継】	5月29日 横浜市技能文化会館 参加者：28名（ご家族、支援者） 講師：朝倉崇文氏（北里大学病院精神神経科医師） 佐藤しのぶ氏（NFCR ノンファミリーカウンセリングルーム 心理カウンセラー）	3、4、5
5月～	ギャンブル等依存症相談窓口紹介カードの配布【継】	依存症の簡易チェックリスト、相談窓口などを掲載したカードを配布し、配架を依頼。 配付先：各福祉保健センター、自助G、回復施設等	3
5月	公共交通における動画広告【継】	相談を勧奨する動画を作成し、公共交通機関で放映 車内広告：横浜市営地下鉄ブルーライン、相鉄線 ホームドアビジョン：みなとみらい線 （馬車道駅、元町・中華街駅） 掲示期間：令和5年5月8日～5月21日	1、2、3
5月	・広報よこはま【継】 ・横浜市LINE等からの発信【継】	・広報よこはま5月号で、ギャンブル等依存症啓発週間に合わせたセミナーや相談先について案内。 ・横浜市LINE等からのギャンブル等依存症啓発週間についての発信	1、2、3
6月～	民間支援団体の活動紹介【継】	こころの健康相談センターを民間支援団体の活動を紹介する場として活用	5
6月	・横浜市LINE等からの発信【継】	8月1日開催する若年層家族向け依存症セミナーの受付開始時期について横浜市LINE等から発信	3
8月	若年層依存症家族向けセミナー【新】	<u>8月1日 横浜市社会福祉センター</u> テーマ： <u>処方薬・市販薬依存</u> 講師： <u>青山久美氏（神奈川県立精神医療センター コ・メディカル部長、依存症診療科医師）</u>	3、4、5
9～ 10月	スキルアップ研修【継】	R3年度まで実施していた基礎・実践研修から依存症に関する相談支援のスキルアップを目指す支援者向け研修として開催（オンライン開催）（9月：基礎編を1回、10月実践編を本人支援、家族支援をテーマに2回）。※研修では、令和4年度に策定した支援者向けガイドラインを活用する。	4、5、6

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細	対応する 重点施策
10月 3月	依存症関連啓発資料の関係機関・団体への発送【継】	主に横浜市内の関係団体・機関・関連部署等へ、こころの健康相談センターで作成している広報物を発送し、実情に応じて配架・配布を依頼。	1、2、 3、4、6
11月	・広報よこはま【継】 ・横浜市LINE等からの発信【継】	・広報よこはま11月号で、アルコール関連問題啓発週間に合わせたセミナーや相談先について案内。 ・横浜市LINE等からのアルコール関連問題啓発週間についての発信（予定）。	1、2、3
11月	リカバリースタッフ向け研修【継】	時期・講師等詳細未定	5
11月	アルコール依存症家族向けセミナー【継】	11月24日 横浜市社会福祉センター 講師：湯本洋介氏（久里浜医療センター精神科医長）	3、4、5
11月	公共交通における動画広告【継】【再掲】	5と同様、公共交通機関で放映。アルコール依存症に関する相談勧奨の動画。 <u>掲示期間</u> ：11月10日～16日を含む2～3週間（交通機関により実施時期が異なる）	1、2、3
12月	ゲームに関する啓発ちらしの作成・小中学校での配布（教育委員会と共同実施）【拡】	家庭でのゲームとの付き合い方を子どもと話し合い、ルール作りをするきっかけとなること、また、ゲームによる問題がすでに起きている場合に相談につながることを目的とした、保護者向けのちらしを作成し、市立の小中学校で配布。 配布対象：小学1年生から中学3年生	1、3
1月	<u>SNS 広告の試行実施</u> 【新】	<u>Twitter で依存症に関連するワードをつぶやいた人に対してこころの健康相談センターを案内するインターネット広告を表示する。</u>	3
3月	新たな若年層向け普及啓発動画の作成及び公開【新】	主に若年層向けの依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画を制作し、動画サイト等で公開。	1、2、3
通年	<u>若年層向け普及啓発動画の動画広告</u>	<u>若年層向けの依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画を YouTube インストリーム広告にて配信</u>	1、2、3
通年	インターネットリスティング広告【継】	Yahoo! 及び Google の検索エンジンでの依存症に関連する単語で検索された際に、こころの健康相談センターを案内するインターネット広告の表示	3
通年	メール相談支援事業【継】	上記広告を活用し、背景に依存症の問題を抱えるハイリスク者を対象としたメール相談を実施	3

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細	対応する 重点施策
通年	家族等向け支援紹介動画の公開【継】	家族等向け支援紹介動画のインターネット上及び市役所庁舎等での公開	1、2、3
通年	依存症セルフチェックウェブページの公開、周知広報物の作成・配布【継】	Web 上で依存症の簡易スクリーニングテストができるページを公開。また、ウェブページを周知する広報物を作成し、配布。 依存対象：アルコール（AUDIT）、薬物（DAST-20）、ギャンブル等（SOGS）、インターネット（IAT）	3
通年	減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業【継】	横浜市立大学への委託事業で、市民総合医療センター内の減酒外来において、以下の取組を実施。 (1) 専門職員を配置し、通院患者・入院患者のアセスメント、依存症治療・支援へのつなぎ (2) 民間団体との連携及び支援情報の収集と整理 (3) 地域の医療機関の医療従事者向けに専門的な医療の知見を活かした研修、一般市民及び依存症者の家族等向けの普及啓発	1、2、 3、4、5
通年	家族教室【継】	月1回実施（5月、8月、11月は公開セミナーを実施【再掲】） 医療機関、民間支援団体等からの講師による講義・体験談、クラフト（年4回）	5
通年	回復プログラム【継】	全8回×2クール（2週に1回×8回） 令和元年度までは、週1回のコースを実施。令和2～3年度は、仕事等と両立しながら通う方を想定し、月1回のコースを試行実施した。	5
通年	専門相談【継】	専門相談員による電話・面接での相談	5
随時	連携会議【継】	令和5年度は2～3回開催予定。 開催時期：8～9月頃、12～1月頃 行政、医療、保健・福祉、司法などの機関と開催し、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有などを行う。	4、5、6
その他	民間支援団体補助金【継】	民間支援団体の活動を支援するため、団体が実施するミーティングや普及啓発、相談活動等の事業への補助金を交付 応募数：7団体 12事業（7月下旬交付決定予定） （令和2年度：13事業、令和3年度：16事業、令和4年度：6団体 11事業）	5

精神保健福祉審議会資料
令和5年8月10日
健康福祉局障害施策推進課

■ 令和4年度 横浜市退院サポート事業 実績

① 個別支援実施状況（令和5年4月1日現在）

	総支援 対象者数	支援中止	支援継続	退院	居宅						疾患名		退院フォロー (令和4年度中 フォローの みの人)	相談中
					自宅	アパート設定	GH	生活訓練 施設	その他	統合失調症	その他			
鶴見	15	1	10	4	0	2	2	0	0	9	6	1	0	
神奈川	10	0	7	3	0	0	0	3	0	10	0	2	3	
西	4	0	3	1	1	0	0	0	0	4	0	0	0	
中	15	2	5	8	0	1	2	4	1	12	3	1	1	
南	12	1	6	5	0	0	1	4	0	8	4	1	1	
港南	16	0	9	7	0	3	2	2	0	14	2	0	1	
保土ヶ谷	18	1	9	8	5	0	2	0	1	14	4	1	4	
旭	15	0	6	9	1	2	0	6	0	13	2	0	4	
磯子	10	0	5	5	1	1	0	2	1	8	2	3	0	
金沢	7	0	6	1	0	0	0	1	0	6	1	1	0	
港北	9	0	3	6	0	1	1	2	2	9	0	0	3	
緑	10	0	7	3	0	0	0	3	0	10	0	1	3	
青葉	11	1	6	4	1	1	1	1	0	10	1	1	2	
都筑	5	0	2	3	1	1	0	0	1	5	0	1	0	
戸塚	11	1	7	3	0	0	1	2	0	9	2	1	2	
栄	5	1	3	1	0	0	0	1	0	3	2	0	0	
泉	4	0	2	2	0	0	1	0	1	0	1	3	1	
瀬谷	8	0	5	3	0	1	0	1	1	6	2	1	4	
合計	185	8	101	76	10	13	13	32	8	150	32	18	29	

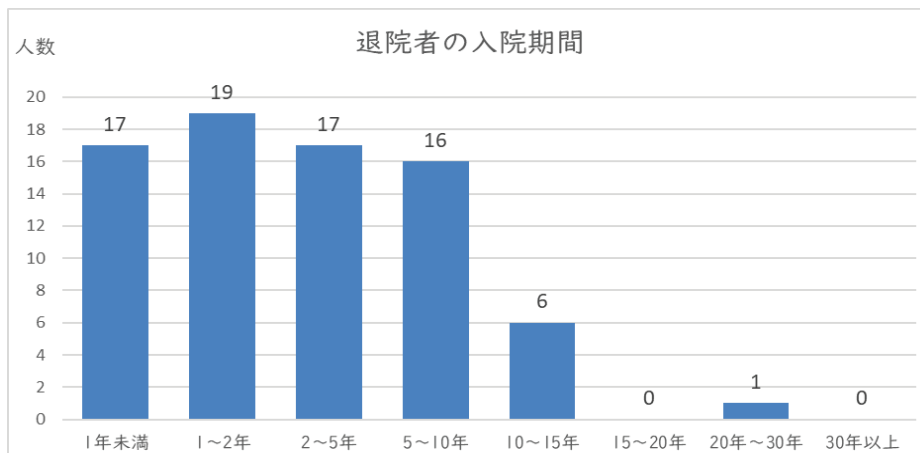
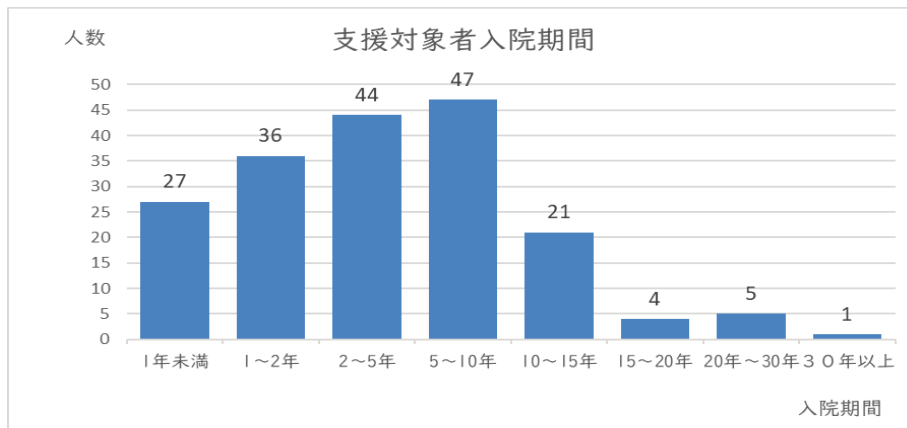
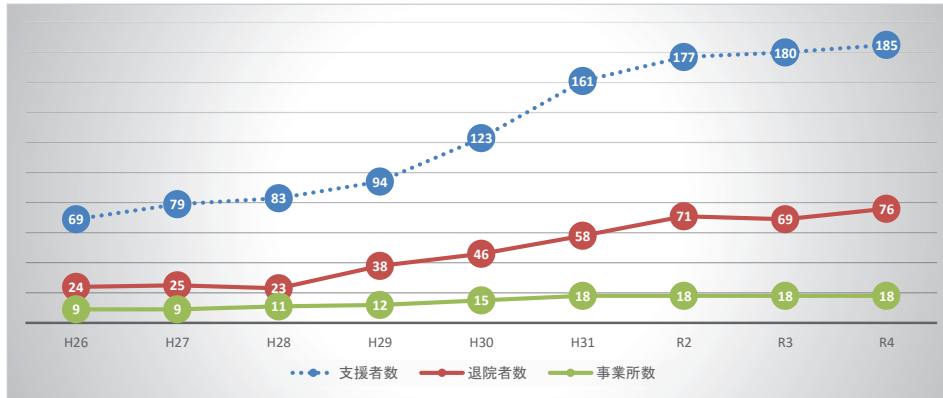
※支援継続には、年度内に一度退院したが、再入院した者も含む。

【地域移行支援利用者 再掲】

	総支援 対象者数	地域移行支 援のみ	支援中止	支援継続	退サポへ移行	退院	居宅					地域移行の みの退院者 数
							自宅	アパート設定	GH	生活訓練施設	その他	
鶴見	5	1	0	3	0	2	1	0	1	0	0	1
神奈川	2	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1
西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中	4	2	0	0	2	2	1	1	0	0	0	2
南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港南	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
旭	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
磯子	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港北	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
緑	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
青葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都筑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸塚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	8	0	8	3	7	2	3	2	0	0	4

※支援継続には、年度内に一度退院したが、再入院した者も含む。

② 実績推移



精神保健福祉対策事業について

令和4年度 精神保健福祉対策事業実績

1 こころの健康相談センター事業

(1) 精神保健福祉相談

① こころの電話相談(平日夜間・休日、365日・21時30分まで受付)

相談実件数	2462件
相談延べ件数	7368件

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、こころの不安を受け止めるため令和2年7月から、土日・祝日の体制拡充を行いました。

(2) 普及啓発

こころの健康についてリーフレットの配布や市ホームページへの掲載、SNSを活用しての情報発信を行いました。新たに啓発動画を作成しました。

2 精神医療適正化対策事業

(1) 精神科病院実地指導等

① 精神科病院等実地指導(精神保健福祉法第38条の6)

市内の精神科病床を持つ全病院に対し、入院患者の処遇、定床数の遵守や人員配置、施設・設備の管理、入院者の届出事務等について実地に調査し、入院患者の人権に配慮した適正な医療が確保されるよう指導しています。

② 入院患者実地審査(精神保健福祉法第38条の6)

入院後3か月(及び必要に応じ1年)を経過した横浜市の措置入院者全員、及び横浜市内の精神科病院等に入院している入院患者の一部を対象に、本市の依頼した精神保健指定医が、入院の要否と処遇の適否について審査しています。

令和4年度実施者数	52人(措置10人、医療保護42人)
-----------	--------------------

3 医療費公費負担事業

(1) 自立支援医療(精神通院)(令和4年度実績)

精神障害の治療のために要した通院医療費の一部を公費で負担しています。

対象者数	支払総額
72,829人	8,600,256,414 円

(2) 措置入院医療費(令和4年度実績)

市長の命令により措置入院した患者の入院医療費を公費負担しています。

対象者数	支払総額
679人	219,156,494円

(3) 重度障害者医療費助成(4年度実績)

重度の障害のある方が、医療機関にかかった時の保険診療の一部負担金を助成しています。

対象者数	支払総額
2,721人	298,228,974円

※対象者数及び支払総額は精神障害者にかかる実績です。

4 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の状態を証する手段となる手帳を交付して、手帳所持者に対する各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

(1) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療(障害者総合支援法第52条)及び精神障害者保健福祉手帳交付(精神保健福祉法45条)申請に伴う判定業務を行いました。

① 意見聴取の開催

嘱託医師(精神保健指定医)から意見を聴取し、センター長が判定を行いました。

年間24回	毎月2回	第2水曜日、第4火曜日
-------	------	-------------

② 自立支援医療(精神通院医療)の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、公費負担医療の適否を判定しました。

判定件数	判定結果
48,745 件	(承認)48,699 件

③ 精神保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

判定件数	判定結果
16,660件	(1 級) 1,516件
	(2 級) 7,452件
	(3 級) 7,615件
	(不承認) 77件

(2) 令和4年度手帳所持者数(令和5年3月末) (人)

総 計	1 級	2 級	3 級
46,975	4,424	26,963	15,588

(3) 令和4年度新規交付者数 5,370件

5 精神障害者入院医療援護金助成事業

市民税所得割額104,400円以下の世帯で同一病院につき20日以上入院した場合に、1か月につき1万円を助成しています。(令和4年度実績)

対象者数	助成件数	支払総額
2,207人	16,032件	167,202,050円

6 自殺対策事業

(1)区局の取組

ア 普及啓発

講演会開催	4回(※)	196人
-------	-------	------

※ 南区、金沢区、瀬谷区、こころの健康相談センター

イ 人材育成

研修開催	64回(※)	4,315人
------	--------	--------

※ 、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、都筑区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区、こころの健康相談センター、水道局

(2) ゲートキーパー数(自殺対策研修受講者数)

4,511人 【横浜市中期計画 2022年度～2025年度 想定事業量:15,000人】

(3) 自死遺族支援

自死遺族ホットライン (毎月第1、3水曜日)	23回	延べ76件
自死遺族の集い「そよ風」	12回	延べ70人

(4) 連携会議開催

総合的な自殺対策の推進のため、有識者や各関係団体、庁内関係課との連携会議を開催した。

よこはま自殺対策ネットワーク協議会	2回
横浜市庁内自殺対策連絡会議	2回

(5) 自殺未遂者支援

ア 救命救急センターによる自殺未遂者再発防止事業

自殺未遂者の再企図防止のため、委託先医療機関(救命救急センター)に搬送された自殺企図者130名(既遂者を含む)に対して、精神科医や臨床心理士によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援等)による支援を行いました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業

自殺未遂者の再企図防止のため、二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者のうち、本人の同意を得られた者8名に対して、委託先医療機関(精神科診療所)によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援)や一定期間継続したフォローアップを実施しました。

7 精神科救急医療対策事業

精神保健福祉法に基づく通報等に対して診察、移送及び入院措置を行う三次救急、救急医療相談に対して入院対応可能な医療機関紹介を行う二次救急及び外来診療を行う医療機関紹介を行う初期救急を実施するための精神科救急医療体制を運営しています。

(1) 三次救急等

ア 通報等の実績(件数)

- | | |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 22条(一般人の申請) | <input type="checkbox"/> 23条(警察官の通報) |
| <input type="checkbox"/> 24条(検察官の通報) | <input type="checkbox"/> 25条(保護観察所長の通報) |
| <input type="checkbox"/> 26条(矯正施設の長の通報) | <input type="checkbox"/> 26条の2(精神病院の管理者の届出) |
| <input type="checkbox"/> 26条の3(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報) | |
| <input type="checkbox"/> 27条2項(市長の職権による診察) | <input type="checkbox"/> 34条(医療保護入院のための移送) |

(件)

	申請 届出	診 察 不実施	診 察 件 数 及 び 診 察 結 果 内 訳						
			措置	緊急 措置	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
22 条	7	7	0	0	0	0	0	0	0
23 条	602	366	236	209	1	10	0	15	1
24 条	37	17	20	16	0	3	0	1	0
25 条	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 条	113	112	1	1	0	0	0	0	0
26条の2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26条の3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27条2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34条			0	0	0	0	0	0	0
合 計	759	502	257	226	1	13	0	16	1

イ 警察官通報への夜間・休日・深夜対応

病院名	救急病床数
神奈川県立精神医療センター	16床
北里大学病院	3床
市大センター病院	3床(+3床)
川崎市立川崎病院	2床
昭和大学横浜市北部病院	3床(+3床)
横浜市立みなと赤十字病院	3床
済生会横浜市東部病院	3床

合計 7病院 33床(+6床)()内は横浜市民専用病床

ウ 市民専用病床 実績

年度	病院名	入院者数	入院者数内訳		
			警察官通報等経由 (ハード救急)	精神科救急情報窓口 (ソフト救急)	その他 (区役所等)
令和4年度	市大センター病院 (3床)	18	15	4	0
	昭和大学横浜市 北部病院 (3床)	18	17	0	2

エ 夜間・休日・深夜の警察官通報の状況 (件)

	通報件数	診 察 不実施	診察件数及び診察結果内訳						
			措置 入院	緊急 措置 入院	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
夜間	171	97	63	58	0	1	0	3	1
休日	79	45	30	26	0	2	0	2	0
深夜	196	128	87	77	1	2	0	7	0

* 通報件数は受理した時間帯、診察件数は実施した時間帯で計上しているため、通報件数と診察不実施及び実施の件数の合計が異なる場合があります。

オ 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

令和2年7月より、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる精神科病院に対して、感染症リスクから守ること、受入による負担を補填することを目的に協力費を支出しました。

<支援内容>

受入協力料 9,500円(7病院)

市内の精神科病院において、本市の行政措置等による新型コロナウイルス感染症疑い患者等を受け入れた日数に応じた協力料

	受入協力日数(日)
第1四半期	12
第2四半期	2
第3四半期	3
第4四半期	10
合計	27

(2) 二次救急

相談件数(市民)	3,470 件
うち病院紹介件数等	227 件

(3) 初期救急

平成16年10月から土曜午後と休日昼間に初期救急医療事業を実施しています。

	実施日数	依頼件数	診察件数
令和4年度	123	137	60

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日程等
- (4) 議案に関する議事及び議決の状況
- (5) 議案及び関係資料
- (6) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとするができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。

3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)

第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。